

国立公文書館

国立公文書館

分類	法務省
	平成11年

排架番号	4 A
	18
	2145

裏面白紙

22.9.3
P.D. 2585

- 一、私八四元正當デアリマス。一九一八年（大正七年）十月三十日鹿兒島縣ニ生レ一九二八年（昭和十三年）九月海軍經理學校卒業一九四二年（昭和十七年）一月停職候局長事務官ニ補セラレ同年四月停職管理部長トナリ一九四四年（昭和十九年）十月五員ノ地位ニ在リマシタ。終戦當時ノ階級ハ海軍主計大尉デアリマシタ。現在鹿兒島市下荒田町五八番地ニ住ンデ居リマス。
- 二、昭和十七年六月二十五日及七月七日ニ停職收容所長會議ヲ陸軍省ニ於テ開催セラレ私ハ停職情報局事務官兼停職管理部長トシテ右會議ニ出席シマシタ。
- 三、其ノ兩會議ニハ東條大臣モ木村次官モ出席セラレス當時ノ停職情報局長官兼停職管理部長上村中將カ頭ノ會議ヲ主宰セラレマシタ。
- 四、其ノ席上上村中將ハ「新任停職收容所長ニ與フル陸軍大臣訓示」(志正第一九六二号及一九六三号)ヲ夫々代讀セラレマシタガ此ノ兩訓示ハ上村中將ガ一九四一年十二月三十日東條大臣ニ對シ停職情報局長官トシテ新任ノ挨拶ヲシタ際同大臣ヨリ與ヘラレタ一庁ノ注意ノ言葉ヲ甚覺トシア之ヲ同中將才敷衍シテ自ラ起案セラレタヒノデアリマス。
- 五、此ノ訓示附録後上村中將ハ其ノ内容ニ付大體左ノ如ク口演シマシタ。
 - ↳ 「人若ニ反セザル限リ嚴密ニ之ヲ取締リ、ト言フ語ハ一見苛酷ナ意味ヲ有スルカ如キモ實ハ夫シテ然ラズ此ノ言葉ハ自分上村ガ總任當初東條大臣ニ挨拶ニ行キタル際同大臣ヨリ與ヘラレタ注意ヲ敷衍シタヒノデアルガコソ表現ガ果シテ大臣ノ意ヲ誤リナク表現シ居ルヤ否ヤ不明ナルモ當スルニソノ意味ハ總志ノ競争ニ於テ停職ノ取扱ニ緩ニ及シ種々ノ不祥事件ヲ惹起シタ。殊ニ村岡中將子爵總督一般國民ノ聲譽ヲ損ツタ事例モ少クナカッタノデ斯ルコトヲ内ニ秘返ケマ振ニセヨト言フコトデアル。自分上村ハ當時停職收容所長デアツタ経歴ニ鑑ミ東條大臣ガ時ニ親心ヲ以テ自分ニ注

裏面白紙

P. D. 2588

三ツレタヒノデアル。

ソノ真意ハ「併呑」ト云フコトニ外ナラナイ故決シテ裁断ナキ極望ム。

「併呑」ハ「併呑」ト云フコトナク、勢力特長ヲ我生産権ニ活用スルコトハ、我ノ意デアル。今次ノ戦争ハ、國家力試テアルカラ、國民ノ能力ヲ擧ゲテ、戰爭遂行ニ努力シナケレバナラヌ。然ルニ此ノ間ニアツテ、併呑ノミヲ述云ノ事、例ノ如ク、放縱ニ望セシメンカ、一船國民ノ勞動觀念ヲ弛緩セシメ、極メテ、愚鈍ヲ興ヘ、暴イテハ、戰爭遂行ニ大ナル支障ヲ來スベシ。

現下ノ情況ニ於テハ、我國ハ未ダ併呑ノ勢勳ニ期待セザルベカラザル程度ニ、勞動力不足シアラザルニ、併呑中ニハ、優秀ナル技術ヲ有スルモノアルベキヲ以テ、ソノ特長ヲ發揮セシムルト共ニ、其他ノ者ニ、併呑ナル義務ヲ與ヘ、一船國民ニ對シテ併呑ニ同意ヲ食ラシメ、臣民カ加キ、印度ヲ與ヘザルコト肝要ナリ。

尙存疑ナル將校及軍士等ニハ、強制的ニ義務ニ服セシメテハナラヌ。

「我地民衆ニ對シテ大和民族ノ優秀性ヲ体得セシム」トハ、我ノ意ナリ。

今次ノ戦争ハ、道義戰ナルニ、蓋シ併呑ノ取扱ミモ、トヨリ道義ニ立脚セネバナラヌ。道義ニ基ク公正ナル併呑ノ取扱ヲ通シテ、日本民族ノ道義性ヲ顯揚セラレ度。ソノ結果トシテ、自然ニ我地民衆ハ大和民族ノ優秀性ヲ体得スルニ至ル可シ。

コノ説明ヲ聞キ、私田元ハ併呑ノ取扱ヲ面シ、日本軍ノ武力ヲ暗示スルト云フガ如キ、印象ハ全然受ケナカッタ。

「併呑」ニ上村中將ハ、軍務大臣ハ、過去ノ戦争ノ例ニ於ケルガ如キ併呑ノ取扱ヲ強ク戒メラレ公ニナル取扱ヲナス様注意セラレタルヲ以テ、ソノ意ヲ体シ、本訓示ヲ起草シタルモノナル故、諸官ハ此ノ

「併呑」ニ對シテ、我地民衆ニ對シテ、道義戰ナルニ、蓋シ併呑ノ取扱ミモ、トヨリ道義ニ立脚セネバナラヌ。道義ニ基ク公正ナル併呑ノ取扱ヲ通シテ、日本民族ノ道義性ヲ顯揚セラレ度。ソノ結果トシテ、自然ニ我地民衆ハ大和民族ノ優秀性ヲ体得スルニ至ル可シ。

「我地民衆ニ對シテ大和民族ノ優秀性ヲ体得セシム」トハ、我ノ意ナリ。

今次ノ戦争ハ、道義戰ナルニ、蓋シ併呑ノ取扱ミモ、トヨリ道義ニ立脚セネバナラヌ。道義ニ基ク公正ナル併呑ノ取扱ヲ通シテ、日本民族ノ道義性ヲ顯揚セラレ度。ソノ結果トシテ、自然ニ我地民衆ハ大和民族ノ優秀性ヲ体得スルニ至ル可シ。

コノ説明ヲ聞キ、私田元ハ併呑ノ取扱ヲ面シ、日本軍ノ武力ヲ暗示スルト云フガ如キ、印象ハ全然受ケナカッタ。

「併呑」ニ上村中將ハ、軍務大臣ハ、過去ノ戦争ノ例ニ於ケルガ如キ併呑ノ取扱ヲ強ク戒メラレ公ニナル取扱ヲナス様注意セラレタルヲ以テ、ソノ意ヲ体シ、本訓示ヲ起草シタルモノナル故、諸官ハ此ノ

「併呑」ニ對シテ、我地民衆ニ對シテ、道義戰ナルニ、蓋シ併呑ノ取扱ミモ、トヨリ道義ニ立脚セネバナラヌ。道義ニ基ク公正ナル併呑ノ取扱ヲ通シテ、日本民族ノ道義性ヲ顯揚セラレ度。ソノ結果トシテ、自然ニ我地民衆ハ大和民族ノ優秀性ヲ体得スルニ至ル可シ。

コノ説明ヲ聞キ、私田元ハ併呑ノ取扱ヲ面シ、日本軍ノ武力ヲ暗示スルト云フガ如キ、印象ハ全然受ケナカッタ。

「併呑」ニ上村中將ハ、軍務大臣ハ、過去ノ戦争ノ例ニ於ケルガ如キ併呑ノ取扱ヲ強ク戒メラレ公ニナル取扱ヲナス様注意セラレタルヲ以テ、ソノ意ヲ体シ、本訓示ヲ起草シタルモノナル故、諸官ハ此ノ

「併呑」ニ對シテ、我地民衆ニ對シテ、道義戰ナルニ、蓋シ併呑ノ取扱ミモ、トヨリ道義ニ立脚セネバナラヌ。道義ニ基ク公正ナル併呑ノ取扱ヲ通シテ、日本民族ノ道義性ヲ顯揚セラレ度。ソノ結果トシテ、自然ニ我地民衆ハ大和民族ノ優秀性ヲ体得スルニ至ル可シ。

コノ説明ヲ聞キ、私田元ハ併呑ノ取扱ヲ面シ、日本軍ノ武力ヲ暗示スルト云フガ如キ、印象ハ全然受ケナカッタ。

「併呑」ニ上村中將ハ、軍務大臣ハ、過去ノ戦争ノ例ニ於ケルガ如キ併呑ノ取扱ヲ強ク戒メラレ公ニナル取扱ヲナス様注意セラレタルヲ以テ、ソノ意ヲ体シ、本訓示ヲ起草シタルモノナル故、諸官ハ此ノ

一 白雲殿ノ修繕ニヨリ平定ノ水長坂邊迄ヨリ一帯ヲ一トテ善カシテアリマスガ修繕者トシテハ朝
 野ニ修繕ヲ收容スル由クハ既述ノ如ク相付ニ得ラズ南方ノ修繕ヲ復方安全地城ニ殺スル一手段デ
 アルト解ラ且ソノ修繕ニヨリ行動ニタノマアリマシテ守備人ノ修繕ヲ監視全ク一掃スル由クニ修繕
 司見地物ニスル由クテハ修繕アリマセンアリシカ
 二 修繕司重一軍九軍一ノ次官ヨリ朝鮮邊邊長ヘ西修繕一ノ案ニ由リ修繕ニヨル收容所建設建
 八修繕ノ取扱上修繕ニ由リ修繕アリト記述シアルモノノ案ハ次ノ如クデアリマス
 三 守子朝鮮邊邊長一八軍一ノ取扱所ニ元寇スベキ軍物ハ京城府及平壤府ノ修繕校一トア
 リマス
 四 修繕司長ヲ收容所ニ收容マルコトハ我々トシテ修繕マシキ事ヲサレバトテ朝鮮ノ修繕校徒ニト
 リテ取扱大切ナル修繕校ヲ修繕校トシテ何カ外ニ適當ナル建修アルニアラスヤトノ意デアリマス
 五 本件朝鮮邊邊長一八軍一ノ修繕ノ案ニ由リ修繕ノ案ニ由リ修繕長トナリ居ルニコレハ修繕校徒ノ事
 務的修繕ニヨツタモノデアリマス

附録第一頁二

昭和十五年(一九四〇年)三月三日
大正大臣口頭訓示要旨

時局愈々重大ニシテ暴徒首途尙遠ナリ、我ハ益々緊迫ヲ感作シテ
 ヲ化シテ暴徒ノ目的ニ達セサルヘカラス此ノ秋ニ方リ諸官ハ須
 ク内閣ノ訓示ヲ徹底シテ平ナル奮念トシテトテ以テ本務ノ進
 ニ全力ヲ傾注スルヲ要ス

官ニ於ケル犯罪ハ依然尠少シアラス然中上官暴行、流合、逃亡等ノ
 紀律維持ハ重要視シテ取締多シアルハ遺憾ニ達ヘス長官等ハ
 ノ注意ハ徹底ニ及ボス事ヲ望ム大ナルモノアリ軍司法ノ
 ハ暴徒ノ横暴ヲ抑制シテ之ヲ遠シニ中正妥當ナル大綱ヲ
 ルコトクモ存立ノ要ヲ爲スルニ由テ左列ノ諸官ハ之ヲ注意
 シムルヲ要ス、諸官又一頁書ク如キ由テ左列ノ諸官ハ之ヲ注意
 ノ存立ヲ要スルニ由テ左列ノ諸官ハ之ヲ注意シテ之ヲ注意
 自ラ立ノ存立ニ資スルニ由テ左列ノ諸官ハ之ヲ注意シテ之ヲ注意

又答立ニシスルニ関テ

自分ハ第一復員局ヲ管理シ長ノ職ニ任ルコトナル事、是ニ對シテ尙セル日本國ニ在リ
印刷セラレ二頁ヨリ成ルニ至ル十五年ハ一九一〇年（舊曆）迄ニ至ルニ於ケルニ
其大臣口頭聖旨ヲ奉テ其スル印付ハ日本國領内ニ在リ一長局一ノ係任ニ在ル
其等ノ簽章ノ正レニシテ復員局ナル事ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月二十三日 於東京

第一復員局長 山 本 啓

右簽名印ハ自分ノ面前ニ於テシテシレタルモノナルコトヲ證明ス

日 於 東京

立會人

第一復員局長

高橋

附録第一其三

陸密第二六六號

軍紀風紀ノ振肅ニ關スル件陸軍一般へ通牒

昭和十九年（一九四四年）一月二十八日

陸軍次官

從來軍紀風紀ノ振肅ニ關シテハ機會アル毎ニ強ク要求セラレ各級幹部亦
 夫々其ノ職分ニ從ヒ大イニ努力セラレアル所ナルモ惡質軍紀犯ノ發生ハ
 ノミナラズ一部ニ於テハ猖行長期ニ互リ隱蔽續行
 又私的制裁ノ弊害ハ虞ルベキモノアルニ拘ラス此
 ルヤ極メテ久シ而シテ最近兵備ノ増強ニ伴ヒ幹部
 現況ニ於テハ唯單ニ訓示注意ノミヲ以テハ到底軍
 紀風紀振肅ノ目的ヲ達スルニ難キモノアルヲ痛感セザルヲ得ズ
 決戦下皇軍ノ精強ヲ最高度ニ發揮スベキ秋上級將校以下軍紀風紀ノ振肅
 ニ關スル決意ヲ新々ニシ具體的施策ヲ樹立シ且之ヲ強力ニ斷行シ以テ精
 強無比ノ皇軍ノ本領ヲ如實ニ發揮スル如ク監督指導相成度依命通牒ス

昭和十九年一月二十八日
 陸軍次官
 高橋

高橋

附録第一其三

陸密第二六六號

軍紀風紀ノ振肅ニ關スル件陸軍一般へ通牒

昭和十九年（一九四四年）一月二十八日

陸軍次官

從來軍紀風紀ノ振肅ニ關シテハ機會アル毎ニ強ク要求セラレ各級幹部亦
 夫々其ノ職分ニ從ヒ大イニ努力セラレアル所ナルモ惡質軍紀犯ノ發生ハ
 依然其ノ跡ヲ絶タザルノミナラス一部ニ於テハ犯行長期ニ互リ隱蔽續行
 セラレアル事實アリ、又私的制裁ノ弊害ハ虞ルベキモノアルニ拘ラズ此
 ノ弊風ノ刷新セラザルヤ極メテ久シ而シテ最近兵備ノ増強ニ伴ヒ幹部
 以下素質ノ變動著シキ現況ニ於テハ唯單ニ訓示注意ノミヲ以テハ到底軍
 紀風紀振肅ノ成果期シ難キモノアルヲ痛感セサルヲ得ズ
 決戦下皇軍ノ精強ヲ最高度ニ發揮スベキ秋上級將校以下軍紀風紀ノ振肅
 ニ關スル決意ヲ新々ニ具體的施策ヲ樹立シ且之ヲ強力ニ斷行シ以テ精
 強無比ノ皇軍ノ本領ヲ如實ニ發揮スル如ク監督指導相成度依命通牒ス

裏面白紙

文藝成立ニ關スル證明書

自分ハ第一復員局文藝課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレ二頁ヨリ成ル陸軍第二六六號軍紀風紀ノ振肅ニ關スル件陸軍一般ヘ通牒ト題スル印刷物ハ日本政府（第一復員局）ノ保管ニ係ル文藝ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月二十三日 於東京

第一復員局文藝課長 美 山 要 藏

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於同所

立會人 草野約一郎

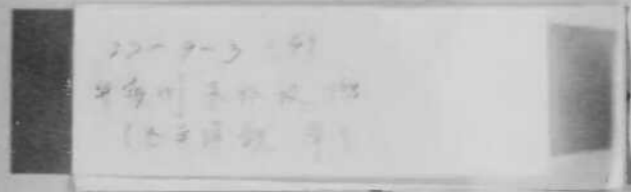
裏面白紙

日露陸戰國際法論抜粋

法學博士 有智長雄 編纂
文學博士

參照本部譯託 日露陸戰國際法論

東京偕行社藏 版



略)

(自一九六頁
至二〇一頁)

- 1 -

第三十回節 日本内地ニ於ケル傷患待遇

滿洲ヨリ日本内地ニ移送スル傷患ハ、一區之ヲ大連ニ集合シ、運送船ノ便ヲ俟テ陸軍ノ碇泊地司令部所在地タル宇品ニ同ク輸送シ、宇品附近ニ於テ風光繪ノ如キ内海ノ似島ニ上陸セシメ、消毒ヲ行ヒタリ。傷患者ハ、日本赤十字社ノ病院船又ハ同社救護員ノ勸誘スル陸軍病院船ヲ以テ輸送シタリ。而シテ健康者ハ或ハ似島ヨリ船便ニ由リ、或ハ宇品ヨリ鐵道ヲ以テ松山、津寺、姫路、伏見、大阪、仙臺、香志野ニ發送シテ停

D EF IOC 7 236

7

日露陸戰國際法論抜粋

法學博士 有 柳 長 雄 著
文學博士

參照本部囑託 日露陸戰國際法論

東京偕行社出版

(中 略)

(自一九六頁
至二〇一頁)

鐵道十四節 日本内地ニ於ケル傷病死

滿洲ヨリ日本内地ニ後送スル傷病兵ハ、一旦之ヲ大連ニ集合シ、運送船ノ價ヲ俟テ陸軍ノ碇泊地司令部所在地タル宇品ニ向テ輸送シ、宇品附近ニ於テ風光繪ノ如キ内海ノ似島ニ上陸セシメ、消毒ヲ行ヒタリ。傷病者ハ、日本赤十字社ノ病院船又ハ同社救護員ノ勸誘スル陸軍病院船ヲ以テ輸送シタリ。而シテ健康者ハ或ハ似島ヨリ船僱ニ由リ、或ハ宇品ヨリ鐵道ヲ以テ松山、雁寺、姫崎、伏見、大阪、仙臺、發志野ニ發送シテ管

D EF IOC 236

- 1 -

編 田 副 卷

DLEF LOC # 236

邸、監獄所又ハ兵營、官舎、寺院又ハ私人ノ別荘等ニ收養せらる。學費抑
 留ノ場所ハ熟シキ其ノ健康地タルト監督ノ容易ナルトヲ主タル條件トシ
 テ選擇せらるルモノナリ。候補者ハ或ハ俸給無者ノ爲ニ特ニ開設せらるる寮
 陸ニ收養せ、又或ルモノハ留守師團ノ預備病院ニ收養せらるルコト經ニ述
 ブルカ如シ。而シテ其ノ治療ハ大抵ノ場合ニ於テ日本赤十字社ノ義士員
 ニ委託セラレタリ。
 日露戦争ノ當時ニ於テ海軍ニ依リ生ジタル學費ノ待遇ニ關シテハ一定ノ
 規則アラザリシガ、日本ハ海軍ニ依リ差別ヲ爲スコトヲ欲セズ、因リテ
 海軍省令ヲ以テ海軍ノ兵卒中之陸軍ニ委託スルノ制ヲ設ケラレタリ。
 二十七年二月十七日海軍省令第三三號。
 平生學費ノ生活ニ便シタル程度將校ノ職令ハ日本ノ待遇ニ不齊ヲ感キ、
 實情ノ新聞紙ニ不平ヲ演じたりト雖、秋山參謀官ノ慰言ニ依レバ、學費
 ハ一般ニ令給、視察等ニ付差足ノ爲ニ裁せらる。三十八年三月刊行陸軍
 法典卷八三頁以下日本ノ給養規則ニ依リ定メラル學費一名一日ノ給養費

- 2 -

裏面白紙

ハ、之ヲ歐洲ニ於ケル生活様ニ比スルトモハ實ニ小都ナリト雖、日本ニ
 於テハ物價便宜ナルニ因リ、之ヲ以テ儉アリトシタリ。
 又會テ庶民ニ在リテも、身分ノ金ヲ私有スル者アリテ、不法
 ノ事買ニ由リ親トニ殺害モテ日本ニ於ケル儉ノ手當金額ノ笑フヘク少額
 ナルコトモ亦、然レトモ一般ノ弊、士卒ハ世ノ財ニ盡カテ
 實際ナル所アザリナリ。
 自己ノ宗廟ヲ維持スルコトニ就カテハ、禮ヲノ標度ニ最大ノ自由ヲ與ヘム
 リ、錢十五箇ニ達ヘタルニヨリイテ主君ハ強カ政府ノ許諾ヲ經テ、其ノ徒
 弟タル日本人ノ宗廟ヲ存貯所ニ派遣シ、伊直ノ爲ニ希聖正統ノ禮拜ヲ行
 ハシメタリ而シテ希聖正統ニ屬セサル他ノ伊直ニモ雖ク其ノ感スル所ニ
 關シテ禮拜スルコトヲ許シタリ。聚者ノ間々ヨトテ得タル二ノ場合ハ、精
 有ナル禮拜スルニ拘ナシ、作ノ各宗ト均シク進行ヲ許サレタリ。其ノ
 一ハ何宗ナルカ令其ノ宗名ヲ書ニセヌト雖、之ヲ應スル一國ノ伊直ハ、
 祭期ニ至レハ一週間全ク他宗者ノ饗應シタル食物ヲ食ハス、肉及野菜ヲ
 原料ノマニテ支給ヲ受テ、其ノ白ク焚キタル火ヲ以テ自ラ調理シ、之

3

L E F L00 236

9

裏面白紙

DEF LOC # 236

分等ヲ他宗者ノ用トサリト新製ノ器物ニ盛リテ食ヤンコトヲ願出テ、許
 可ヤラレタリ。
 其ノ二ノ場合ハ、武ル宗旨ニ應スル長卒數名ニ限リ、月ガ一定ノ形状ニ
 造スルトキハ夜燈キズ、戶外ニ在リテ祈禱シタル事レナリ。海牙規則
 第十八條ニ依リ經テ世統ノ神興式ヲ公許シタリ。
 學士柳松及高橋警備ニシテ官於テ有スルモノハ陸軍大臣ノ許可ヲ得、且
 逃走ヤサルコトヲ宣稱シタル上、松窓所外一定ノ区域内ニ在ル屋敷ニ其
 ノ家業ト同様スルコトヲ許サレタリ。又經テノ學士ハ逃走ヤサルノ宣稱
 ヲ爲シタル上、其ノ監禁ノ任ニ在ル衛戍司令官ノ許可ヲ得テ、一定ノ地
 域ヲ限リ自由散歩スルコトヲ許サレタリ。松山ニ於テ、家業ト同様シタ
 ル者十六戸アリ、其ノ家業中ニハ益々貧窮ヨリ來リシモノアリ、又旅隣關
 域前ヨリ同地ヲ耕作シタリ、又其分ハ下士ナレトモ其ノ寡女ヲ反逆切
 斷シタルニ限リ、特別ノ監禁ヲ以テ民屋居住ヲ許サレタル者一人アリ。
 其ニ特許スルモノハ、松山ニ吹家ヤラレタル停處ニシテ其ノ旧土生活ヲ專
 ト、難和ノ後一旦歸國シテ、又松山ニ來リ、環ニ同地ニ居住スル者數名

— 4 —

裏面白紙

DE F LOC # 236

アルコト最シナリ。

秋山翁著書曰、韓陸停戦中、日本盟ヲ解スル者ハ殆ト無ク、獨ニヨリ
蕨爾ナル帝國内地ニ敗寇ヲヲレタル俘虜ニ對シ、其ノ押収中ノ憂鬱ヲ輕
減シテノ日常ノ用務ヲ究タシメシニハ彼等ノ國難ニ通スル通融ヲ學ビ此
寮所ニ陸軍タルノ必要アリタルガ爲ニ、帝皇陛下ハ最モ此ノ時ニ注意シ
成ルベク英、佛、獨等ノ國難ニ通融スル將校下士卒ヲ俾以敗寇所擧員以
下ニ採用シタルノ外、和語通譯ヲ得ルトスルニ就テハ、出征部隊ニ其ノ
多數ヲ要シタル頃モ、非常ノ困難ヲ感じタルニ拘ラズ、全國各俾以敗寇
所ニ漏レナク、百六十二名ノ通譯ヲ配屬シタリト。一九〇六年「國際
法及比較法新叢誌」七一頁以下。

歐國政府ハ日本ノ規定シタル外字新聞ヲ購讀スルコトヲ許サレタリ。即
チ日本内地ニ刊行スルモノニテハ「ジヤパ、ダイム」 「ジヤパ、
ムール」及「ジヤパ、カセット」ヲ許サレ、英國倫敦刊行ノ「ダイム
ムール」、佛國ノ「タム」、合衆國ノ「サム」、獨逸ノ「ノルド、ドイテヨ
、アルゲマイナ、ツアイツング」、義太利ノ「ノイニ、フライツ、ブレ

- 5 -

裏面白紙

セシテ許サレタリ。而シテ彼等ハ海牙條約第十六條ノ所載贈與品ノ名
 録ヲ以テ、書籍及冊子ヲ受領スルコトヲ許サレタリ。然ルトモ日本政府
 ハ敘國政府ニ激烈ニ反對スル文章ヲ傳虜ノ間ニ傳授スルヲ欲サザリシヲ
 以テ、「歐陽革命」ト題スル雜誌ト、同盟革命黨カ獨逸ニ於テ刊行スル
 「オーストリアニ」ト云ヘル雜誌トハ受領ヲ許サザリキ。

又新聞停送ハ日、露、英、佛、獨逸ノ一ヲ以テ記シタル郵便、郵便ヲ隨
 軍官艦ノ送附ヲ受テ受領スルコトヲ許サレ、又郵便爲替ヲ以テ金貨ヲ受
 領スルコトヲ許サレタリ。其ノ價書、端書、小包郵便及郵便爲替ハ總テ
 免稅ナリキ。

- 6 -

DEF DJC # 236

學府情報機關ニ付テハ、我が國ノ學府情報局ハ三十七年三月三十日以後
 毎週一閱ヲ以テ東京特派員公使ニ、我が國ニ在ル擇國停送ノ名簿ヲ通知シ
 タリ。爾後同年八月ニ至リ日露兩國ノ情報機關ニ直接ノ交通ヲ開キ、日
 露停送情報局ハ俄ル日本人ノ名簿ヲ在柏林日本公使館ニ通知シ、日本情
 報局ノ學府停送國人ノ名簿ヲ在北京駐露公使館ニ發給スルコトトシタリ。

我が情報局ハ爾ル正議ニ毎月五日、十五日、二十五日ノ三回ニ名簿ヲ通

12

裏面白紙

LD P 100 # 235

知し戦争ノ終ニ至リ、在日本歸國俘虜及其ノ死亡者ニ關シ情報局ニ信ハ
 爾カテ報告ノ材料トシテヨルル餘々寡キ一掃シ、感取ノタメ日本ニ派
 遣セラルルガニロヲ將軍ニ交付シタリ。

マルテレス博士ハ此ニ對シテハ愉快トスル公平ノ心ヲ以テ、社会ノ在
 スル毎ニ日亦ノ感取ニ關シテ勸告ヲ稱美セラレタリ。就中三十九年、一
 月ニキープニ於テ限カレタル赤十字條約改正會任ニ於テ、又馬十年六
 月倫敦ニ派シタル第八號國赤十字總會ニ於テ其ノ意ヲ述ベ、又仁情
 發展ノ聲ヲ以テ特ニ在日盟日本公使ヲ訪問シテ對辭ヲ爲セリタル
 ニトシ、次ノ公文三十九年十二月十四日附外
 務大臣ヨリ陸軍大臣ニ依リ之ヲ見ルコトヲ得ヘシ

日軍戰役中ノ國俘虜情報局長官タリシ同ノ外務省顧問博士マルテレス
 氏年月五日在日盟本野公使ヲ往訪シ、長官ノ資格ヲ以テ戰役中本邦ニ
 於テハ經國學術ノ取扱方ノ新メテ學識ナリシニ對シ正式ニ帝國政府ニ
 感謝ノ意ヲ表シ、感取ヲ以テ右側總方依預有之儀旨、同公使ヨリ具報有
 之儀旨、右様御承知相成度此段申進儀也

(中 略)

13

裏面白紙

DEF DOC # 236

不 許
複 製

明治四十四年六月廿五日印刷
明治四十四年七月五日發行

東京市小石川區菰荷谷町五十六番地
著 者 有 樂 長 雄
東京市麹町區飯田町二丁目五十二番地
發 行 者 結 川 龜 五 郎
東京市麹町區飯田町二丁目五十二番地
發 行 所 東 京 借 書 社
東京市麹町區紀尾井町三番地
原 著 者 中 村 嘉 三
東京市麹町區紀尾井町三番地
印 刷 所 元 眞 社

- 8 -

14

裏 面 白 紙

文書ノ出所ニ關スル證明書

一 自分渡在島給ハ大正四年カラ昭和二十年迄海軍省参事官又ハ海軍教授
兼海軍書記官兼トシテ海軍大臣官房ニ在リ國際法規四年事務ニ關與シ
爾來引續キ第二復員省次ヲ復員廳第二復員局ニ勤務スル者デアル。

二 本證明書ニ添付シタ日本語ニ依リ印刷セラレ六九頁ヨリ成ル

「日露陸戰國際法繪」

ト願スル書翰ハ職務上參考トシテ入手シ現存迄所持シテホタモノデア
ル。

右各號ハ眞實ナルコトヲ證明スル

昭和二十二年一月十四日 於東京

横 正 宣 治

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人

宗 宮 備 次

DEF DOC 5 256

裏
面
白
紙

22
高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

貞夫 其他

Handwritten notes on a slip of paper, partially obscured by a black bar at the top. The text is in Japanese and appears to be a list or set of instructions.

宣誓供述書

供述者 近藤 環太郎

自分儀我國ニ行ヘルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

20

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 近藤 稔 太郎

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙

裏面白紙

一 私ハ近藤撥太郎デアリマス 現在埼玉縣浦和市常盤町ニ住ンデオリマス、私ハ明治二十七年十一月十三日長野縣ニ生レ大正九年七月東京帝國大學ヲ卒業一九四二年（昭和十七年）一月ヨリ一九四四年（昭和十九年）七月マテ神奈川縣知事デアリマシタ。

一 私ハ法廷證一九六九號「俘虜就勞狀況ニ關スル件報告」ニ付左ノ如ク陳述シマス。

(一) コノ報告書ハ私ガ神奈川縣知事時代ニ私ノ名義デ所管大臣デアル内務、厚生兩大臣ニ報告シタモノノ寫ヲ參考ニ供スル爲ニ東部軍司官ニ送附シタモノデアリマス

私ハ東部軍司令官ニ對シテハ報告スベキ何等ノ義務ハアリマセンデシ

タ 東部軍司令官部テハ私ガ參考ノ爲報告シタモノ勿論其儘陸軍省ニ送附シタモノト思ヒマス

(二) コノ報告書ニハ俘虜就勞ニヨリ日本人特ニ勞務者ニ好影響ヲ齎シタコトヲ記述シテオリマス

(三) コノ報告書ノ最後ノ節ニ「勿論就勞ニ關シ一般ニ知ラシメタルモノニ非ザルモ就勞場所、收容所間ノ往復途中等ニ於テ俘虜ノ就勞ヲ夫レトナク察知シタル一般人ハ……」ト記述シアル如ク 偶々就勞場所ト收容所間ノ往復途中ヲ瞥見シタ通行人ガ秘カニ其ノ感想ヲ述ベタモノデアリマス 俘虜ヲ故意ニ見セ物ニシタモノデアリマセン、

(四)

私ハ上司其ノ他ヨリ倅虜ヲ人目ニ曝ス様ニトノ指示又ハ示唆ヲ受ケタ
 コトハアリマセン
 又私カラ現場體圖ニ就テ豫ナ指示、暗示等ヲテシタコトモアリマセン
 要スルニコノ報告書ハ現地諸機關ヨリ一紙ノ例ニ倣ヒ縣ニ報告セラ
 レタモノヲ縣ニ於テ集録シ上級官廳タル内務、厚生兩大臣ニ報告スル
 ト共ニソノ寫ヲ参考マデニ東部軍司令官ニ送附シタモノデアリ何等特
 別ノ意義ヲ有スルモノデアリマセン。

裏面白紙

Def. Doc. #2106

同日於同所

立會人 安部 明

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

3

昭和二十二年（一九四七年）八月十五日 於清和町常盤町一〇ノ二八

供 送 者 近 藤 振 太郎

裏面白紙

誓
フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宜

誓

書

署名捺印

近

藤

讓

太

郎

4

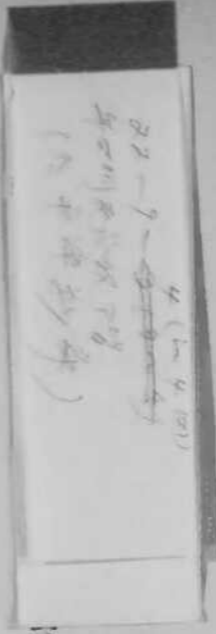
裏面白紙

NO. 26
Def. Doc. # 1921
E 3068

(2頁欠)

Exhibit # _____

高橋



自分僕我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供進致シマス

石 杉 田 一 次

荒 木 貞 夫 其 他

計

極東國際軍事裁判所
亞米利加合衆國 其 他

no. 26
Def. Doc. # 1921
E 3068

(2頁欠)

Exhibit # _____

高橋

自分僭我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ瀆リ宣誓ヲ爲シタル上テノ如ク供述致シマス

宣誓供述書

供述者 杉 田 一 次

荒 木 貞 夫 其 他

計

極東國際軍事裁判所
亞米利加合衆國 其 他

裏面白紙

一、私ハ杉田一次

明治三十七年三月三十一日生レ、現住所ハ東京都世田ヶ谷區北澤二丁目一七
四番地大正十年陸軍士官學校予科ニ入學英ニ留學スル外各種ノ任務ニ服シ
タ後、太平洋戦争開始ニ方ハテハ第二十五軍（指揮官ハ山下大尉）ノ參謀ト
ナリ昭和十七年四月二十三日大卒營參謀ニ轉任ノ命ヲ受ケマシタ。

此ノ間ニ於ケル私ノ任務ハ昭和十七年三月十六日迄ハ情報主任參謀デアリ、
新嘉坡陷落後約一ヶ月間ハ英軍トノ連絡將校ヲ務メマシタ。

昭和十七年三月中旬以後東京轉任迄ノ間ハ作戦主任參謀デアリマシタ。

三、馬來作戦開始ニ當リ山下軍司官ノ下サレタ訓示（燒却セラレタ）ニハ現住
民トノ友好ヲ第一トスル方針ナル旨ヲ強調サレ又新嘉坡陷落ニ當リテ二月八

日頃新嘉坡ヲ接收スル方針トシテ、新嘉坡陷落ハ南方各民族ノミナラズ世界
各國ニ與ヘル影響大ナルモノアリマスカラ寧故ヲ起サズニ模範的ニヤルコトト

ヲ定メラレテ居リマシタ。我々ハ其ノ方針ニ遵ツテ行動シテ居リマシタ。又

山下大尉ハ其ノ降伏勸告文（英軍側ニアルト思フ）ニ於テパーシバル將軍ニ

裏面白紙

裏面白紙

ル一附近ノ近衛師團ノ渡河ニ際シ華僑ハ敵機ノ夜間爆撃ヲ誘導シマシタ。
昭和十七年一月中旬迄下旬近衛師團ノ「マラツカレ」バトバト」附近ノ
段岡華僑ハ「マラツカレ」海上ノ敵潜水艦ト通謀シ潜水艦ヨリノ襲撃ノ侵入
誘導、保護ニ任ジ「マラツカレ」海上ヨリスル敵ノ艦砲射撃ヲ容易且ツ有視ナ
ラシメマシタ。

1921
此ノ間軍司令官ハ開戦當初ノ訓示ヲ變更セラルルコトナク唯作戦ヲ妨害セル
コト同ラカナルモノニ對シテハ嚴罰ヲ以テ臨ムベキコトヲ強調セラレテキマ
シタ又日本軍將兵中惡イコトヲシタモノニ對シテハ嚴格ナル懲罰ヲ臨マレマ
シタ。

Def. Doc. # 1921
終戦後ノ調査ニ依リ軍司令官ハ昭和十七年二月十七日軍命令ヲ下達セラレタ
コトガ判リマシタ。
本命令ハ純作戦命令ニヨリ敵性華僑ヲ掃蕩スル爲市内外ニ逃避セル華僑ヲ處
断セラレタノデアリマス

私トシテハ其ノ現場ハ勿論ノコト一死体ト雖モ見タコトハアリマセン殺サレ
タ華僑ハ約五千人トイフ証言ガ爲サレテキル想デアリマスガ私ノ日間當月ヨ
リ得タ情報ニヨルト實際ハ夫レヨリモ少イヤウデス。事件ニ關シテハ其ノ後
南方總軍司令官デモ反對ノ意見デアリ勿論ソノ様ナ命令ヲ出シタ事ハナク又
三月下旬頃南方ニ來ラレタ武蔵中將モ敵性華僑掃蕩策ニ反對ノ意向ヲ持シテ
居ラレタト私共ハ聞キマシタ。

「ワイルド」大佐ノ証言シタ一九四二年二月二十二日ノ「ニューズ」少
將及「ワイルド」大佐ト私トノ會見ハ私ノ記憶ニ不アリマセン

四、新嘉坡陷落直後ハ此等接收ノ仕事ニ憤レテナイノト語學ノ關係デ日英間
ニ不幸ナル事變ノ發生並ニ予實、錯誤等ヲ防止スル爲會議ヲ連絡ガ頻繁トシ
テ行ハレ仕事ガ軌道ニ乗ルヤウニナリマシタノハ二月下旬頃デアリマシタ。
新嘉坡島内ニ於テハ英軍ハ「チャンデー」ニ印度兵ハ「ニス」其ノ他ノ
地區ニ收容セラレルコトトナリマシタガ相當混雜ヲシマシタ。
又離島ニ英國兵ガ散在シテ居リマシタカラ之ヲ收容スルノニ非常ニ困難ヲ感

裏面白紙

ジマシタ。然シ軍司令官ノ方針ニヨリ、故ヲ起サナイコトニ努カシ英軍團ニ
於テハ其所有セル自動車(十数臺)「トラック」(五十数臺)、水車十数臺ア
リタルト思フ。等ヲ利用シ食糧等モ運送シテ居リマス
又毎日二〇臺位内外ノ「トラック」ヲ新嘉坡ノ埠頭ヨリ自ラノ手ヲ食糧ヲ運
デ居リマシタガ、三月中旬頃ト思ヒマスガ自動車「トラック」若干頭スモ
取上ゲルヨウニナツタト聞イテ居リマシタ。

一般市民及婦女子ハ當初新嘉坡東北郡民家ニ抑留セラレテ居リマシタガ二月
ノ下旬頃「チャンギー」監獄ニ收容セララルコトニナリマシタ。當時日本軍
ニ於テハ次ノ作戦ニ多忙デアリマシタニ反シテ英國側ノ人々ハ谷氣ナ状態デ
アリ日本ノ將兵中ニハ「何レゾ」ニ際チタルヤ「ナドト皮肉ヲ言フモノアリ
又三月上、中旬頃ト記憶シマスガ山下大尉ハ收容所内ヲ視察セラレ「パーシ
バル」中尉トモ握手セラレ同中尉ヨリ感謝ノ言葉ガアリマシタ

一九四二年三月上旬頃大部分ノ俘虜ハ收容所ノ準備、自活ノ爲ノ耕作準備ヲ
ヤリ時々海水浴ヲヤツテ居リ又三月上旬頃ヨリ新嘉坡ノ清掃ノ爲メ百人ノ人

裏面白紙

タガ「チャンギー」カラー々自動車ヲ往復シテ居リマシタガ不慮ニ自動車ガ
 要スル爲一部ヲ市内ニ收容スルコトニ計書ヲ變更シテ其ノ準備ヲシテキタ
 ニ思ヒマスガ其ノ後ドウイフ状態デアツタカ私ノ任務カ變更ニナリ「スマト
 ラ」ニ出張シタリシテイマシタノデ知リマセン
 三「アレキサンダー」病院事件ハ當時ハ何モ情報ヲ得テキマセンデシタ。三月
 十二日三日頃ニ起ツタトイフ「ワイルド」大佐ノ証言ノ當ニシテハ當時
 日本軍ノ第一線ハ「アレキサンダー」病院運送ンデ居リマセンデシタ。
 六法廷第四七六號即チ「馬來作戦團」於ケル非人道的行爲ニ關スル調査概要
 以下五部ヨリ成ル書類ノ内、日記抜萃二月十八日ヨリ記載ノ日本軍二夜ヨリ
 成ル部分ヲ除イテハ私ハ承知シテキマス。是ノ書類ハ昭和二十年十一月二十
 二日停戦調査委員合辦班ヲ使用シタモノデソノ内チ一シンガポールニ於ケ
 ル「華僑」断状態」昭和二十年十月二十三日「トイウノハ初メ私ガ主トシテ
 作成シマシタガソレガ不十分ナル爲ニ研究ノ上、同年十一月二十二日「馬來
 作戦團」於ケル非人道的行爲ニ關スル調査概要」ト改定シ橋詰少佐ノ援助ヲ

裏面白紙

得テ主トシテ私ガ書イタモノデアリマス
但シ多数ノ捜入削除ハ外ノモノガシタノデアリマス之レヲ起案シテ此ノ書類
ノ第一頁ニアル須リ件中央調査委員会及件員係調査部へ提出シマシタガ
之ノ委員会該ニ調査部デ之レヲ採用シタカ否カハ此ノ書類カラハ分リマセン
又此ノ書類ノ中ニハ鉛筆書デ削除又ハ別紙等トノ書込ミガアリマスカ誰ガシ
タノカ私ニハ分リマセン

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）七月廿四日

於 東京都市ヶ谷

東京國際電報研究所
證券人室

供 送 者

東京都世田ヶ谷區北澤二丁目一七四

杉 田 一 次

右ハ當立合人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

立 合 人

是

恒

道

景

裏面白紙

良心ニ従ヒ眞實ヲ達ヘ何事ヲモ隠秘セズ又何事ヲモ附加セザシコトヲ誓フ

署名捺印

杉

田

一

次

宣
誓
文

裏
面
白
紙

22-9-4 ind
E3069
A

昭和十六年一月二十日

陸軍省檢閲部

職 陣 訓

陣 訓 第 一 號

本書は職陣道徳昂揚ノ爲ニ供スベシ

昭和十六年一月八日

陸軍大臣 東 條 英 敏

職 陣 訓

目 次

序

本 訓 其の 一

本 訓 其の 二

本 訓 其の 三

第 一 職 陣 の 戒

第 二 職 陣 の 禮

MP LOC # 345

裏面白紙

結

咸 障 訓
序

夫れ咸障は、天命に基き、皇軍の御魂を發揮し、攻むれば必ず取り、咸へば必ず勝ち、是く皇道を宣布し、敵をして仰いで御威の尊嚴を感銘せしむる處なり。されば咸障に臨む者は、深く皇國の天命を御し、是く皇軍の遺教を背し、皇國の政徳を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。

惟ふに軍人精神の根本義は、是くも軍人に賜はりたる勅諭に兩平として明かなり。而して咸同並に訓練等に関し學識すべき皇軍は、又典令の精偵に教示せられたり。然るに咸障の環境たる、兎もすれば眼前の尋常に捉はれて大本を逸し、時に其の行動軍人の平分に長るが如きことなしとせず。深く憤まざるべけんや。乃ち既往の益に益み、常に咸障に於て勳を仰ぎて之が服行の完盛を期せむが爲、其の行動の感振を示し、

裏面白紙

以て皇皇道義の昂揚を圖らんとす。是誠皇綱の本旨とする所なり。

宗 朝 兵 の 一

第一 皇 國

大日本は皇國なり。百世一系の天皇上に在りし、聖國の皇統を紹繼して皇朝に君臨し給ふ。皇恩普民に遍く、聖德八葉に光輝す。臣民亦忠孝身武祖孫想承け、皇國の道義を宣揚して天統を具實し奉り、皇朝一統以て克く國運の隆盛を冀せり。

兵陣の將兵、宜しく彼が國討の本義を識得し、卒固不拔の奮念を保持し、誓つて皇國守護の大任を完遂せんことを期すべし。

第二 皇 軍

軍は天皇統帥の下、神武の精神を體現し、以て皇國の威徳を顯揚し皇朝の扶翼に任ず。一常に大御心を奉じ、正にして武、偏にして仁、克く世界の大御を親ずるものは神武の精神なり。武は威なるべし仁は廻きを要す。苟も皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威を振ひば乎之を以碎すべし。假令敵はの威高く敵を屈服せしむとも、服するは違はず従ふは違し

皇朝 1.1.0 第 3.4.5

むの徳に決くるめらば、未だ以て至しとは言ひ難し。武は屈らず仁は節
らず、自ら整るるを以て至しとなす。皇軍の本領は恩威並び行はれ、遍
く詞授服を仰がしむるに在り。

第三 軍 紀

皇軍軍紀の神髄は、畏くも大元帥陛下に對し認る紀對順の崇高なる精
神に在す。

上下齊しく統帥の尊嚴なる所以を感銘し、上は大權の奉行を徹底にし、
下は暫んで服従の至誠を致すべし。盡忠の赤誠相結び、威徳一貫、皇軍
一令の下に寸毫業るるなきは、是戦捷必須の要件にして、又實に治安確
保の要道たり。

特に威陣は、員徒の精神實踐の冠戴を被擲すべき處とす。死生無咎の間
に處し、命令一下欣然として死地に投じ、試々としてば身服行の實を尋
ぐるもの、實に我が軍人精神の精華なり。

第四 團 結

皇軍は、畏くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ慕る。慥き卑屈を得し、忠誠の至

MF 30C 345

REF LJC # 345

情に和し、身一心得の實を致さざるべからず"
是隊は統率の本義に則り、隊長を懐心とし、聲風にして而も和氣藹々たる團結を固成すべし。上下各々其の分を嚴守し、常に隊長の意旨に従ひ、私心を他の腹中に置き、生死利害を超越して、全隊の爲己を没するの覺悟なかるべからず。

第五 協同

諸兵心を一にし、己の任務に邁進すると共に、全隊戦況の爲欣泰として、悉く協力の寄附を發揮すべし。
各隊は互に其の任務を重んじ、名譽を尊び、相信じ相助け、自ら進んで、苦難に就き、協力協心相携へて目的達成の爲力竭せざるべからず"

第六 攻撃精神

凡そ戦國は勇猛果敢、常に攻撃精神を以て一貫すべし。
攻撃に方りては果敢奮進、先を制し、剛毅不屈、敵を粉砕せずんば已まざるべし。防禦又克く攻勢の銳氣を包蔵し、必ず主動の地位を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すること勿れ。追撃は皆々乎として飽く迄も徹底

裏面白紙

的なるべし”

勇猛過剰百戦懼れず、沈著大膽雄局に處し、堅忍不拔困苦に克ち、有ゆる
障礙を突破して一意勝利の覺悟に邁進すべし”

第七 必勝の信念

信は力なり”自ら信じ毅然として咸ふ者常に克く勝るなり”

必勝の信念は千回必死の訓練に生ず”須く寸暇を惜しみ肝膽を砕き、必
ず敵に勝つる實力を涵養すべし”

勝敗は果實の懸念に關す”光輝ある軍の歴史に銜み、百戦百勝の傳統に
對する己の責務を銘肝し、勝たずば歸して已むべからず”

六 訓 其の二

第一 敬 神

神靈上に在りて照臨し給ふ”

心を正し身を修め篤く敬神の誠を捧げ、常に忠孝を心に念じ、仰いで神
明の加護に恥ぢざるべし”

第二 學 道

裏面白紙

忠孝一本は我が國道義の精粹にして、忠誠の士は又必ず師範の學子なり。
戦陣深く父母の志を得して、寛く盡忠の大義に徹し、以て祖先の遺風を
顕彰せんことを期すべし。

第三 敬服身措

敬服は至純なる服従心の發露にして、又上下一致の表現なり。戦陣の間
時に端正なる敬服を行はざるべからず。
誠節の精神内に充溢し、身措辭跡にして端正なるは強き武人たるの鑑左
なり。

第四 戦友道

戦友の道義は、大義の下死生相結び、互に信頼の至情を致し、常に切磋
琢磨し、懇念相敬ひ、非難相戒めて、俱に軍人の本分を究むるに在り。

第五 草死勇行

草死は激戦以て首行の氣たるべし。上正しからざれば下必ず棄る。
戦陣は軍行を尙ぶ。勇を以て衆に先んじ毅然として行ふべし。

障中の生活は同類ならざるべからず。不自由は常なるを思ひ、毎朝御約に努むべし。奢侈は身益の制神を感むものなり。

第十 清康潔白

清康潔白は、武人氣節の由つて立つ所なり。己に克つこと能はずして物慾に捉はるる者、争でか皇國に身命を得ざるを憚ん。身を持するに冷厳なれ。恥に處するに公正なれ。行ひて俯仰天地に愧ぢざるべし。

本 則 其の三

第一 戦野の戒

- 一 一時の損は、不測の大害を生ず。常に備へ原に精めざるべからず。敵及住民を侵襲するを止むよ。小成に安んじて弊を厭ふこと勿れ。不注意も亦兵士の因と知るべし。
- 二 軍糧を守るに細心なれ。諒者は常に身邊に在り。
- 三 哨物は靈犬なり。一軍の安危を擔ひ、一隊の軍紀を代表す。宜しく身を以て其の重きに任じ、嚴肅に之を服行すべし。哨兵の身分は又操

く之を尊貴せざるべからず。

四 思想戦は現代戦の重要なる一面なり。皇國に對する不動の信念を以て、敵の宣傳欺騙を破棄するのみならず、進んで皇軍の軍布に勉むべし。

五 流言蜚語は信念の弱きに生ず。感ふこと勿れ、動ずること勿れ。皇軍の實力を加値し、篤く上官を信頼すべし。

六 敵産、採資の保護に自意するを要す。一彼捷、押収、物質の徴試等は總て規定に従ひ、必ず指揮官の命に依るべし。

七 皇軍の本義に益み、仁恕の心能く無辜の市民を愛顧すべし。

八 威障苟も酒色に心奪はれ、又は怒情に驅られて本心を失ひ、皇軍の威信を損じ、敵公の身を過るが如きことあるべからず、深く戒慎し、併じて武人の清節を汚さざらんことを期すべし。

九 怒を抑へ不満を制すべし。「怒は敵と思へ」と古人も教へたり。

一瞬の激憤侮を後日に残すこと多し。

軍法の峻厳なるは時に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を亮うせんが爲

なり。常に出征當時の決意と感激とを想起し、痛かに思を父母葬すの真情に應せ、假令に本身を罪科に曝すこと勿れ。

第二 戦陣の端

- 一 尙武の母語に培ひ、武徳の涵養、技能の研習に勉むべし。
「毎事遇患すも勿れ」とは古き武將の言葉にも見えたり。
- 二 後賢の迹を慕ちて只管忠公の道に勵み、常に身軀を凝へて死後を清くする端を肝要とす。
屍を戦野に曝すは固より草人の覚悟なり、識ひ遺骨の凝らざることあるも、敢て証とせざる様豫て家人に含め置くべし。
- 三 戦陣病臥に陥るるは遺憾の極なり。特に衛生を重んじ、己の不佞副に因り終公に支障を來すが如きことあるべからず。
- 四 刀を嗜とし馬を賢と爲せる古武士の端を心とし、戦陣の同常に兵器資材を尊重し、馬匹を愛護せよ。
- 五 陣中の徳業は兵力の因なり。常に他隊の侵益を思ひ、宿舎、物資の剽占の如きは憚むべし。「立つ鳥跡を潤さず」と言へり。雄々しく床

REF IJC 11 345

11

40

裏面白紙

しき皇軍の名を、異郷異土にも永く傳へられたるものなり。

六 僞じて武功を誇らず、功を人に譲るは武人の高風とする所なり。

他の榮運を嫌まず己の認められざるを恨まず、首みて彼が誠の足らざるを思ふべし。

七 節事正直を旨とし、誇張虚言を恥とせよ。

八 常に大國民たるの襟度を持ち、正を踐み義を貫きて皇國の風風を世界に宣揚すべし。國際の儀禮亦輕んずべからず。

九 萬死に一生を待て歸郷の大命に浴することあらば、共に忠心を履國の美譽に致し、言行を慎みて國民の範となり、皇々公の覺悟を圖くすべし。

結

以上述ぶる所は、悉く勲職に發し、又之に歸するものなり。されば之を誠厚道義の實踐に費し、以て學識服行の完備を期せざるべからず。戦陣の將兵、須く此の趣旨を體し、愈々皇公の至誠を領んで、克く軍人の本分を究うして、皇恩の厚きに答へ奉るべし。

EF 100, 345

12

41

裏面白紙

文書頒布ニ関スル證明書

自分ハ復員局第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル風致ニ添付セル日本
語ニ依リ印強キテ三十二頁ヨリ成ル戦陣訓ハ昭和十六年一月八日陸訓
第一號ヲ以テ陸軍將兵ニ頒布セラレタル文書ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月六日 於東京

第一復員局文書課長 美山 發 蔵

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人 田中 敏 二

JEF LOC # 345

18

42

裏面白紙

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ復員局第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本
語ニ依リ印刷セラレ三十二頁ヨリ成ル戦陣訓ト題スル印刷物ハ日本軍政府(露
軍信)ノ編纂發行ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月三十一日 於東京

第一復員局文書課長 美山 真 毅

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同所

立會人 田 中 敏 二

11P LJO # 345

14

43

裏面白紙

東京口録草紙裁判所

亞米利加合衆口録他

討

荒木貞夫 共他

Handwritten notes on a slip of paper, partially obscured by a black bar. The text is written in cursive Japanese characters.

供述者

一 戸公 哉

1

自分録口録ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り直書ヲ爲シテ上ノ

如ク共述致シマス

E 3070
Def. Dec. # 415

44

所判發軍醫監國京信

他或口榮合加刊本亞

計

他共夫貞本宛

書通共尋宣

俄 公 戶 一 着 通 供
イ ナ ノ へ ヤ ミ ヴ

1

自分長親口ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シクルヒ次ノ
如ク書通致シマス

E 3070
Def. Dec. # 415

44

裏面白紙

一 私人ノ姓名ハ「^{本人ノ字ミヤ}戸公哉」デアリマス

二 私人ノ現在所ハ東京都世田谷区松原町四丁目四二六番地高竹方デアリマス

三 私人ノ生年月日ハ明治三十八年（一九〇五年）七月三日デアリマス

四 私人ノ経歴ノ編年ハ次ノ通りデアリマス

昭和十八年（一九四三年）一月二十三日 阪京大学数学科卒業。同日近
畿師範学校ニ補セラル。同年二月十四日「スマトラ」島「メダシ」着。

昭和十八年（一九四三年）九月二十三日 近畿師範学校ニ補セラル。同
年九月二十二日 第四師団動員下令。先延命書トシテ「スマトラ」島ニ
在リア 第四師団ノ同島遺隊ヲ指揮ス。

昭和十八年（一九四三年）十一月十日 「スマトラ」島「バタシ」着。

昭和十九年（一九四四年）六月十日 大東航空隊ニ補セラル。同年
六月二十七日 戻京着。

五 「スマトラ」在島時 各部隊ニハ勅諭ノ賜ト戦報前トガ渡シテ配布セ
ラレテ居リマシク。近畿師範司令部ニ於テハ司令部内ノ各面毎ニ第四師

Doc. Doc. # 415

裏面白紙

Def. Doc. # 415

口司令部ニ於テハ司令部全員一所ニ集リ毎明朝庭ヲシマシタガ共
 級尉役者クハ其ノ代理將校ニ於テ願登ヲ定メ勅諭或ハ戰陣訓ヲ又之
 ニ辨ヤ明示ヲ具ヘ勅諭及戰陣訓ノ旨及ト賞罰トニ務メマシタ
 祝祭日及記念日ニ於テハ其儀式ノ前ニ必又同様ノ行幕ヲ敷シマシタ。
 爾師口下部隊ニ於テモ同様ノ方法ニ依リ勅諭及戰陣訓ノ旨及賞罰ニ切
 ノタコトハ各部隊カラノ報告ト祝祭日又ハ記念日ニ現場ニ臨席クコト
 ニヨツテ承知ラテ居リマス。

(七)

3

46

裏面白紙

昭和廿二年（一九四七年）一月廿三日 於東京

供 送 者 一 戸 公 裁

右ハ言立立人ノ高前ニテ宣誓シ且ツ姓名捺印シタルコトヲ
證明セマス

同 日 於 同 所

立 立 人 阪 田 淳 吉

Def. Doc. # 415

47

裏面白紙

Inf. Doc. # 415

宣 誓 書

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ秘秘モズ又何事ヲモ附加セ
ザルコトヲ誓フ

捺印名 一 野 公 哉

5

48

49

裏面白紙

No. 29, E 3071
DEF. DOC. 1520
(ERRATA SHEET)

善
磨

三頁十一行目「回答ヲ受取リ
マシタル」次ニ「ミツト」大使ハ日本外務省
答ヲ受ケタルヲ入レルコト、

辯護文書一五二〇
A P クレツチマー宣誓供述書正誤表

三頁十一行目「回答ヲ受取リ
マシタル」次ニ「ミツト」大使ハ日本外務省
答ヲ受ケタルヲ入レルコト、

No. 29. E 7071
DEF. DOC. 1520
(ERRATA SHEET)

高橋

辯護文書一五二〇號
A F クレツチマー宣誓供述書正誤表

三頁十一行目「回答ヲ受取リマシタ」ノ次ニ「ミット」大使ハ日本外務省
ヨリ同様ニ回答ヲ受ケタ」ヲ入レルコト、

裏面白紙

12
其稿

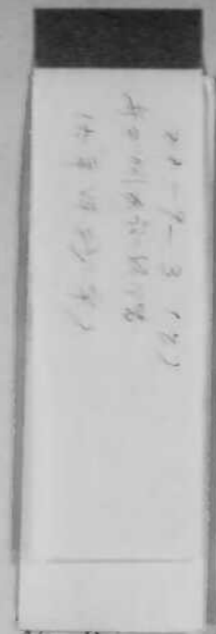
辯護書類

極東國際軍事裁判所

アメリカ合衆國其他

對

貞夫其他



氏名 アルフレッド・エフ・クレツシュマール
住所 日本、熱海、観光ホテル

日本軍の手中に落ちた俘虜に對する待遇について

私は一九四〇年（昭和十五年）十二月四日から一九四五年（昭和二十年）

五月八日迄在東京ドイツ大使館付陸軍武官でありました。

一九四一年（昭和十六年）一月より一九四四年（昭和十九年）三月迄の期

E 307 /
Ref. No. #1520

間、私は各日本軍前線を公式に訪問しました、即ち、滿洲、内モン、北支

那、中支那、香港、佛領印度支那、シヤム、馬來、シンガポール、佛領東

12
有傷

辯護書類

極東國際軍事裁判所

アメリカ合衆國其他

對

荒木 貞 夫 其他

氏名	アルフレッド・エフ・クレツシユマイ
住所	日本、熱海、觀光ホテル

日本軍の手中に落ちた俘虜に對する待遇について

私は一九四〇年（昭和十五年）十二月四日から一九四五年（昭和二十年）

五月八日迄在東京ドイツ大使館付陸軍武官でありました。

一九四一年（昭和十六年）一月より一九四四年（昭和十九年）三月迄の期

間、私は各日本軍前線を公式に訪問しました、即ち、滿洲、内蒙古、北支

那、中支那、香港、佛領印度支那、シヤム、馬來、シンガポール、佛領東

E 307 /
Ref. No. # 1520

Ref No #1520

印度、フィリッピンでありました、ニューギニアの前線は見ませんでした。
一九四二年（昭和十七年）三月、全橋輪國陸軍及び空軍武官が日本軍に
征服せられた南方地域の一部を訪問しました際、私共はシンガポールに
於てのみ同地の俘虜收容所の一つを視察する様招待を受けました。私共
は既にマニラに於て一般人收容所に案内せられた際抗議したことがあり
ますので、招待を断りました。恐らく此の私共のはつきりした拒絶の爲
か、私共は誰も再び日本軍の俘虜收容所視察に招かれた者はありません
でした。

シンガポールで、偶々豪洲人俘虜が私共の側でトラックを運轉して居る
のを見ました。彼等は憂鬱と云ふより幸福であり、健康な印象を與へ、
且つ殆んど監視なしのやうでした。一九四二年（昭和十七年）十二月又
は一九四三年（昭和十八年）一月、イギリス海峡諸島の一つに對する英
コマンド襲撃に際し捕へられたドイツ兵を餌で繋いだ報復として、ドイ
ツ政府は知らるゝ通り英國人俘虜の特定人員を一時無で繋ぐ機命令しま

Ref No #1520

した。ドイツ外務省はオット大使に日本外務省に對して、既にイタリ
も約束したから、此等の報復手段に加盟する請求めることを命じました。
オット大使も、私共海軍、空軍、陸軍、武官も同様に、左様な報復の議
大を嫌悪し、之に加へて私共は日本政府は此の要求を武士道精神に合致
しないとして拒否するだらうと云ふ意見でした。そこでオット大使はド
イツ外務省に對し勸告しました。其の勸告は無視せられ、オット大使は
私に其の提案を持つて日本軍部に近づく様要請しました。彼自らは日本
外務省に傳達するといふのでした。

私は該件に關して陸軍省の山崎小佐と語りました。翌日私は日本軍は左
様なドイツの報復は武士道精神に反するから加盟しないと云ふ陸軍省の
回答を受取りました。陸軍の指導者筋の該話中において、私は彼等日
本人には第一次大戦中ドイツ青島守備隊に對してなした様に、俘虜を禮
儀正しく、そして國際法に従つて取扱ひたいと云ふ願望であつたことを
知りました。

一九四二年（昭和十七年）三月、福軸陸軍並びに海軍武官達が私共を榮

Ref doc # 1520

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤秘セズ又恠事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ
右ハ官立會人ノ面前ニテ宣誓シ着署名シタルコトヲ証明シマス
昭和二十二年(一九四七年)四月二十四日

宣 誓 書

(署名) C. E. F. クレツテマー

於 日本 東京

立會人 陸軍中尉 ハーナード・ヒー・ハーガドン
(法務局辯護団行政官)

Ref doc # 1520

内した。マニラの一般入收容所について云へば、其の宿舎所は宿々混雑
して居ましたが、被收容者は健康な印象を興へました。彼等は自治並び
に自決を許され居る様でした
上述の旅行中何處で日本兵を見ても紀律よく正しく振舞つて居りました。

Faint, illegible handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several vertical columns.

E 3072
Def. Doc. #1701

22

彦
裕

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 稻田正純

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

口 供 書

私ノ姓名ハ稻田正純デス
 年齢ハ五十二才 目下ノ住所ハ巢鴨拘置所デス
 私ハ開戦當時滿洲ノ第五軍參謀副長デ少將デアリマシタ。翌年春同軍ノ
 參謀長トナリ昭和十八年三月「シंगाポール」ノ南方軍總參謀副長トナ
 リ同年十二月在「ニューギニア」マノクワリノ第二根據地隊司令官
 トナリ翌十九年四月第六飛行師團長ニ同年十月在「マニラ」第三船塢
 送司令官ニ翌二十年四月中將トナリ同五月在九州第十六方面軍參謀長兼
 西部軍管區參謀長トナリ終戦ニ及ビマシタ
 私ハ十八年七月頃當時俘虜狀況視察中ノ濱田陸軍省俘虜管理部長ト「シ
 ンガポール」ニ於テ會見シタコトガアリマス其席上濱田中將カラ俘虜ノ
 待遇ヲ今少シ良クセヨト希望セラレタノデ私ハ「寺内總司令官ハ其性格
 上ヨリスルモ俘虜ヲ虐待スルガ如キコトハ大キライナリ其取扱ヲ慎重ニ
 スル様常ニ要求セラレアリ幕僚モ亦其意ヲ体シテ關係者ヲ常ニ戒メツ
 アル、然シナガラ一般軍隊以上ノ特別待遇ヲ與ヘルガ如キコトハ出來ナ

同日於

立會人 飯 馬 伊 三 郎
同 岡 本 尚

右ハ黨立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ聲明シマス

3

昭和二十二年（一九四七年）五月二十八日 於樞東國際軍事裁判所内

供 述 者 稻 田 正 純

イカラ之ニ準スル待遇ヲセヨト示シテヲル、例ヘバ當時問題デアツタ泰
緬連接鐵道工事ニハ一般軍隊モ勞働者モ俘虜モ働イテ居リ諸般ノ關係上
皆相當苦勞ヲシテヲル給養上衛生上程々困難ハアルガ之ニ關シ特ニ俘虜
ヲ待サセタコトハナイ皆一樣ニ出來ルダケノコトヲシテヤリ作業力ヲ
落サナイ様努力セシメツツアルトイフ様ナ意味ノ返事ヲシタコトガア
リマス
尙其際濱田中將ハ南方各地師團、ビルマ、馬來等ノ主ナル俘虜收容所ヲ
視察シテ待遇改善ニ關シ報告シテ來タト申シテヲリマシタ

稻 田 正 純

2

Def. Doc. #1701

誓フ

良心ニ従ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ詭秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣

誓

書

署名捺印

稻

田

正

純

14

55-2

E 3073
Kind Doc 1253

夏山陸軍少佐
亞米利加合衆國其他

荒木貞夫 其他

自分領我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣
旨ヲ爲シメル上ノ如ク供進致シマス
一私ハ明治二十年三月二十九日高知縣土佐縣島田村
宇部郡豊後町ニ生
及現任所ハ東京都杉並
区
谷地テアリマス
リテアリマス
少將任官
少將任官
中將任官
第西口團長
參謀次長
第十三軍司令官(上海)
第十三軍司令官ヲ免ゼラル
兼備役

昭和十三年 三月
同 年 七月
昭和十四年 十月
昭和十五年十二月
昭和十七年 十月
同年十一月十五日

現役中ハ參謀本部、大學校、在外武官ニ主トシ
テ服務ス

一私ハ一九四〇年十二月カラ一九四二年十月迄第十
三軍司令官トシテ上海ニ在リマシメ、一九四一年
十二月八日太平洋戦争ノ開始時ニ於ケル上海共同

E 3073
Ref Doc 1253

藤原山陰軍等誤判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

供進者 澤 泉 流

自分供我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣
旨ヲ爲シメル上テノ如ク供進致シマス

一私ハ明治二十年三月二十九日高知縣土佐島岡村

宇島郡四番地ニ生レ本籍江及現在所ハ東京都杉並

區村在ヶ谷五丁目四十七番地デアリマス

ニ私ノ経歴ノ大要ハ次ノ通りデアリマス

明治三十九年六月 少將任官

昭和十三年三月 少將任官

同 年 七月 中將任官

昭和十四年 十月 參謀次長

昭和十五年十二月 第十三軍司令官(上海)

昭和十七年 十月 第十三軍司令官ヲ免ゼラル

同年十一月十五日 豫備役

現役中ハ參謀本部、大學校、在外武官ニ主トシ

テ服務ス

一私ハ一九四〇年十二月カラ一九四二年十月迄第十

三軍司令官トシテ上海ニ在リマシメ、一九四一年

十二月八日太平洋戦争ノ開始時ニ於ケル上海共同

裏面白紙

Ref Doc 1253

2

租界ヘノ日本軍ノ武力進駐ハ整然タル秩序ト嚴肅ナル軍紀ノ下ニ何等ノ不祥事件モナク一發ノ銃聲モ聞クコトナク全市民感歎賞讃ノ程ニ行ハレマシテアリマス

軍隊ノ市街進入ニ當リ往々生ズルコトノ不祥事件ヲ未然ニ防グ爲ニ凡ユル手段ガ盡サレマシタガ其ノ主ナル點ヲ擧ゲレバ次ノ通りデアリマス
A、進駐兵力ハ必要ノ最少限度ニ止メマシタ、從ツテ陸軍兵力ハ多クトモ五百名ヲ越エナカツタト記憶シテ居リマス

B、進駐ハ夜間ニ行ハレマシタ、即チ租界ノ各級ノ職員ガ各々其持場ニ就クノガ午九時頃デアルト考ヘマシタノテ其ノ一時間後ノ十時ニ進駐ヲ始メマシタアリマス

C、兵力ノ進入ニ先チ陸軍、海軍並外務ヲ混成軍使ガ工部局ニ詢リ武力進駐ヲ通告シテ租界當局ノ手ヲ以テ市民ノ動搖不安ヲ防グ總テノ手段ヲ採ラシメマシタ

D、租界警察隊ハ直チニ警戒配備ニツキ其ノ下デ日本軍ノ進駐ヲ始メラレタデアリマス
E、軍隊ハ編分スル事ナク隊員ナル隊形ヲ以テ競馬場及舊米軍マリシ兵營ニ到ツテ直チニ集結シ各個ニ兵ノ分散ヲ嚴シク禁ジマシテアリマス

F、特別ノ任務ノ爲ニハ將校ノ指揮スル部隊カ又

裏面白紙

57

Ref Doc 1253

ハ遊技セル特別ノ下士官ヲ用ヒマシム。

G、巡警隊ヲ頻繁ニ派遣シテ巡視セシメ非常ノ變
生ヲ防止シマシム。

H、市中ニハ直チニ人心安堵ノ布告ヲ貼附セニシ
マシム。

I、各指揮官ヲ渠メ職責ニ非違ノ發生ヲ戒メ職責
ナル軍紀ノ喪失ヲ要求シ且一役モ發端スルコト
ナク任務ヲ盡サンコトヲ要求シマシム。

J、銀行ハ閉鎖セズ特ニ業務ヲ繼續サセマシム。

K、領事ノ駐在アル者以外ノ日本人ノ進入ヲ禁止
マシム。

大體以上ノ如キ注意ヲ行ハシマシムノデ何一ツノ
不手筆等モ起リマセンデシム、私ハ午後三時頃ヨ
リ市内ヲ巡視シマシムガ市内ハ平穩ト全ク同ジテ
進行モ頻繁テアリ店舗ハ營業ヲ續ケテ店ヲ閉メテ
居ルモノハ一ツモ見當リマセンデシム。

上海ノ新聞ハ一齊ニ日本軍ノ行動ヲ賞讃シ模範
的ノ行動ダト稱シテアリマシム。

上海ニハ米英俘虜凡ソ千五六百人位收容シテ居リ
マシテ其ノ管轄ハ私ガ司令官タル第十三軍デアリ
マシム、俘虜ノ取扱ニハ同情ト公正トヲ主トスベ
キコトハ私ガ信ニ俘虜收容所長ニ訓示シテ居タ處
デアリ所長湯少將ハ嚴ニ私ノ訓令ヲ守リ又所内
ノ作業等ニ於テハ自カラ俘虜ト共ニ之ニ從事シ卒

裏面白紙

先シテ起テ示シテ居リマシタ、
 藩領少尉ハ毎週一頁目ヲ私ノ所ヘ來テ所内ノ狀
 況ヲ報告シテ居タガ其ノ熱心ヲ活動ノ爲途中病ヲ
 起シテ死亡スルニ至ツタアリマス、
 然シテ被害所ノ詳細事情毎ハ正堂ニ狀書テアリマ
 シテ高田泰十字代領スイス人エダレ！兵ハ同所ヲ
 見察シテ非情ニ擧ビ直テニ私ニ宛テ稟書狀ヲ送ッ
 テ來タリテアリマシタ
 同故容所ノ起テ一石ガ不法事件ヲ疑犯者トナツ
 タノハ残念テアリマスガ所長以下其ノ他ニハ一名
 モ殺戮ニ耐セラレタ者ノナイコトニ依ツテモ一般
 ノ狀況ハ分ルコトト思ヒマス、
 歐白人ノ取扱ハ之亦公正ヲ言フトシ私トシテハ以
 來行爲ノナイ平和ノ市民ニハ何等ノ拘束ヲ加ヘズ
 從來ノ世ノ生活ヲ續ケサストイフ迄ヘテアリ之ヲ
 指導トシテ取扱モ定メタノテアリマス、從ツテ私
 ノ在職中ハ亦其等ノ以テ人ハ總テ不拘束ヲ自由ニ
 市内ニ居住、生活シテ居リマシタ從來ノ取扱モ
 其ノ儘トシマシタ、工部局職員ノ類キモ高級首長
 部ハ其ノ儘トシテ其等ガ目的ニ對シテ申出ヅル迄
 (一九二二年三月頃ト記憶ス)租界ノ利益ノ爲以
 前ノ通り取扱ヲ繼續シテ賣ツタノテアリマス
 又銀行貯金等モ凍結スル事ナク個人ノ生活資金
 ハ毎月定額ニ限リ支拂ヲ行ハシメマシタ、而シテ

裏面白紙

5

Ref Doc 12-3

復白人、以て其種ノ取極方ニ當テハ、海軍、外
 務省、與軍艦ノ派駐者ヲ禁ムコトヲ兩國議定
 シテ取ル者ノ尋常積泰ニ信ル事ヲ防止シテ居リマシ
 ヲ
 上陸地區ニ於テ復白人派駐ノ公正無偏ヲアツルコ
 トハ外務省局ガ一審ヨク知ツテ居ルコトト認ヒマス
 一九〇七年一月十六日 於東京發
 田 長

右ハ吾立會人ノ西爾ニテ宣旨シ且ツ署名シヘルコト
 ヲ証明ス
 同日於向所
 立會人 田 分 宏 發
 田 長

裏面白紙

60

6

Ref Doc 1253

何
事
ヲ
モ
爾
加
セ
サ
ル
コ
ト
ヲ
誓
フ

良
心
ニ
従
ヒ
眞
實
ヲ
述
ヘ
何
事
ヲ
モ
欺
惑
セ
ズ
又

宣
誓
書

海
田
茂

裏面白紙

61

22-9-3

英國倫敦西八區「ケンシングトン、ゲイト」二十一番地ニ居住スル「メ
アリ、アーウィン、マーティン」專私ハ別添一九四二年一月乃至七月在
香港日本人ト懸スル陳述書ノ寫眞複寫ハ目下東京ニ於テ續行中ナル極東
國際軍事裁判所ノ第一級戰爭犯罪人ノ審理ニ當リ證據トシテ使用スル爲
私ノ作成シタモノデアリ、右陳述書ハ私ノ知り且ツ信ズル限り總テノ點
ニ於テ眞實デアルニトテ證明スル。

「メアリ、アーウィン、マーティン」(署名)

右「メアリ、アーウィン、マーティン」ハ
一九四七年四月二十九日倫敦市「サウス、
ケンシングトン」「ダロスター」街八十三
番地ニ於テ余ノ面前ニテ宣誓セリ

宣誓吏「エドウィン、ヴィー、リーチ」(署名)

あり

メアリ

遣り及ビ援助ハ悉ク日本ノ一部官吏ノオ蔭デアリ、之ニ對シ私ハ最モ深
イ感謝ノ念ヲ感ジテ居ル。此等ノ人々ガ私共ニ示シテ呉レタ親切ハ私ノ
夫ノ最後ノ日ガ少クトモ平和デアツタコト、又私ガ今日迄生キテ居ルコ
トヲ意味スルモノデアル。夫ノ死後私ハ收容所生活ニ入ルツモリガナカ
ツタノデ、私ハ外交方面擔當ノ日本人ニサウ話シタ。ソノ人ハ私ガ自分
ノ言葉通りニ考ヘテ居ルコトガ幸ヒワカツテ呉レタ。夫ト私ノ受ケタヤ
ウナ親切ハ他ノ色々人ニモ示サレタノデアツテ、私ハ關係日本人ガ其ノ
ヤツタコトニ付テ認メラレテ然ルベキデアルト思フ。
最初ニ接觸シタノハ香港ノ領事木村ト云フ人デアツタ。矢野大佐ハ東京
ニ在リ、木村氏ハ日本ノ香港占領後三個月間ハ總領事代理デアツタ。尤
モ軍ガ全然支配シテ居タノデ正式ニハ權限ガナク又軍ハ氏ヲ顧メテアカ
ラ檢ニブツキラ轄ヲ取扱ラシタ。氏ハ三月北京へ轉任トナツタ。
香港ニ居ル外國人取締ノ爲嚴重ナ措置ガ講ゼラレ、外出ニハ通行證ガ必
要ナコトガ昭カトナツタ時、私ハ夫ノ爲通行證ト外交官トシテノ保護ヲ
受ケルニ付テ總領事ニ援助ヲ求メテ手紙ヲ書イタ。當時私共ハ「クイ

一九四二年一月乃至七月在香港日本人
「エイ、ジエイ、マーティン」(夫人)
私ノ夫ト私ガ抑留セラレテ居タ間香港デ遇ツタ日本人ハ皆外務省カ又
ハ領事館ノ人デアリ、私共ガ殊ニ特別ノ待遇ヲ受ケタノハ此等ノ人々ノ
世話及ビ保護ニヨルモノデアツテ、私共ハ陸軍又ハ憲兵隊ノ手ニ渡ツタ
コトハ一度モナカッタ。彼等ハ私共ガ受ケタコトノナイ程大イニヨク世
話ヲシテ呉レタ。
夫「アーサー、ジエイ、マーティン」ハ重慶ノ英國總領事デアツテ、私
共ハ一九四一年十一月病氣ノ爲休暇チ香港ニ赴キ、夫ハ十二月始「クイ
ン、メアリ」病院ニ於テ手術ヲ受ケタ。經過ハ大イニ良好デアツタガ、
日本ノ香港攻略ノタメ色々ノ便宜ガ全然停止シ、食料、藥品モナク、各
方面ニ事實上停頓狀態ガ起リ、精神方面モサウデアツテ、適者、強者チ
ナケレバ生存スル機會ハ少ク、夫ハ一九四二年四月七日死亡シタ。
一月ヨリ私ガ、引換船「グリブスホルム」號チ歸國ノ米國人ト共ニ香港
退去ヲ許サレタ六月末迄ノ數個月間夫ト私ト後ニハ私ダケガ受ケタ思ヒ

轉任直前私ハ氏ニ面會シタガ、黃田多喜夫氏が渉外部長トシテ來ルコトニナツテ居リ、自分ノ持ツテ居ナカッタ一切ノ權限ト權力ト自由トヲ持テ、夫ト私ノ世話モシ、私共ノ爲從來以上ニシテ呉レルデアラウト述べタ。木村氏ハ物靜カナ舉措進退ノ極メテ行届イタ最モ人ヲ恐ラセナイ人デアリ、陸軍ノ爲ニ自分ノ立ツニ至ツタ立場ト私共ヲ援助シ得ナイコトヲ大イニ苦慮シテ居タ。黃田多喜夫氏ハモツトモツト向意氣ノ強イ人訥デアツタガ、氏ハ極メテ好感ノ持テル風采ノヨイ人デ三十五歳位デアリ、在「ワシントン」日本大使館ニ在勤ノ儘「アムハースト」大學ニ學ンダト云フコトデアツタ。香港ノ渉外部長トシテノ權威ヲ保ツ爲陸軍大佐ニシテモラツテ居タ。勿論氏ノ上品ナヨイ風采ハ山ガノ猿ノヤウナ多數日本軍將校ト面白イ對照ヲナシテ居タ。氏モ黑龍會ノ一員デアツタ。着任ト共ニ一切ノ事務ヲ引繼ギ、直ニ約三千五百ノ抑留者ガ抑留セラレテ居タ「スタンレー」監獄ニ小包ヲ送ル制度ヲ始メタ。ソコノ状態ハ禁禁不足ト込ミ合ツテ居ル爲ニ甚ダ悪ク、小包ハ幸ヒ送ツテモラツタ若干ノ人々ニハ大イニ状態ヲ緩和スルコトトナツタ。小包ハ毎週平均五百個デア

ン、メアリ」病院ニ居タノデアル。木村氏ハ翌日自分ノ名刺ヲモタセ副領事ヲ使ニヨコシ、ソノ翌日香港ノ氏ノ事務所ニ來訪スルヤウ求メタ。木村氏ハ日本ノ將校二人ト長々又大イニ荒々シク話ヲ交シタ後、自分デ保障シ私ニ十日毎ニ報告スル約束ヲサセタ上デ、軍通行證ヲ入手シテ呉レタ。私ハ度々氏ニ面會シ屢々約一時間モ話シタコトガアル。戦争ノコトヲ相當ツツコンデ話合ツタガ、ソコハ氏モ賢イカラ多クヲ語リハシナカッタガ、アマリノ事ニ驚イテ居ルトノ印象ヲ受ケタ。私ハ日撃者カラ之ハ知ツテ居ル。即チ有名ナ「ピーク」カラノ行進ガ行ハレ、若イ者、老人、病人、健康ナ者ヲ問ハズ一切ノ住民ガ手ニ持テルダケノ荷物ヲ持ツテ歩イテ居タ時、木村氏ハ出來ル限リ自動車ヲカキ集メテ皆ヲツレテ來ルタメ「ピーク」ヘ送ツタノデアル。氏ハヒドイ状態ヲ緩和スルタメ大イニヤツタノデ、陸軍當局ガ氏ヲ取調べ、若シカカル努力ヲヤメナケレバ嚴罰ニ處スルトテ氏ヲ脅シ、氏ガ「セルウイン、クラーク」博士ソノ他當時尙自由デアツタ色々ノ英國人ニ過フコトヲ禁止シタコトヲ香港ノ住民ハ知ツタ。

ツタト私ハ了解シテ居ル。香港ニ友人ノナカツタ人々ハ不仕合デアツタ。赤十字ノ小包ハ引渡サレズ、金銭ノ特別許可ハ漸減シ物價ハ大イニ高カツタノデ買ヘルモノハ少カツタ。治療ノ爲「スタンレー」ノ抑留者中二人ガ每週佛國病院へ行ケタノハ「セルウィン、クラーク」博士ノ申出ニヨリ之モ黄田氏ノ始メタコトデ、之ガ「スタンレー」ト外界トノツナギデアツタ。

黄田氏ガ私ノ夫ト私ニ示シタ親切ハ數ヘ切レナイ。氏ハ自ラ私ノ夫ヲ來訪シタ。自分ノ懐カラ金ヲ借シテ呉レ、後ニハ日本政府ノ公金カラ多大ノ額ヲ借シテ呉レタ。氏ハ私ガ陸軍最高部ノ捺印ヲシタ通行證ヲ入手シ得ルヤウニシテ呉レタ。私ハ中國人ノ友人ニソレヲ翻譯シテモラツタガ、ソノ友人ハ「成程アナタガ最高ノ保護ノ下ニ居ラレル」ト私ニ言ツタ。ソレハ私ガ香港各地ノ道路一切ヲ護衛シテ居ル總テノ衛兵カラ鄭重ナ取扱ヲ受ケルコトヲ意味シタ。氏ハアラユル方面ニ於テ私共ヲ保護スル爲努力ヲ惜マズ、夫ノ死ンダ時ハ葬式ニ涉外部員カラトシテ大キナ花環ヲ持タセテ代理ヲヨコシ、翌日自ラ弔意ヲ表ヘル爲來訪シタ。私ニ親切ヲ

示ス機會ハ決シテ逃サナカツタ。尤モ時ニハ大イニ不機嫌ナコトガアリ、特ニ「ドウリツトル」ノ日本空襲ガアツテ、自分ノ家族ガ危険デアツタ時ナドサウデアツタ。氏ハ極メテ理解ガアリ、豫期シ得ルヨリモ遠カニ多クノコトヲシテ呉レタノハ、今日願ミテ信ジ難イ程デアル。或日氏ハ「私ガアナタノ世話ヲシテ居ルノニ何ヲクヨクヨシテ居ラレルカ」ト私ニ言ツタ。コレ以上求メルコトハ出來ナイ程デアルト私ハ思フ。氏ガ香港カラ轉任スル前ニ氏ノ援助デ「ダリブスホルム」號デ立去ツタノハ私ニトツテ仕合デアツタ。氏ハ二個月居タ頃自分ノ仕事ヲ嫌ツテ居タ。同地ニ於ケル苦痛ヲ自分ガ緩和出來ナイノデ腹立タシク思ツテ居タ。氏ハ「ジヨイト、ブロクラー、チニア」教會長テ私共ノ大ノ友人デアツタ。「ジヨイト」神父ニサウ告ゲタ。「ジヨイト」神父ハ香港ニ於ケル「善良ナル日本人」全部ノ辯護ノタメニハカケガヘノナイ證人デアアルデアラウ。神父ハ各所へ行ツテ居リ、コレ等ノ者ヲ皆知ツテ居ル。

黄田氏ハ香港ニ赤十字ヲ設ケルコトニ熱心デアツタト私ハ了解シテ居ル。

然シ代表ノ瑞西人「グリンデル」氏ハ私ガ「グリブスホルム」、イヤ後
 ニ私共ヲ「グリブスホルム」ニ移シタ淺岡丸ヲ立去ツタ後ニ香港へ到着
 シタノデ、私ハ同氏ノ活動ニツイテハ何モ言フコトガ出来ナイ。私ハ香
 港ヲ去ル前黃田氏ニ「暇乞ニ行ツタ時、私ハ「ハリファックス」卿又ハ「ア
 レクサンダー、カドダン」卿ニ遇ヒ度イト思フガ、傳言ハナイカト氏ニ
 尋ネタ處、氏ハ「英國人ヲ出来ルダケ速ニ香港カラ印度其ノ他、ココ以
 外へ引揚ゲサセラルルヤウ傳ヘラレ度イ」ト答ヘタコトハ私ハ知ツテ居
 ル。私ハ「費下ハ補助セラレルコトト思フ、今日迄大イニヤツテ下サツ
 タカラ」ト述べタ。「全カヲ盡シマス」ト氏ハ答ヘタ。單當局ノ態度ニ
 對抗シテ何人モ氏上ニナシ得タトハ私ハ信ジナイ。英國人ハ氏ノナシ
 タコトニ對シ大イニ感謝スベキデアル。
 藤田氏ハ總領事館 副領事ヲ占領後私ガ最初ニ遇ツタ人ノ一人デア
 ル。私ハ今モ目ノ前ニ「ガ香上銀行」第三國人ニ通行證ヲ皆ニ渡シ、特ニ「ノ
 ルウエー」領事ヲ明カニ通行證ハイラヌト云フノデ厄介カケタノヲ氏
 ガ憎イ日本人ノ一トハ思ヘナイ程鄭重ニ上手ニ扱ツタノガ見エルヤウ

デアル。私ハ數回氏ニ遇ヒ、氏ガ轉任シテ日本へ去ル迄數ヶ月少シ以上
 ノ期間ニ亘ツテ氏ヲ知ツテ居タ。氏ハイツモ極メテ親切デ、結局憲兵ト
 ノ摩擦ト屢々切實ニ援助ヲ必要トシテ居タ人々ヲ自分ガ援ケ得ナイコト
 ニ堪ヘカネテ去ツタノデアル。私ハサウ聞イテ居タ。氏ハ人ガコンナニ
 苦シンデ居ルノヲ見テ、ソレガ援助出来ナイノニ堪ヘラレナカッタノデ
 アル。「ジヨイ」神父ハ氏ニツイテスツカリオ話シ得ルノデア
 ル。氏ハ
 私ノ夫ト私ヲ援助スル爲出来ルダケノコトヲナシ、或日新領土カラ贈物
 トシテ貰ツタ卵ヲ私ノ夫ノ爲ニ呉レタコトガアル。
 矢野大佐ハ香港總領事ヲ大体東京へ行ツテ居タ。必要ノ際使フヤウニ名
 刺ヲ私ニタレ、憲兵ガ屢々人ヲ困ラセルノデ、氏ハ私ガ困ルコトガアレ
 バ何時デモスグ氏ニ電話ヲカケルヤウニトノ傳言ヲシタ。氏ハ香上銀行
 ニ居タ「デイー、シー、デイヴィス」氏ノ夫人ノ母親デア
 ル。「テイール
 トフ」夫人ヲ「ピーク」ノソノ家へ自分デ連れて行キソノ家カラ衣類、
 自選品ヲ取出サウトシタ。コノ人々ハ他ノ銀行家ト一語ニ「スンホア、
 ホテル」ニ居タ。矢野大佐ハ自分ノ自動車ニ夫人ノ大キナ荷物ヲノセテ

ヤリ山ヲ連レテ下リタ。トモカクホカノ外國人總領事ガソシナ事ヲスルコトハ私ハ想像モ及バナシ。日本人ハ面白イ人間デアアル。私ハ木村氏カラ軍通行證ヲモラツタ日ニ「クイーンズ」街ノ安料理屋デ晝食ノ際矢野氏ニ遇ツタ。ソコヘハ如何ニモ悪カツタ病院ノ食事以外ノ食事ヲシニ行ツタノデアアル。料理屋ノ食事モ悪イモノデアツタガ、私ガ坐ツテ居タ「テーブル」カラ見アゲルト、ニコニコシタ中年ノ日本人ガ私ノ反對側ニ坐ツテ居タ。コノ人ハオ差支ハナイカトアマリ丁寧ニ尋ネタノデコノ人ガ「ビフテキ」ヲ注文シタ時ニ私モソレハ本當ニ靴ノ皮デスヨト言ツタ位デ、私ハ氏ト話ヲシ出シタ。コノ人ハ私ガ誰デアリ、「スタンレー」監獄カラドウシテ出テ居ルノカラ知り度ガツテ居タ。氏ハ私ノ穴ヲ知ツテ居リ、面白イ話題ガ多カツタノデ「食事」ガスム迄ニ一時間半モカカリ、氏ハ私ガマダ支拂フ力ガアルト言ツタノニ拘ラズ勸定ヲ拂フト云ツテキカナカツタ。氏ハソレハ持ツテ居タガヨイ、又入用ナコトガアラウト答ヘタ。私ノ印象デハ、コノ人ハ香港ノ日本軍顧問デアツ

タガ、戦争ニハ賛成デナカツタノデアアル。三井物産會社ノ代表者デアツタノデ、何方私共ノ爲ニ出來ルコトガアルカト尋ネ出來レバ訪問スルヤウニト言ツタ。氏ガ私共ヲ援助スル爲ニ黃田氏ニ私共ノコトヲ話シタコトガ後ニナツテワカツタ。極メテ親切デ平和的ナ人デアルト私ハ思ツタ。引揚船淺間丸ハ私ノ記憶ガ間違ナケレバ六月二十九日香港ヲ出帆シタ。乗船ノ時カラ物事が極メテ煩悶ニ行ツタ。勿論日本ノ船デアリ給仕人ハ男モ女モ日本人デ乗組員ハ皆日本人デアツタ。船室ハ極度ニ満員デ、船ハスシ詰デアツタガ、日本人ハ紛糾ヲ避ケルタメ乗客ノ船室割當ヲ米國大使館員ニ頼ンダ。ソレハ極メテ能率的ニ行ハレ、皆ダズグズセズニ割當テラレタ船室ヘ行ツタ。各自船室一ツデ、私ノ船室ニハ三人用ノ船室ニ四人詰メラレタ。然シ我々ハウマク工夫シテ小サイ船室内デハ極メテ良好ナ気分デアツタ。誰カ大使館ノ親切ナ人が男ノ乗客ハ古參順ヲ無視シテA、B甲板ヲ下ノ者ニユヅリ、殊ニ子供ノ多イ宣教師ハヨイ室デ榮ニスルヤウニトノ考ヲ持ツテ居タコトヲ私ハ聞イタ。ソレデ香港ノ總領事「サザード」氏ヲ除

キ米國大使館及ビ領事館勤務ノ人々ト南米ノ外交官皆ハ船室ヲ明ケ三等船室ニ下リテ行ツタ。他ノ人デ良イ船室ニカジリツイテ居タ者ガアツタカモ知レナイガ、私ハ聞カナカツタ。女ノ人ガ三等デ寢テ居ル主人ト引離サレヨコトニ不平ハ多少アツタガスベテイソイト取行ハレタ。平常ナラバ大イニ不満ヲモラシサウナ人々モ皆ノ意見ノ手前慎ミヨク黙ツテ居タ。其後私ハ「グルー」氏ガ自分ノ船室ニ居タト聞イタガ、ソレハソウデモアツタデアラウ。

淺間丸ノ手筈ハ、香港カラ「ロレンソ、マルケス」ヘノ一ヶ月ノ旅ノ間萬事順調ニ行ツタノデワカル通り、極メテ能率的ニ計畫セラレ取行ハレタ。食事ハアリ合セデハアルガ、豊富デアリ、料理モ給仕モヨク、七月四日ニハ司厨長ハ面白イ東洋風ノ大キナ重ネモノノ菓子ニ、コノ日ヲ祝フ爲メ、白、青ノ裝飾ヲシタモノヲ出シテ男ヲ上ゲタ。私共ノ「テーブル」ニ出タ菓子ニ書イテアツタ文字ヲ私ハ覺エテ居ルヤウニ思フガ、何ダツタカ想出セナイ。然シソノ時ハ私ハ氣ガツイテ、如何ニモフサワシク、良イ文句デアルト思ツタ。特ニサウ思ツタト云フノハ、淺間丸ニ乗

ツテ居タ人々ハ少数ノ例外ヲ除キ、日本人ヲ極度ニ憎惡シテ居リ、ソレハ多クノ場合極メテ當然デアリ、日本人モヨクソレヲ知ツテ居タカラデアル。人々ハアマリ言葉ニ出サウトハセズ、話ストシテモ諷ニ話シタ。ソレハ淺間丸ニ乗サレ捕ツテ日本ヘ送附セラレルカモ知レナカツタカラデアル。コノ恐怖ハ「ロレンソ、マルケス」ニ到着シ淺間丸ヲ立去ル迄ハ解消シナカツタ。大ヘン氣持ノヨイ「デツキ」ノ「ボーイ」頭ノコトハ特ニ言及シ、多トシテヤラネバナラナイ。コノ男ハ乗客ヲ避ケヤウトシナカツタ只一人ノ日本人デアリ、旅行ヲ樂ニ愉快ニスル爲出來ル限りノコトヲナシ、イツデモ「デツキ、ゲーム」ガ出來、人ノコンデ居ルニ出來ルダケ甲板ヲ氣持ヨクスルヤウニシタ。彼ハ極メテ上手ニ親切氣ヲ以テヤツテ居タヤウニ思ハレタノデ、私ハ「ロレンソ、マルケス」到着ノ一、兩日前同人ニ話シカケ、同人ノコトハ人モ氣ガツキ感謝シテ居ルコトヲ私トシテハ知ツテオイテモライ度イト話シテヤツタ。彼ハ多クヲ醫ラナカツタガ、數年間米國通ヒノ大キナ日本ノ定期船ニ「デツキ」ノ「ボーイ」頭ヲシテ居タト言ツタ。紐育ノ「ウォールドーフ、ホテル」

ノ「オスカール」デモコンナニ氣持ヨク能率ガヨイトハ言ヘマイ。「グリ
 ブスホルム」號一ヶ月ノ旅行ハ全ク別デ、乗客千五百人ハ船室ノ掃除ガ
 出来、用意ガスム迄甲板ニ坐レト言ハレタ。ソレモ尤モノヤウデアツタ
 シ、立派ナ疊食、冷菜料理ガ出テ、長イ「テーブル」ガ抑留中數個月間
 見タコトモナイ食物デ文字通り馮マツテ居タノデ皆大イニ喜ンダ。
 船室係ノ役員ハ船室ノ割當ヲヤツテ居リ午後オソクニハ万事スムト聞イ
 タ。食事ノ用意、食堂ノシツラヘ及ビ食物ソノモノハイツモ最良デアツ
 タ。然シ船室ノ割當ハ始カラ終リ迄大失敗デアツタ。後カラノ話デハ船
 室係ノ役人ガ準備ノ爲「ワシントン」カラ飛行機デ派遣セラレタゾ、酒
 ニ嗜ツテ事務ガトレナカツタト云フ。私ハ眞偽ハ言ヒ得ナイ。然、乗船
 第一日私ハ友人ト一諸ニ居テ、翌朝四時迄列ヲナシ、遂ニ一番▲ノ船室
 フモラツメガ、ソコニハ「サザード」氏ト南米ノ總領事二人ガハイツテ
 居タコトハ覺エテ居ル。私ハ自分デ探サウト思ツタノデ身ノ廻リニ持ツ
 テ居テヨイト言ハレテ居タ小サイ鞆ヲ持ツテ、最初ニ見ツカッタ人ノハ
 イツテ居ナイ船室デ眠ツタ。ユカノ上デモ、「サロン」デモ、ドコデモ

好キナ所デ人々ハ眠ツテ居タ。
 翌日モ初日ノ繰返シデ、人々ハ列ヲナシテ居リ、而モ船室ハナカツタ。
 私ハ甲板ヲ下リ「ベッド」ニツ附ノ小サイ船室ヲ見出シ二日間ソコニ落
 ツイタ。ソレハ三等デアツタガ、ナイヨリマシデ、ヨイ船室ハ大使館、
 領事館ソノ他ノ役人及ビ夫人、南米ノ外交官ニヨリ皆占領セラレテ居タ。
 五日経ツテ、私ハコノ小サナ船室ニハイツテモ機台一ツダケ使ツテモイ
 ケナイト言ハレ、甲板ノ内側デ數人ノ宣教師ト一諸ニ寢ル機台ガ八ツ
 アル船室ノ上ノ機台ヲ使ツテモヨイト言ハレタ。私ハ夫ガ英國領事館デ
 總領事デアリ、私ハ英國政府ノ經費ニヨツテ旅行シテ居ルノデアルトテ
 之ニ意圖ヲ唱ヘタ。重慶ニアル大使館ノ書記官「エヴレット」、ドラム
 ライト「氏」モ乗込ンデ居タガ、▲甲板ノ極メテ氣持ノヨイ船室ニハイツ
 テ居リ、私ニ教ヲ出シ、割當係ト覺シイ極メテ獨斷的ナ人物ト私ガ
 事ヲ解決スル迄、二日間船室ヲ借シテクレタ。ソレハ又都合ガヨカッタ。
 私ハヒドイ風ヲヒキ、片方ノ耳ニ炎症ヲオコシ、緊張ノ結果醫者ハイヤ
 ナコトニナルカモ知レナイト言ツタ。醫者ハ「ザルフアミン劑」ヲツメ

タノデ更ニ悪化シタガ結局耳ハ直リ、私ハ遂ニB甲板ノ内側ノ船室ニ「ベ
ツド」ガ手ニ入り、青島ノ女學生、宣教師二人ト同室デアツタ。割當ハ
古參順位ニヨツテ行ハレタヤウデ、サウ言ハレテ居タガ、私ノ夫ハ甚ダ
古參ノ役人デアツタカラ、私ハモウ少シ上ノ階級デアルト思ツタシ、日
本人ハ確カニサウ見テイタノニ、割當係ノ米國人ニハ、度々追拂ハレ、
ソレハ私ガ殆ンド忘レテ居タヤウナ向フ意氣ヂヤラレタノデアアル。尤モ
私ガ支那ニ於ケル古參ノ役人ノ妻デアルコトカラ一雇人ノ尊嚴、鄭重ナ
扱ヒヲ受ケルニ難レ、悉ク多少慣レヌギテ居タカモ知レナイノデアアル
ガ、私ハ此ノ極メテ不快ナ立場ヲ善用シヤウト心ヲキメタ。然シ時ニ
ハ本當ニ香港ニ歸ツテ資田氏ノ世話ニナラウト思ツタコトガアルノヲ告
白モザルヲ得ナイ。

私共ハ歸國ノ途ニアリ、香港ニ於ケル數個月ノ苦ミ一切ヲ後ニシツツア
ルノデアツテ、ソレハウレシイ事デアリ、爾來私ハ「グリブスホルム」
ノ最後ノ一ヶ月ヲ忘レヤウト試ミタ。一度心ニコタヘタ事ハ、思ヒ出ス
度ニ又心ヲイタメルモノデアアル。然シ私ハ忘レヤウト試ミテ居ル。願ミ

ルト「グリブスホルム」ノ旅ヲコンナニ不愉快ナモノトシタノハ肉体上
ノ不便ト共ニ精神上ノ氣持デアツタ。人々ハ皆苦シイ思ヒヲシ、不愉快
デアリ、イヤナコトモ心ニカカルコトモアツタ。然シ一部ノ人ノ遺口ハ
ドシナ言譯ガアルカ今尙私ニハワカラナイ。「サザート」氏ノ「常連」
ハ「リオ、デ、ジャネイロ」デ下リタガ、ソノ後デ氏ハ風呂付ノ費澤ナ
船室ヲ自分デトツタ。氏ハ潮風呂ガ嫌ヒダシ海水ハナイノデ、船ハ滿員
デアツタノニ氏ハ浴舟ニ荷物ヲツメ之ヲ自慢シテ居タ。コレハ最モ甚シ
イ侮辱デアツタ。七月ノ蒸暑イ天氣ニ西印度カラヤツテ來タノデアアル。
今カラ見レバ可笑シイガ、當時ハ可笑シクモナカッタノデアアル。
「リオデジャネイロ」デ密米ノ外交官ガ明ケテ行ツタ船室ハ重要ナ地位
ニ居タ色々ノ人ト此ノ航海ノ間ニ連絡ヲツケタ事務係ノ婦人連デ直グニ
一パイニナツタ。船デハ皆コノ達中ヲ笑ツテ居タ。ナマノ人間性ハサウ
シタモノデ、忘レテシマツタガヨイ。「クイーン、メアリ」病院ノ經驗
モムキ出シノ人間性デアリ、「スタンレー」監獄モサウデアアル。後者ハ
アマリニヒドイノデ私ハソコヘ行クヨリモ自殺シヤウト思ツタノデアアル。

紐育へ入港ノ際紐育が見エタ時程私ノ一生デウレシイ事ハナカツタ。到底ソコ迄ハ行ケナイト思ハレタ位デアツタ。コノ旅行ノイヤナ、アト味ヲ取去ル助ケトナツタモノハ聯邦査察局カラ受ケタ鄭重ナ取扱デアツテ私ト長イ會見ヲ行ヒ色々質問シタノデアツタ。

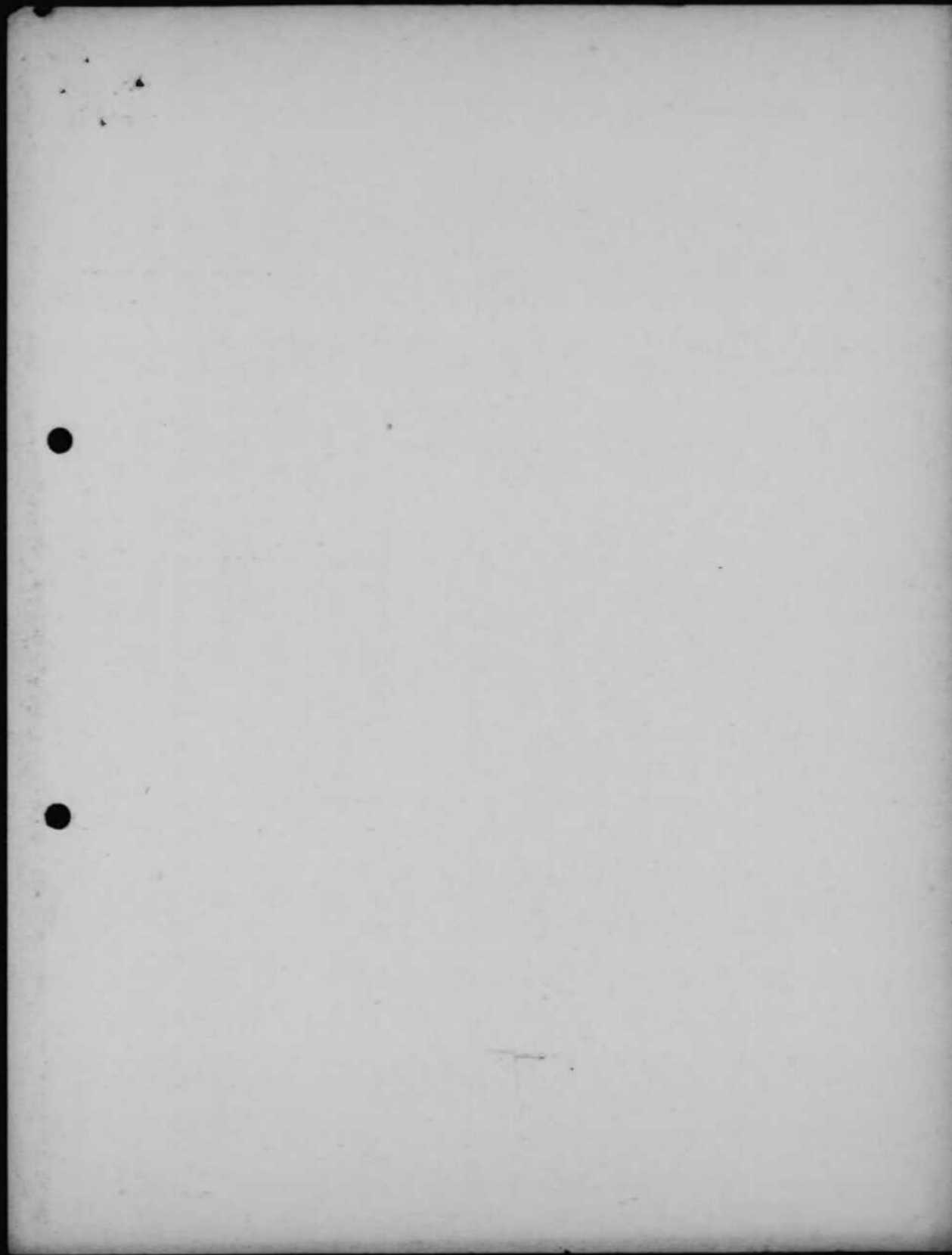
以上ハ私ノ経験ノ極メテ短イ梗概デアアル。香港ニ於テ私ノ接觸シタ五人ノ日本人ハ極メテ顯著デアアル。アリシ事、全然獨リボツチデアツタコト全ク棄テラレタヤウナ感ジナド一切ヲ願ミルト、此等ノ人々ノ援助、彼等ノ力ノ限りヲ盡シ、極メテ同情深ク親切ニモ私共ニ與ヘテクレタ實際的デ有效ナ援助カラ見テ、私ハスベテノ日本人ガ戰爭犯罪人デハナイト感ズンノデアアル。ソノナ人モ多イシ又多クノ者ガ我國民ニ言フニ言ハレナイ苦痛ヲ與ヘ處罰セラルベキデアアル。然シ右ノ五人ハ數多イ恐ルベキ行爲ノ上ニ傑出シテ居ル。彼等ハ援助シテ呉レタ。此等ノ人々ハ私ガ靜カニ生ノ幕ヲ閉ヂ、「モウコレデ澤山デアアル、コレ以上ハイヤダ」ト言ツテ、ヨリヨキ世界ニ去ツタ方ガ遙カニ樂デアツタヤウナ時ニコノ三人ハ私ノ氣力ヲ引立テテ呉レタノデアアル。私ハ彼等ノシタコト、淺間丸デ

日本人ガ出來ルダケ旅行ヲ樂ニスルヤウニヤツテクレ、又ソレガ效果的デアツタノデ感謝シテ居ル。若シ此等ノ人ノ爲ニ私ノ良イ口添ヘノ言葉ガ役ニ立ツトイフコトナラバ、ソノ機會ヲヨロコブモノデアアル。

「メアリ、アーウイン、マーティン」(署名)

中國ニ於ケル英國領事官勤務「アーサー、ジョン、

マーティン」「シー、ビー、イー」未亡人



高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

英 本 貞 夫 其他

宣誓供述書

供 述 者 菰 田 康 一

自分等我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル
上 次ノ如ク供述致シマス

一、私ハ熊本市仲間町一七番地ニ明治二十一年十月三十日生レマシタ。

私ノ本籍ハ静岡縣沼津市城内添地町百六拾番地ニアリマス

現在ハ千葉市登戸町三ノ六八ニ住居シテオリマス

私ノ略歴ハ

明治四十二年陸軍士官學校卒業

昭和七年陸軍大學校卒業

昭和十年陸軍少將

昭和十三年陸軍中將

昭和十五年十二月カラ昭和十七年七月マテ第四百四師團長トシ

テ廣東地區駐屯朝鮮京城師管區司令官トシテ終戦ニ至ル

私ハ一九四〇年(十五年)十二月カラ一九四二年(十七年)七月マテ廣東ノ西北方地區ノ效外第四百四師團長トシ駐屯シテ居リ

マシタ

一九四一年ノ陰曆十二月頃ニハ日本軍ハ殆ド作戰ヲ致シマセン
デシタ

云フコトハ全ク無カツタコトヲ斷言致シマス

唯廣東地區ノ治安ニ專念致シマシタ。
ソレデスカラ一九四一年十二月二十一日ニ日本軍ハ入城シタコト
ハナイ筈デス
又丁度大東亞戰爭ガ一九四一年十二月八日ニ勃發シタノテ廣東地
區ニハ僅カ一師團半ダケノ兵力ガ居タダケテ私ノ師團ノ前ニハ余
漢謀カ二十万ノ大軍ヲ擁シテ日本軍ニ對シテ攻撃ヲシテ來マス
ノテ我師團ハ之ヲ守ルノニ專念シテオリマシタ
私ハ一年八ヶ月モ廣東地區ニオリマシタカ西湖畔、五眼橋沙下、
西布場、河邊府城學官、縣城、朝西巷、北門外、西門口排沙等ノ
地名ヲ聞イタコトハアリマセン、
私ノ師團ハ軍紀ノ嚴肅ナコトニツキマシテハ充分ナル自信ヲ以テ
オリマス毎週二回各隊ニ法務官ヲ派遣シテ防犯教育ヲ行ヒ如何ナ
ル輕微ナル犯罪モ其ノ發生ヲ豫防シマシタ
支那人モ私ノ部隊ノ軍紀嚴正ナノニハ非常ニ敬服シテオリマシタ
ソレデスカラ私ノ部隊ニ於テ支那人ノ男女老幼ヲ虐殺シタナドト

.....

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコト
ヲ誓フ

宣 誓 書

(署名捺印)

藤 田 康 一

6

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタコトヲ證明シ
マス

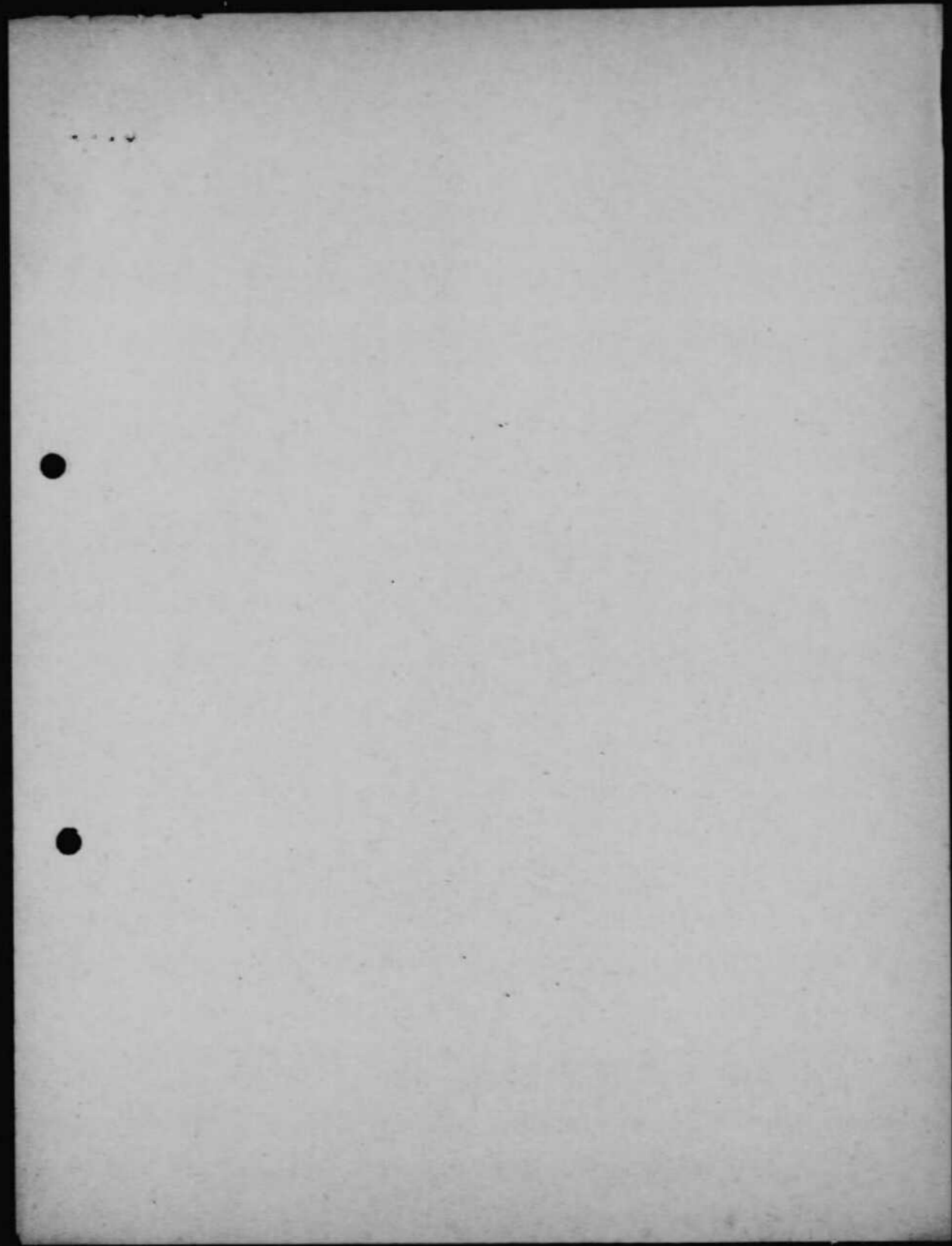
同日於同所

立會人 今 成 泰 六 郎

供 述 者 藤 田 康 一

昭和二十二年（一九四七年）六月十八日 於 文京

5



E 3096

1781
D EF .LOC.#1781

22
葛橋

22-9-3 (1781)
年
1781年
1781年

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ刷紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供進致シマス。

忍東口藤宜事案判所

岡
田
芳
政

荒
木
貞
夫
其
他

亞
米
利
加
合
衆
國
其
他

76-1

E 3096

1781
D EF .LOC. #1781

22
葛橋

逓東口際宣事録到所

宣管供進書

供進者

並米利加合衆口其他

封

荒木貞夫 其他

岡田芳政

自分儀我園ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ刷紙ノ廻リ宣管ヲ爲シタル上次ノ
如ク供進致シマス。

76-1

一、私ハ明治三十六年六月二十七日本籍地香川縣丸龜市本町四十六番地ニ
 生レ現在東京都杉並區馬場二ノ一九〇番地ニ住ンデ居リマス。

二、私ノ履歴ノ大要ハ左ノ通りデアリマス

大正十三年（一九二四年）ニ奉士官學校卒業

昭和十四年（一九三九年十月）文部派遣参謀（少佐）

昭和十八年（一九四三年六月）第二十三重参謀（中佐）

昭和十九年（一九四四年十一月）横口第六方面重参謀（大佐）終戦

ニ至ル

昭和十九年一月支那派遣参謀ハ第二十三重ニ附シテ廣東地區カラ柳州ヲ
 攻塔スベキ旨ノ命令ヲ下シマシタ。

右命令文ハ修職ト同時ニ現職ニ於テ焼却サレテ現存シテオリマシタ
 時私ハ第二十三重ノ高波参謀デアリマシタカラ第二十三重ノ行動ニツ
 イテハ憶テヨク知ツテオリマス。

第二十三重ハ廣東及其周邊地區ニ進駐シテ居リマシタガ柳州攻塔ノ命
 令ヲ受ケルヤ部隊ハ直接ニ柳州ニ進駐セズ其ノ作戦企图ヲ隠匿シテ主
 力ハ廣東北方ニ向ケ進駐シ小石埭部隊ハ柳州ト反對ノ方向タル南方ニ
 向ツテ進駐シマシタ。

小石埭部隊ハ九江カラ台山ニ向ツテ進駐シタ米山渡口ノ橋下ノ大塚デ
 アリマシテ六月下旬九江カラ行動ヲ起シ全隊口ノ先頭部隊トシテ台山
 ニ進入シマシタ。

當時己ニ住民ハ全部捕亡シテ台山ニハ一人ノ住民モ居リマシタ
 ノデエヨリ進駐シタ宜撫班ガ捕手ノ住民ガ一人モ居ラズニ宜撫ガ出來
 ルカト云ツテ笑ツタ事ガアリマシタ。

小石埭大隊ハ台山カラ南方三〇里ノ距離カラ北向シテ西江ニ沿ヒ柳州
 ニ向フベク進駐セントシマシタガ台山南方約三〇里ノ地點ニ監國ナ
 岸地ガアリマシテ其處テ小石埭部隊ハ激戦ト激烈ナ戦ヲ交ヘマシタ
 此ノ戦ハ七月上旬カラ七月下旬ニ至ル間ノ戦アリマシテ小石埭
 部隊ノ死者數十名ニモ達シ武裝兵器ノ遺棄モ非常ニ甚シカッタノデス
 小石埭大隊ノ目的ハ柳州デハナク早く柳州ニ知ラレヌニ柳州ニ到着
 シテ北向セル主力ノ爲ニ西江ニ渡ルベシヲ謀ルニアリマシタ其

一、私ハ明治三十六年六月二十七日本籍地香川縣丸龜市本町四十六番地ニ
 生レ現在東京都杉並區馬場二ノ一九〇番地ニ住ンデ居リマス。

二、私ノ履歴ノ大要ハ左ノ通りデアリマス

大正十三年（一九二四年）ニ奉士官學校卒業

昭和十四年（一九三九年十月）文部派遣参謀（少佐）

昭和十八年（一九四三年六月）第二十三重参謀（中佐）

昭和十九年（一九四四年十一月）横口第六方面重参謀（大佐）終戦

ニ至ル

昭和十九年一月支那派遣参謀ハ第二十三重ニ附シテ廣東地區カラ柳州ヲ
 攻塔スベキ旨ノ命令ヲ下シマシタ。

右命令文ハ修職ト同時ニ現職ニ於テ焼却サレテ現存シテオリマシタ
 時私ハ第二十三重ノ高波参謀デアリマシタカラ第二十三重ノ行動ニツ
 イテハ憶テヨク知ツテオリマス。

第二十三重ハ廣東及其周邊地區ニ進駐シテ居リマシタガ柳州攻塔ノ命
 令ヲ受ケルヤ部隊ハ直接ニ柳州ニ進駐セズ其ノ作戦企图ヲ隠匿シテ主
 力ハ廣東北方ニ向ケ進駐シ小石埭部隊ハ柳州ト反對ノ方向タル南方ニ
 向ツテ進駐シマシタ。

小石埭部隊ハ九江カラ台山ニ向ツテ進駐シタ米山渡口ノ橋下ノ大塚デ
 アリマシテ六月下旬九江カラ行動ヲ起シ全隊口ノ先頭部隊トシテ台山
 ニ進入シマシタ。

當時己ニ住民ハ全部捕亡シテ台山ニハ一人ノ住民モ居リマシタ
 ノデエヨリ進駐シタ宜撫班ガ捕手ノ住民ガ一人モ居ラズニ宜撫ガ出來
 ルカト云ツテ笑ツタ事ガアリマシタ。

小石埭大隊ハ台山カラ南方三〇里ノ距離カラ北向シテ西江ニ沿ヒ柳州
 ニ向フベク進駐セントシマシタガ台山南方約三〇里ノ地點ニ監國ナ
 岸地ガアリマシテ其處テ小石埭部隊ハ激戦ト激烈ナ戦ヲ交ヘマシタ
 此ノ戦ハ七月上旬カラ七月下旬ニ至ル間ノ戦アリマシテ小石埭
 部隊ノ死者數十名ニモ達シ武裝兵器ノ遺棄モ非常ニ甚シカッタノデス
 小石埭大隊ノ目的ハ柳州デハナク早く柳州ニ知ラレヌニ柳州ニ到着
 シテ北向セル主力ノ爲ニ西江ニ渡ルベシヲ謀ルニアリマシタ其



リマヒン私ハカカル其家ノ全ク無カツタコトヲ確信スルモノデアリマ
ス。
其紙目ヲ送付シマシタ。其家カラ小豆垣部家ガ梧州ニ送ンダ送テ指示
スルコトカ出来マス。

ノ爲ノ梧州ノ書信ヲモ同行シテオツタノデスカラ此ノ思ハサル所ニ
ハ全ク困却シ一日モ早く梧州ニ到着セントシタノデスカラ其ノ梧州ノ
爲ニ梧州ニ到着ハ定ヨリモ五日ほど遅シタ。其ノ有様デシタ。
梧州ノ書信ヲ送付シテ梧州ニ到着テ遅ミマシタカ途中ノ住民ハ全部
亡シテ全ク其ノ姿ヲ見ルコトハ出来マヒンデシタ。
梧州ノ書信ハ梧州ニ到着スベキ所ガアツタノデ途中住民ヲ殺害シ
梧州ニ到着スルナドノ余部ガアル書ハアリマヒン夜ヲ日ニ次デ進行
テ梧州マシタ。
梧州令官カラハ梧州ナク殺スナドルナ三書ヲ送付ニ示シテアリ小豆垣
部家長ハ同部家長ニ任セラルルハ大抵ノ幼年學校ノ生徒デアリマ
シタ。
幼年學校ノ生徒ハ八年少生徒ニシテ其ノ教育ヲ考ヘテ其人中ノ非常ナル
人者ヲミテ選任シテ任命セラルルコトニナツテオリマシテ其人中ノ
精神家入者ナル小豆垣下ニ於テ其ノ行爲ガアツタナドトハ全ク信
ゼラレマヒン若シカカル事ガアツタナラバ私ノ耳ニ入ラヌコトハア
リマヒン私ハカカル其家ノ全ク無カツタコトヲ確信スルモノデアリマ
ス。

良心ニ從ヒ眞實ヲ求ムベク等ヲモ識認セズ又何事ヲモ附加ヒ
ザルコトヲ誓フ。

宣 誓 書

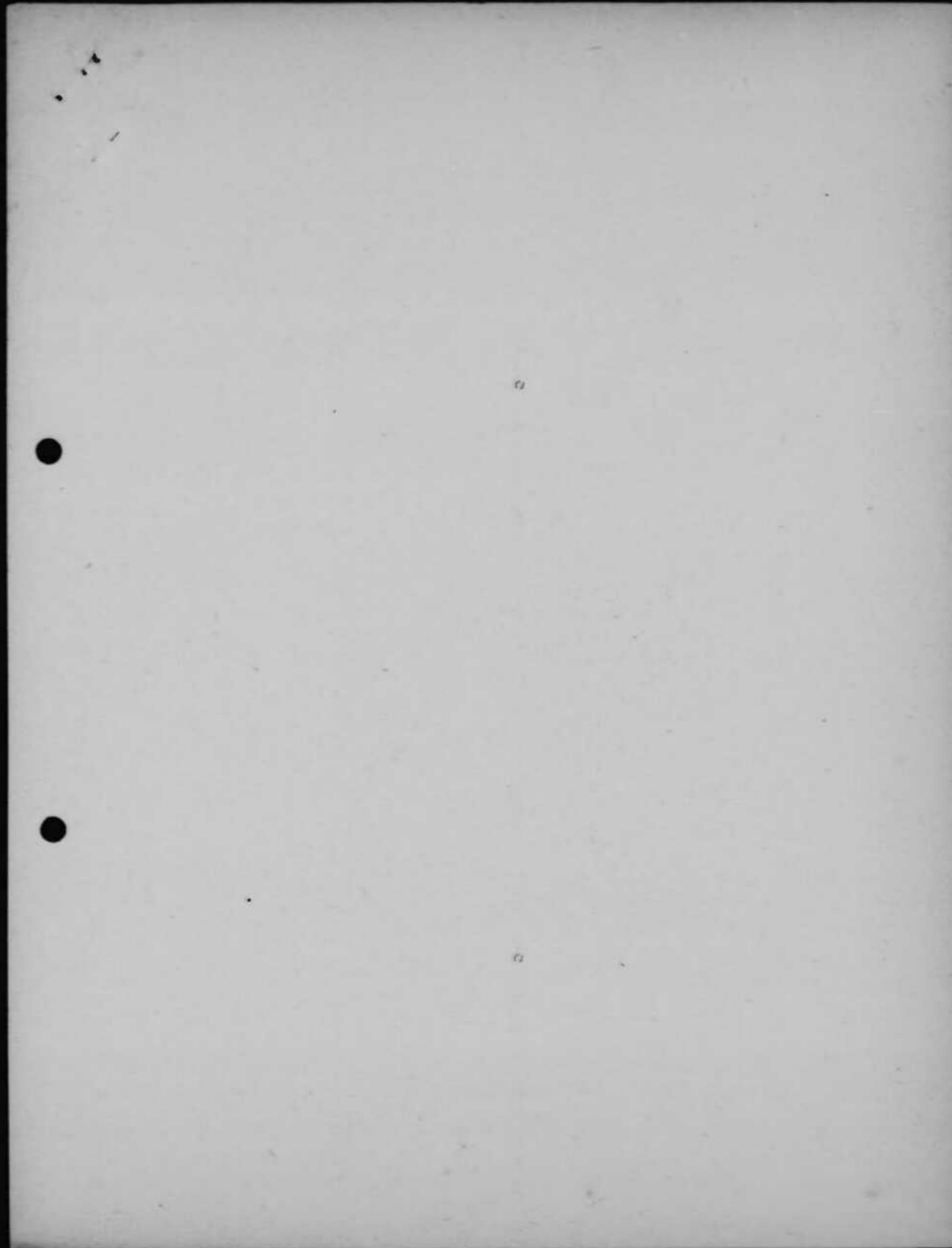
署名捺印 岡 田 芳 政

左ハ信立會人ノ面前ニテ宣言シ且ツ署名捺印シタルコトヲ
證明シマス。

同 日 於 同 所

立會人 今 藤 泰 太郎

昭和二十二年（一九四七年）四月五日於東京
決通者 岡 田 芳 政



E. 3077
Def Doc No. 1752

28

Handwritten notes on a vertical strip of paper, including the name '小島 貞夫' (Ojima Saduo).

自分義勇國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣發ヲ爲シタル上
次ノ如ク世述致シマス

極東國際宣講所

亞米利加合衆國 其他

對 荒木 貞夫 其他

宣 講 所

供 述 者 小 島 貞 夫

28

E-3077

Def Doc No. 1762

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣發ヲ爲シタル上
次ノ如ク進送致シマス

宣	發	進	送	者	小	屋	迫	要
亞	米	利	加	合	衆	國	其	他
對	荒	木	貞	夫	其	他		
對								
宣	發	進	送					
宣	發	進	送					
宣	發	進	送					

亞米利加合衆國 其他

荒木 貞夫 其他

對

供送者 小屋迫要

一 私ハ明治三十年五月二十一日本營地熊本縣阿蘇郡柏村二丁目一、四

六八番地ニ生レ現在モ宜處ニ住ンデ居リマス

ニ私ノ經歷ノ大要ハ左ノ通りデアリマス

昭和三年陸軍士官學校卒業

昭和十六年ヨリ約三ヶ年大阪陸軍幼年學校附

昭和十九年ヨリ獨立歩兵第百二十六大隊長トシテ華南方面ノ作戦ニ

從事（當時少佐）シ終戦ニ至ル

昭和十九年六月第二十三軍ノ柳州攻勢ニ件ヒ私ノ大隊ハ先ツ廣東附

近ヨリ台山附近ニ進出シ北越シテ西江沿岸ノ要衝デアル梧州方面ニ

作戦行動ヲシマシタ、此ノ行動ハ七月上旬ヨリ約一ヶ月ニ亘リ西行

軍ヲシマシタガ思ハザル頭敵ノ抵抗ニ遭ツテ戦鬪ヲ爲シ急進シマ

シタガ所命照日ヨリ約五日程遅レマシタ

本期間ノ戦鬪ヲ終戦以下數十名ノ死傷者ヲ生ジ武器彈藥ノ消耗モ甚

クシタ多量ニ及ビマシタ

只我部隊ハ平養軍司令官及關係上司ヨリ後見ナル軍紀ノ保持ニ付キマ

シテ戦命ヲ受ケテ居リマシタ。ソレデ燒クナ、穿スナ、掠ルナノ三義ヲ標語トシテ此命令ニ違反シタ者ハ私ノ部隊ニハ絶對ニ一人モアリマセンデシタ、此ノ上列ノ主旨ハ克ク部下將兵ニ徹底シテ居リマシタノデ支那人民ヲ殺シタリ、支那人ノ住家ヲ燒イタリシタ者ハ絶對ニナカツタコトヲ私ハ茲ニ確言致シマス

四 日本軍ノ行動ト直接關係アリマセンガ當時台山北下約三里程ノ谷合ヒノ村落ニ共產隊幹部員ヲ中心トスル三社隊自衛隊ト云フ武装部隊ガアリマシテ軍ノ勢八百ニ及ビ全員小銃又ハ拳銃ヲ所持シ同連隊軍用ヲ兼ニ懸泊シ居ルトノコトデアリマシタ

六 私ノ部隊同年六月下旬台山周邊ニ進出シ更ニ進軍スルコトニナリマシタガ渡東側邊カラ侵入レマシタ人夫ガ故郷ヘノ門扉ヲ希望シマシタノデ部隊デハ充分ノ日當及手當ヲ與ヘ且衣服マデ給與シテ之ヲ故郷ニ歸シマシタ事ノ時時ツタ人夫ハ廣東カラ同行シタ者ノ地位位デアリマシタ、此等ノ人夫中途中斷配ノ共產部隊ヲ通過スルトキニ共產部隊ノ者達ニ金品ヲ掠奪セラレ或ハ惨殺、或ハ強姦ノ變行ヲ受ケ再ビ台山周邊ニ

引キ返シ豫テ共產部落民ヨリ追迫ヲ受ケテキタ同連隊軍民ト共ニ報復行動ヲ爲シ右共產部落民ト流血ノ慘害アリタル由聞キマシタガ中國人同志ノ間ノコトデアリ一日モ早ク梧州ニ到達スヘキ任務ヲ有シテ作戰行動ニ多忙デアリ先ヲ急イデ進軍シタノデ軍ノ裏ハ夫以上知ツテ居リマモンガ台山附近ヲ避處行爲ガアツタトシタラ此ノ裏方誤リ候ヘラレタノデハナイカト思ヒマス、私ノ部隊ニハ避處行爲ナドハ絶對ニアリマセンデシタ、

七 以上ニヨリ私ノ大隊ノ行動ニハ純然タル戰隊行爲ノ外何等ノ不法行爲ハアリマセンデシタ

八 別紙添附ヲ添附シマシタカラ台山附近ノ状況カ判明スルト思ヒマス

シテ戦命ヲ受ケテ居リマシタ。ソレデ燒クナ、穿スナ、掠ルナノ三義ヲ標語トシテ此命令ニ違反シタ者ハ私ノ部隊ニハ絶對ニ一人モアリマセンデシタ、此ノ上列ノ主旨ハ克ク部下將兵ニ徹底シテ居リマシタノデ支那人民ヲ殺シタリ、支那人ノ住家ヲ燒イタリシタ者ハ絶對ニナカツタコトヲ私ハ茲ニ確言致シマス

四 日本軍ノ行動ト直接關係アリマセンガ當時台山北下約三里程ノ谷合ヒノ村落ニ共產隊幹部員ヲ中心トスル三社隊自衛隊ト云フ武装部隊ガアリマシテ軍ノ勢八百ニ及ビ全員小銃又ハ拳銃ヲ所持シ同連隊軍用ヲ兼ニ懸泊シ居ルトノコトデアリマシタ

六 私ノ部隊同年六月下旬台山周邊ニ進出シ更ニ進軍スルコトニナリマシタガ渡東側邊カラ侵入レマシタ人夫ガ故郷ヘノ門扉ヲ希望シマシタノデ部隊デハ充分ノ日當及手當ヲ與ヘ且衣服マデ給與シテ之ヲ故郷ニ歸シマシタ事ノ時時ツタ人夫ハ廣東カラ同行シタ者ノ地位位デアリマシタ、此等ノ人夫中途中斷配ノ共產部隊ヲ通過スルトキニ共產部隊ノ者達ニ金品ヲ掠奪セラレ或ハ惨殺、或ハ強姦ノ變行ヲ受ケ再ビ台山周邊ニ

誓フ

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺惑セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣 誓 書

署名捺印

小 屋 迫

印

5

昭和二十二年（一九四七年）六月十五日於東京

供 述 者 小 屋 迫 要

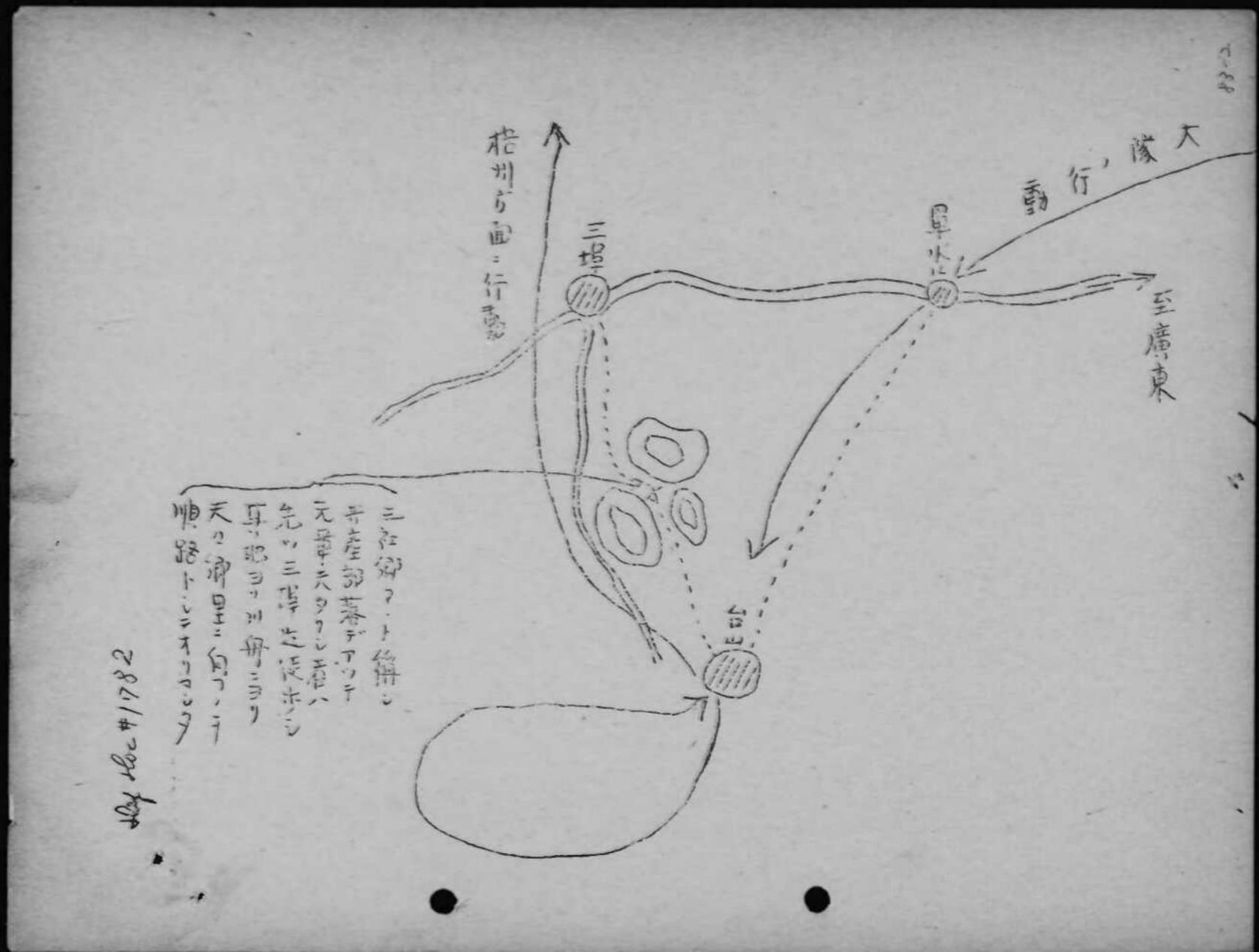
同日於同所

立 會 人

今 成 泰 太 郎

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

4



E 3078
Def Doc No 1783

書
後

手紙
の
中
に
記
載
の
事
は
別
紙
に
記
載
す
る
事
と
な
り
ま
す
(
*)

極東國語彙編所

工米利加合衆國其他

荒木貞夫其他

宣
習
供
述
著

供
述
者
豊
島
房
太
郎

自分様我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ヅ別紙ノ添リ宣習ヲ爲シタル上
ノ如ク供述致シマス

書後

E 3078
Def Doc No 1783

極東國際軍議判所

亞米利加合衆國軍艦

發

荒木貞夫 其遺

直 轄 供 送 審

供 送 者 鹽 島 房 太 郎

自分機我機ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ゾ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次
ノ如ク供送致シマス

54

45

一、私ハ明治貳拾貳年壹月五日日本籍地デアル山口縣防府市中瀧町大字向島
凡三二ノ一番地ニ生レ現任東京都世田ヶ谷區代田一丁目六百二十五番地
一住ンデオリマス

一、私ノ經歷ハ大要左ノ通りデアリマス

明治四十三年陸軍士官學校卒業

昭和九年三月陸軍大佐ニ任セラシテ高城駐屯隊長

昭和十二年十二月陸軍少將ニ任セララル

昭和十五年八月陸軍中將ニ任セララル

昭和十五年十月任文藝三師團長ニ任セラレ支那ニ赴任

昭和十七年一月中旬近衛師團長

昭和十九年十月任ニエーギニヤ第二軍司令部ニ任セラレ「セレベス」任
任中終戦トナル

二、昭和十六年夏ニナリマスト長沙方面ノ支那軍カ非常ニ優勢ニナツテ來
マシテ日本軍ニ對シ攻勢ヲトル爲ニナツテ日本軍ハ非常ナル脅威ヲ感ジ
ル様ニナリマシタ。

ツレデ此ノ長沙附近ノ支那軍ヲ一撃スル目的デ長沙方面ニ向ツテ兵ヲ進
メルコトニナリマシタ。ツレデスカラ此ノ作戦ハ土地ヲ占領スルノカ
目的デハナク只軍ニ敵兵刀ノ懸桿ニアリマスノデ目的達成次第直ニ原
屯地ニ歸還スルコトニナツテオリマシタ。

三、私ノヒキイテキル第三師團ハ砲ノ第四、第六、第四十師團ト共ニ行
ヲ起シ同年十月初旬ニ右師團ノ内第四師團カ長沙ノ町ニ入りマシテ三日
バカリ其處ニ滞在シテ直ニ又モトノ滞在地ニ引カヘシテシマヒマシタ。
私ノ第三師團ハ長沙ト少シ距離テヤル郴州マデ進軍シマシタガ長沙ノ町ニ
ハ入りマセンテシタ。ソシテ其處カラ又モトノ漢口ノ近クハ待避シマシ
タ。

四、此ノ作戦日日本軍ノ軍紀ハ非常ニ嚴肅デアリマシテ日本軍ノ行動ハ非
常ニ立派ナ模範的ノモノデアツタコトヲ明言致シマス。

支那派遣軍デハ軍紀ノ嚴肅ト云フコトニ異モ力ヲソ、ギマシテ昭和十六
年三月既軍司令官ハ漢口ニ軍内ノ各師團長等ニ集メマシテ其ノ軍紀ノ肅
正ニツイテノ旨同ヲ致シタコトガアリマス。其ノ時司令官ハ「日本軍ノ

精養ハ只強イバカリデハナイ武士道ノ眞ノ精神ニ基キ正シキヲ助ケ悪ヲ
懲キ作戦地ノ住民ニ對シテモ親切ヲ旨トシテ真心ヲ以テ接シナケレバイ
ケヌ。作戦中ト雖モ住民ニ不意ナ危害ヲ加ヘタリ、財物ヲ毀損シタリ
スルコトハ嚴モ武士道ノ精神ニソムクモノデアル。師團長ハ自己部隊ニ
武士道ノ精神ニ反スル者ノ絕對ニナキコトヲ期セネバナラヌト云フ主
旨ノ嚴格ナ訓示ヲサレマシタ。

各師團長ハ右訓示ノ主旨ヲ部下全軍ニヨク遵守サセマシタ。
支那派遣軍ニハカネテカラ厳クナ。殺スナ。擄ルナ。ノ三禁ノ原則ガア
リマシテ在日日本軍ハヨク此ノ上司ノ命令ノ主旨ヲ体シテ軍人トシテ恥
ル事ナ行爲ハ絕對ニシナカツタデアリマス。
私ノ第三師團ノ作戦中モ敵ノ兵營ハ擄却シタ方ガヨロシカロウト云フ論
カ出マシタ。ケレドモ私ハ敵ノ兵營モ民家ヲ利用シタ兵營モアリ、日本
兵ニ兵營ト雖モ擄却フ程ナ看做デモツケルト大ニデアアル或ハ差別ガツカ
ナクテ民家デモ疑クト爾ルカラ兵營ト雖モ絕對ニ擄却ツテハイケメト云
フ嚴命ヲ下シテ敵ノ兵營サヘモ擄却フコトヲ嚴禁シマシタ。

右ハ當立賣人ノ賣商ニシテ蓋シ且ツ特名捺印シタルコトヲ證明シマス
同日於同所

立賣人 今 廣 泰 太 郎

昭和二十二年（一九四七年）六月十五日 於東京

在 地 者

鹿 房 太 郎

五、ソレカラ昭和十六年末カラ昭和十七年初メニカケテ二度目ノ長沙攻占
ヲシマシタ。ソノ目的ハヤハリ此ノ際ノト同一デアリマシヤ。此ノ時ハ私
ノ従三師團ト第六師團トテ長沙方面ノ支那軍ニ對シテ攻取ラ致シマシタ
ガ長沙ノ近クマテ進軍シタタケテ長沙マデハ行キマセン。テ歸還シマシタ
テ、私ノ在支期間中私ハ司令官ノ御主旨ニ從ヒ軍紀ノ嚴肅ニツキテハ幾モ
悉ク用ヒ私ノ部隊ハ其ノ頑非難セラるベキ何物モナキコトヲ確信致シテ
オリマス。

22

審
フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤知セズ又何事ヲモ討罪セザルコトヲ

宣
誓
書

署名捺印

監

檢

房

太

郎

6

87-2

E 3079
Def. Doc 1756

22-9-3 (162)
4001/2000-18
(54年9月)

東京國際貿易裁判所

亞米利加合衆國 政府

荒木 貞夫 官物

宣稱供送書

供送者 鈴木 貞次

自分控我控ニ行ハル方式ニ從ヒ先ツ字紙ノ添リ宣稱ヲ爲
シタル上次ノ如ク供送致シマス

E 3079
Def. Doc 3-1756

22

自分達我艦ニ行ハル方式ニ從ヒ先ヅ甲紙ノ添リ宣渡ヲ爲シタル上次ノ如ク供送致シマス

宣
送
供
送
者
餘
木
貞
次

荒
木
貞
夫
管
納

亞
米
利
加
合
衆
國
軍
納

新
京
國
際
紅
專
設
判
所

裏
面
白
紙

一私ハ明治二十年五月七日本籍地藤岡縣藤岡郡十東村下本郷一七九番
地ニ生レ理ニ藤岡市北安東町七一番地ニ住デオリマス

ニ私ノ經歷ノ大要ハ左ノ如リデアリマス

明治四十三年陸軍士官學校卒業

昭和十四年陸軍少將

昭和十七年陸軍中將

昭和十七年八月第四師團長兼東第二十三軍總下

昭和二十年第四十三師團長内地掃蕩終戦ニ至ル

ニ私ハ昭和十七年八月カラ昭和二十年三月マデ第四師團長デアリマ

シタ

昭和十九年六月下旬第四師團ハ柳洲飛行場占領ノ命令ヲ受ケマシ
タ、私ハ軍ノ行動ヲ監視スル為先鋒隊ヲ廣東地方遼江河畔ニ向ツテ

進行サセテ次テ反撃シテ梧州ニ向ハセマシタ

次テ柳州ニ向ツテ進行ヲ繼續シマシタ

柳州飛行場ニ對シテハ東方並ニ南方地區カラ行動シマシタカ其ノ際

裏面白紙

ニハ中文書ノ一紙デアル第六百八十八段ニカ柳州發行所北方
 及東方地區カラ進軍シテ來マシタノ旨ヲ宣示シテ既而十
 九年十一月朔旬ニ發行所ニ占領シマシタ旨ニハ五日バカリ滞在シ
 新軍マデ進ミ反旗シテ柳州ニ向テ來マシタ。
 私ノ通牒ハ只柳州發行所ニ入タタケテ河ヲ隔テタ柳州市街ニハ一兵
 モ入城サセマセンデシタ
 柳州發行所ノ占領ニ言ツテハ私ノ節度ノ先遣一信大隊カ方ニ向テ
 ト兵火ヲ交ヘタダケテ殆ト毀滅ラシイ電報ハナク簡單ニ發行所ニ入
 ルコトカ出來マシタ
 此ノ電報私ノ通牒ハ司令官ノ示シタル「柳州ナ、奪スナ、私メ
 ルナ」ノ三項ヲ遵守シ愛民ノ主旨ニ背シテ萬地區ノ宣撫並ニ治安
 ノ關係ニ重點ヲ置キ行動ヲシマシタ
 發行所ハ一駐住民ニ指示シテ電報ノ消息並ニ強行シマシタカ
 ラ至ル處一駐住民ハ逃避シテ各々隠リマセンデシタカ日本軍ノ宣紀
 嚴正テ住民ニ害ヲ加ヘザルノミナラズ住民ヲ愛護スルコトガ次第ニ

裏面白紙

Doc. No. 2755

判ツテ來ルニツレテ彼ト行奈シ其ノ機業ニ從奪スル様ニナツテ來マ
シタ。
私ノ船中ノ兵ニ軍紀嚴正テ住民ヲ殺シタリ住民ヲ擧イタリシタコトハ
一回ニ録カツトコトヲ斷言致シマス。

裏面白紙

Def. Loc. 2756

昭和二十二年（一九四七年） 月 日 於

右ハ官立倉ハノ前ニテ宣旨シ且ツ署名捺印シタルコト

知 日 於

特 送 者 鈴木 貞 次

立 言 人 須 内 兵 吾

43

良心ニ從ヒ道ヲ遵ベ何事ヲモ厭ミセズ又何事ヲモ附加
セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

署名捺印

鈴
木
貞
次

65

22

高橋

自分優我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙々通り宣管ヲ爲シタル
上次ノ如ク供述致シマス

宣	菅	荒	木	貞	夫	其	他	松	東	國	際	重	專	設	判	所	合	茶	園	其	他	
供	述	者	米	山	米	高																

ヲ派シテ各空屋ノ保護ニ任セサセタノミデアリマシタ。臺山市街
 ニ於テ同遺ヒノ起ツタコトハアリマセン
 四日本軍ハ軍司令官ノ嚴罰タル「堀クナ。殺スナ。掠ルナ」ノ三
 訓ヲ嚴守シテ非常ニ嚴肅ナル軍紀ヲ維持シテオリマシタカラ臺山
 附近ニ於テ住民ヲ殺害シタリ住宅ヲ焼却シタリシタコトハ全クア
 リマセンデシタ。私ノ部下ノ軍隊ニカ、ル事實ハ全々無カツタコ
 トヲ斷言スルコトガ出来マス
 五臺山南方三十哩位ノ處テ地名ハ忘レマシタガ其處ニハ敵ノ望
 ガ數多く出来テ居テ其處カラ猛烈ナ射撃ヲ受ケ強ナル抵抗ヲ受
 ケマシタ爲ニ我軍モ相當ナル損害ヲ受ケ砲兵隊長モ戦死致シマシ
 タ
 六私ノ部隊ガ廣東ヲ出發スルトキニ新會近傍カラ支那人ノ苦力ヲ
 數百人傭入レテテ之ヲツレテ臺山ノ近クマテ來マシタガ其ノ人夫
 遣ハ其處カラ故郷ヘ歸リタガリマシタノテ部隊ハ彼等ニ充分ノ賃
 銀手當ヲ支拂ヒ衣服モ與ヘテ隨宅サセマシタ(送レテ行タ人夫ノ
 半數)

一私ハ明治二十一年七月三十日京京市青山四丁目ニ生レ本籍地ハ東
 京都杉並區天沼三ノ六二七番地デアリマシテ現住所ハ千葉縣千葉郡
 景田村十文字二四番地デアリマス
 二私ノ經歷ノ大要ハ左ノ通りデアリマス
 明治四十三年陸軍士官學校卒業
 昭和十六年陸軍少將ニ任ゼラレ步兵第五十二旅團長
 昭和十七年十二月獨立混成第二十二旅團長トナリ終戦ニ至ル
 三私ハ獨立混成第二十二旅團長トシテ廣東地區カラ柳州ノ攻取ニ
 參加致シマシタ
 四私ノ部隊ハ直接ニ柳州ニ向ツテ進軍セズ企圖ヲ隠秘シテ柳州ト反對
 ノ方向ノ南方雷州半島ノ方向ニ向ツテ進行シ初メマシタ
 五私ノ部下ノ大隊タル小屋迫部隊ハ廣東近傍ノ新會ト云フ處カラ行動
 ヲ起シ六月末臺山北方朝陽里附近ニ進ミマシタ。臺山ヲ初メ住民ハ全
 全ク逃避シテ住民ノ姿ハ見ルコトハ出来マセンデシタ
 六私ハ臺山ノ市街ニハ日本軍隊ヲ入城サセマセンデシタガ僅カニ憲兵

右ハ當立會人ノ面談ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明
シマス

同日於同所

立會人 今 成 泰 太 郎

其處テ踏ツテシマヒマシタガ其數部隊ハ人夫ノ補充ハ致シマセ
ンデシター
處ガ此等入夫ガ踏途或共產黨部落ニ弄掛リマスト其處テ除奸圖ト
云フ團體員ニ請ヘラレ金品ヲ掠奪セラレ殺害セラレタト云フ報告ヲ
聞イタコトガアリマシタガソレハ支那人間ノコトテ日本軍ハ何等
關係ナイコトテアリマス
セ日本軍ガ掠奪ヲシタ下カ殺入ヲシタトカ放火ヲシタトカ云フコト
ハ全ク聞イタコトガアリマセン私ノ部下ニカカルコトヲシタ者ノ絶
對ニ無イコトヲ此處テ確言致シマス
ハ小尾迫隊長ハ人格高潔特ニ中國民衆ヲ愛撫シ標語トシテ敬老慈幼
ヲ強調シ中國民衆ノ非常ナル信賴ヲ博シテオリマシタ。

良心ニ從ヒ眞實ヲ逸ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ討加セザル
コトヲ誓フ

宣
誓
書

署
名
捺
印

米
山
米
鹿

22-9-3 182

3081

Def Doc 1705

ノ如ク供述致シマス
目分儀我國ニ行ヘルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次

宣誓

Sutton
36-1
37.0

宣誓供述書

供出者 黒田重徳

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

一、私ハ一八八七年十月二十五日本縣地籍調査大牟田市ニ在レ現在集積
監獄ニ居リマス

二、私ノ経歴ハ大要左ノ通りデアリマス

一九三七年十月 第二十六師團歩兵團長（陸軍少將）

一九三八年十一月 第四獨立守備隊司令官

一九三九年八月 第二十六師團長（中將）

一九四一年八月 教育總監部本部長

以後一九四四年十一月マデ、シンガポール軍參謀長、マニラ軍司令官
ヲ經テ一九四四年十二月豫備役編入トナル

三、私ハ中義軍團部直三郎中將降下ノ第二十六師團長トシテ一九四〇年
一月下旬停作儀ノ軍ヲ打ツタメニ騎兵乘團ト共ニ五原地方ニ作戦シマ
シタ。我軍ハ自動車ヲ包圍カラ進軍シ敵ヲ擊破シ敵團ハ十日間位ヲ終
リ自分ノ軍ハ占領後直チニ撤退シ五原ノ町ハ其後兩部直三郎中將指揮
ノ軍ニ於テ守備ヲシマシタ

四、私ハ常ニ部下ニ對シ原任民ヲ虐待暴行ナドスルコトノナイ激嚴重ニ
戒メテ居リ此趣旨ハ聯隊長以下全軍ニ充分徹底シテ居リマシタ

却ツテ支那ノ住民ニハ丁寧ニモヨト訓令シ皆之ヲヨク守ツテ居リマシ
タ。軍紀風紀ノ厳正ナコトニ於テ第二十六師團ハ北支那方面デ第一ノ
模範的師團ト言ハレテ居リマシタ

五、一九四〇年二月二日及三日ニ第二十六師團ニ屬スル第十三聯隊ノ兵
ガ暴行虐殺ヲ行ツタトイフ事ヲ事實ハ絕對ニナカッタコトヲ確言致シ
マス。即チ此五原ノ團ハ五原ノ大平原デ行ハレ町ニ對シ攻撃ハ加ヘマ
セシデシタ。住民ハ全部奥進ニ避難シ一人モ居リマセシデシタ。從ツテ
右ノ様な事件ハ起リ得マセシデシタ。私ノ部下デアリ特ニ嚴格ナ歩
兵團長ノ安達少將ヲ聯隊長石倉大佐ノ部下ガ其様な不法行爲ヲスル等
ハアリマセシ又事實其様ヲ行爲ハシマセシシタ。若シ不法行爲ガ
アレバ全部自分ノ處ニ報告ゾアル筈デアリ地方トノ連絡ハヨク取レテ
居リマス。ノテ何處カラテモ報告ハ全無私ガ受取ツテ必ズヨク察ミ調査
ヲシテ居リマシタ。ガ右ノ様な暴行虐殺ナドトイフコトハ全然報告サレ
マセシデシタ。若シ此様な事實ガアレバ軍法會議デ必ズ裁判サレ嚴重ニ
處分サレル筈デアリマス。ガ軍法會議ニ於テ新カル事件ガ裁判サレタコ

一、私ハ一八八七年十月二十五日本縣地籍調査大牟田市ニ在レ現在集積
監獄ニ居リマス

二、私ノ経歴ハ大要左ノ通りデアリマス

一九三七年十月 第二十六師團歩兵團長（陸軍少將）

一九三八年十一月 第四獨立守備隊司令官

一九三九年八月 第二十六師團長（中將）

一九四一年八月 教育總監部本部長

以後一九四四年十一月マデ、シンガポール軍參謀長、マニラ軍司令官
ヲ經テ一九四四年十二月豫備役編入トナル

三、私ハ中義軍團部直三郎中將降下ノ第二十六師團長トシテ一九四〇年
一月下旬停作儀ノ軍ヲ打ツタメニ騎兵乘團ト共ニ五原地方ニ作戦シマ
シタ。我軍ハ自動車ヲ包圍カラ進軍シ敵ヲ擊破シ敵團ハ十日間位ヲ終
リ自分ノ軍ハ占領後直チニ撤退シ五原ノ町ハ其後兩部直三郎中將指揮
ノ軍ニ於テ守備ヲシマシタ

四、私ハ常ニ部下ニ對シ原任民ヲ虐待暴行ナドスルコトノナイ激嚴重ニ

昭和二十二年（一九四七年）七月十五日於極東口際軍事裁判所

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明

シマス

供述者 田重徳

同日

於 同所

立會人 今 成 泰 太郎

トモアリマセン。新コル事實ハ全く無コトヲ斷言致シマス。

右五原地方ニ於ケル事件トシテハ却ツテ日本軍ガ虐殺サレタ事實ガアリマシタ即チ五原村ニ於テ五原ノ町ヲ守備シテ居タ岡部直三郎兵衛ノ多數軍人官吏ガ一九四〇年三月終頃雪融期ニ傳作饑軍ニ侵入サレ虐殺サレテシマヒマシタ。

其後ナ次第デスカラ日本軍殊ニ私ノ部隊ガ支那人民ニ對シテ暴行虐殺ナドシタコトハ絕對ニアリマセン。

Def DoG † 17.5



昏
フ

心
ニ
從
ヒ



ヲ
遊
ベ
何
ヲ
モ
欲
セ
ズ
不
可
事
ヲ
モ
附
加
セ
ザ
ル
コ
ト

昏
昏

茶
田

黒



田

倉

徳



E 3082
Def, Doo 1257

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタ
ル上次ノ如ク供述致シマス

22-9-3 (1922)
年 20/10/17 (1920)
(5月 10日 年)

封

夫 其他
口 遺書
供述者 阿部 芳光

極東國際軍事裁判所
亞米利加合衆國其他

22

！
手稿

E 3082
Def, Doc 1257

22

青橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣 誓 口 述 書

供述者 阿 部 芳 光

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

一、私ハ明治三十一年四月十日本籍地愛媛縣越智郡富田村字上徳ニ生レ
現在廣島縣安藝郡坂村字小屋浦ニ居住シテ居リマス

二、私ノ經歷ハ左ノ通りデアリマス

大正九年陸軍士官學校卒業 歩兵少尉

北支方面軍參謀 歩兵少佐

陸軍省軍務局御用掛 歩兵中佐

第三十八師團參謀長 歩兵大佐

廣島地區鐵道司令官 陸軍少將

終戦ニ至ル

三、私ハ第三十八師團參謀長トシテ香港攻略戦ニ参加致シマシタ

該攻略戦ハ昭和十六年（一九四一年）十二月八日朝第二十三軍ヨリ命
令ヲ受テ行動ヲ開始シタノデアリマス

四、香港攻略戦ノ大要ニ付第一期ヲ九龍半島ノ攻略、第二期ヲ香港島ノ
攻略ニ通分シテ説明致シマス

第一期 我師團ハ深川東方地區ヨリ國境障地ヲ突破シ初メ錦田平地ニ

兵、自動火器陣地、トーチカ及水際ノ障礙物ヲ射撃シ第一回ノ上陸成功後ハ其ノ背後ノ敵ヲ射撃スル様命ジマシタ、從ツテ水上目標ニ對シテ射撃ヲ命ジタコトハアリマセン、特ニ市街地ニ對シテハ戰術的不利ヲ忍ンデ之ヲ射撃スルコトヲ禁止シタノデアリマス。

七、我々ハ蘇聯ノ商船ガ停泊シテ居ルトノ情報ハ香港攻撃前ニモ聞イタコトハアリマセンデシタ、香港島攻撃前、港内ニ於テ三、四隻沈没シタ船ヲ見マシタガ、飛行機ニ依ルモノデアルカ、又彼我孰レカノ砲彈ニヨルモノデアルカ、或ハ又自沈シタモノデアルカ判リマセンデシタ。我砲彈ハ上陸地附近ノ陸上陣地、障礙物、砲兵陣地ニ集中シマシタノデ停泊中ノ船ヲ射撃スル必要ガナク特ニ船舶ヲ射撃シメトイフ事實ハアリマセンデシタ。

却ツテ我軍ガ小舟艇ニ依ツテ上陸戰闘ラスル際ニ敵ハ我小舟艇ニ對シ火力ヲ向ケタノデ敵ノ砲丸ガ停泊中ノ船舶ニ的ツタコトモアリ得ル状態デアリマシタ。

我小舟艇ハ上陸スル迄船内カラ射撃ハ致シマセンデシタ。

敵ヲ捕促スル目的ヲ以テ先ヅ大埔西側、同西南方ニ突進シタル後大埔山ノ線ニ進出シ、次チ主陣地ニ對スル攻撃ヲ準備シ重點ヲ城門貯水地西側ヨリ金山ニ向ケテ該主陣地ヲ突破シテ速カニ九龍北端ノ線ニ進出シ更ニ一部ノ兵ヲ以テ九龍半島南端ニ進出シタノデアリマス。

第二期 香港島ノ上陸戰闘ハ上陸點ヲ北角カラ水牛灣ニ至ル間トシ主力ノ上陸點ヲ北角附近トシテ右翼隊ハ大灣附近、左翼隊ハ層蘭樹附近ニ於テ攻撃ヲ準備シ第二十三軍砲兵及師團砲兵隊陸地破砕射撃ヲ實施シテ後ニ上陸シマシタ。上陸後ハ一擧ニ「シヤデネス」山ノ戰ニ進出シタノデアリマス。

五、香港攻略戰ノ爲ニ我師團ニハ飛行隊ハ配屬セラレマセンデシタ。飛行機ハ第二十三軍ガ持ツテ居リ同軍ノ命令ニヨリ行動シタノデアリマス。右飛行隊ハ當初飛行場及軍糧攻撃ニ、後ニ地上戰闘ニ協力致シマシタ。

六、香港島上陸戰闘ニハ我師團砲兵ノ中ヨリ一個大隊ヲ左翼隊ニ配屬シ他ノ砲兵全部ヲ統一シテ上陸正面タル北角ヨリ水牛灣ニ至ル間ノ敵砲

唯敵ガ我舟艇ヲ射撃スル一ヲ妨害スルタメニ煙幕ヲ使用シタノデアリ
 マス
 上陸開始ハ二丁一時頃ニシタカラ敵ハ探照燈ヲ使用シマシタガ敵ノ砲
 彈ハ亂射ノ状態デアリ、シホノテ上陸用舟艇ノ行動地帯ニ停泊シテ居
 タ商船ニハ敵ノ彈丸ガ的ツタカモ知レヌト思ハレルノデアリマス
 我軍ハ船艙ノ乗組員ヲ拘禁シタコトハ絶對ニアリマセン、又船員ノ所
 持品、糧食等ヲ掠奪シタコトモ絶對ニアリマセン
 然シ乍ラ香港島上陸成功後我占領地域ニアツタ支那住民ガ空家、倉庫
 ニ對シ夜間ノミナラズモハ晝間ニモ掠奪ヲナシ、又港内停泊中ノ船
 ニ對シテハ小型「ジャンク」ニ依リ掠奪ヲ行ツタコトハ事實デアリマ
 スガ我師團ハ末ダ島内陸地攻撃ニ全力ヲ用ヒテ居ル當時デアリマシタ
 カラ之ヲ取締ルコト困難ダツタノデアリマス
 八、香港ノ港内東半分ノ地區ニハ多數ノ大小船泊ガ停泊シテ居リ特ニ香
 港島寄り附近大灣附近並ニ東部地區ニ多數點在シテ居リマシタ、大型
 船ハ少ク其數ハ二十隻以下デアツタト思ヒマス、沈没シタモノ三、四

隻アリ之等ノ船員ハ退避シタセノト見受ケラレ人影ヲ認メマセンデシ
 タ
 我上陸用舟艇ハ之等灣内停泊中ノ船艙ノ間ヲ縫フテ行動セネバナラヌ
 状態デアリマシタ
 停泊中ノ商船ノ國籍等ハ判定シ得ズ國旗其他ノ明瞭ナ標識ヲ認メマセ
 ンデシタ
 九、第二十三軍ニ於テハ無益ノ殺傷ヲ避ケル目的テ多田參謀ヲ軍使トシ
 二回一ツテ降伏ヲ勸告シマシタ、特ニ其ノ第二回目ニハ島内婦女子
 ノ退避ノミニテモ考慮シテハ如何カト勸告シヌノデアリマシタガ英軍
 ハ之ニ志ジナカツタノデアリマス
 十、停敵艦係ニ付テハ我師團ハ其ノ武装解除並ニ警備ノミニ任ジタノデ
 アリマシタ其ノ遺物十數ハ記憶シマセンガ九龍地區テ十五名内外、香
 港島テハ千名程デアツタカト思ヒマス
 武装解除ハ英軍自ラ之ヲ行ヒマシタノテ當初心配シタ程ノ手數モ掛ラ
 ズ又英軍ハ自ラ各兵營ニ集合シテ居リマシタノテ何等ノ事故モアリマ

ソレデスカラ我師團ハ國境ヲ突破シ次テ敵ノ主障地攻略後ハ九龍地區
 敵守備部隊ガ香港島ニ退却スルコトガ出來ナイ様ニ全軍九龍市街地區
 ニ一舉ニ殺到スルコトヲ戰術上希望シマシタガ多數ノ兵隊ヲ入レテハ
 九龍市街内ハ混亂スルコト必至ナルヲ心配シテ全軍ヲ同市街北側高地
 端ニ停止サセテ師團中最モ訓練成績優秀ナ步兵二ヶ大隊ヲ特ニ指名シ
 同市街ニ入レマシタ、從ツテ市街ノ混亂ヲ完全ニ防ギマシタ
 次ニ香港島上陸戰ノトキハ敵ノ砲兵ハ市街地ノ中カラ射撃ヲ盛ニシテ
 來マシタ、如何ニ敵カラ射撃サレマシテモ我軍ハ市街地ヲ射撃スルコ
 トヲ懸念シ、市街ト山地部トノ接觸點ヨリ高イ山地部ノ敵トナカト
 障地ノミヲ射撃サセマシタ、其ノタメニ戰術的ニハ非常ナ不利ヲ忍ビ
 香港市街ノ保障ニ萬全ノ努力ヲシタノデアリマス、市内ノ攻撃ヲサセ
 ナラツタメニ香港市街ハ昔ノ儘現存シ又住民モ死傷セズニ濟ンダノ
 デアリマス
 次ニ香港島ノ敵ガ降伏シマシテ市街地警備並ニ武装解除ヲ行フニ當リ
 マシテハドウシテモ約三ヶ大隊ノ兵員ヲ必要トスルノデアリマスガ特

セシテシタ
 爾後ノ俘虜ノ取扱ハ總テ第二十三軍デ致シマシタ
 十一、非戦闘員ノ事ハ第二十三軍ニ於テ取扱ヒマシタガ英人等ノ家族ノ多
 數ハ開戦前ニ香港ヲ去ツテシマツテ少數シカ居リマセンデシタ、其ノ
 残ツテキル者ハ各ホテルヤ自宅ニ其儘生活シテ居リマシタ
 十二、香港攻略ノ大命ヲ受ケタ我々ハ其ノ名譽ニ感服シ其ノ責務ノ重大ナ
 コトヲ感ジマシタ、師團長カラハ度々我々ニ訓示ガアリマシタ、其要
 點ハ大体左ノ様ナ趣旨デアリマシタ
 「香港ノ攻略ハ支那ノ警備トハ異リ英國積年準備セル要塞攻撃デアリ
 且歐洲最優秀軍隊ト交戦スル次第ナルヲ以テ本攻略戰史ハ永ク後世史
 家ヨリ研究評論セラルルコトハ必定ナリ、故ニ我師團ハ全滅スルモ其
 ノ攻略ニ成功ヲ誓フト共ニ特ニ一切ノ非違行爲（虐殺、暴行、掠奪、
 破壊等）ノ絶無ヲ期シ敵軍及第三國人ヨリ一點ノ非難攻撃ヲ受クルコ
 トナキ様紳士的態度ヲ以テ臨マザルベカラズ」我々ハ以上ノ様ナ訓示
 ノ趣旨ヲ體シ戰闘中少シモ違フ所ナク之ヲ嚴守シマシタ

ニ我師團ハ優秀ナ歩兵一ケ大隊ヲ選抜シテ之ニ當ラセ、成可ク兵數ヲ少クシテ其兵ノ名譽ニカケ立派ナ行動ヲトラセマシタ

次ニ香港全島攻勢ニ於キマシテモ我師團ハ市街地及其ノ近クニ多數ノ運送ヲ入レルノハ思ハヌ事故ガ發生スル虞ガアルノデ特ニ選抜シタ

昨更ニ三ヶ大尉ヲ市街地ニ殘シタノデ師團ノ主力ハ九龍市街北方郊外地區ニ進出サセテ市街ヘノ外出ハ制限シマシタ、之ガ爲部隊側ニ於テハ、不平等ヲ受ケモアリアリマシタガ事故ハ全クアリアリマセンデシタ

十六、支那軍隊ニヨル掠奪ハ戰團中デサヘ警備ノ間隙ヲ見テ行ハレテ居リマシタ、一般市民ノ夜間外出ハ嚴禁シマシタ、然シ難民ニヨル掠奪ハ運送ニ當リテモ夜間勿論登陸間テサヘモ行ハレルノデ私達ハ此等ノ略奪ヲ禁止ニ注意ナ苦心ヲシマシタ

其時被虜、香港島地區ニ難民ガ市場ヲ開設シマシタガ其ノ市場ハ殆んど掠奪品ばかりノ賣買デアリマシタ

私ハ師團將兵ニ依ル虐殺、暴行、掠奪ノ絶對ニナカツタコトヲ確信シテ居リマス

十四 我ハ英軍死傷者ノ數ハ記憶シテ居リマセンガ死傷者ハ主トシテ英軍自ラ收容シマシタ

然シ其ノ一割ハ英軍ト共ニ我ガ第一線部隊ガ搜索發見ニ勉メマシタ

死者ヲ発見フレバ現場ニ於テ町重ニ埋葬シ傷者ハ病院ニ收容シマシタ

Def, Doo 1257

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘セス何事ヲモ附加ヤサルコト
ヲ誓フ

宣 誓 書

阿 部 芳 光

Def, Doo 1257

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且署名捺印シタルコトヲ證明ス

同年同月同日 於第一復員局

立會人 今 成 泰 太 郎

一九四六年十二月七日 於第一復員局

供述者 阿 部 芳 光

1911年

-11-

-11-

-11-

-11-

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其

封

荒木 貞夫 其他

宣誓 供述書

供述者 下田 千代士

自分能我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

100-2-2-1-2-2
100-2-2-1-2-2
100-2-2-1-2-2

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 下田千代士

自分戰我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

裏面白紙

一、私ハ明治三十五年六月七日秋田縣山本新町上町二九番地ニ生レ本籍地
ハ東京都中野區江古田四丁目一七四一番地ヲ住所ハ神奈川縣川崎市下麻生
六丁目番地デアリマス

二、私ノ經歷ノ大要ハ左ノ通りデアリマス

大正十三年 陸軍士官學校卒業

昭和十一年 參謀本部附

昭和十五年四月 第四百師團參謀

昭和十六年十月 第二十三軍參謀

昭和十八年三月 關東防衛軍參謀

昭和十九年四月 近衛第三師團參謀

第五百五十二師團參謀長

終戦ニ至ル

三、私ハ昭和十五年四月カラ同十六年十月マデ第四百師團ノ參謀ヲ作戦情報
ノ主任ヲシテ居リマシタガ昭和十六年十月カラ第二十三軍（廣東駐在）ノ
參謀トナリ情報主任トシテ昭和十八年三月マデ同地ヲ勤務シマシタソレデ

裏面白紙

スカラ昭和十六年頃廣東地方ノ第二十三軍ノ行動ニ付テハヨク知ツテ居リマス

昭和十六年陰曆十二月ニハ軍ハ全ク作戦シテ居マセンデ專ラ安維持ニ任ジテ居リマシタカラ戦國ヲシテ入城シタコトハ勿論アリマセン香港ノ占領後支那軍ハ全ク平靜ニナツテ治安ハ非常ニ良好デアリマシタ

私ハ廣東及其ノ近郷ノ地名デ西湖畔、五眼橋、沙下、晒布場、河邊、府城、學宮縣城、朝西庵、北門外、西門口、排沙等ノ名稱ヲ聞イタコトハアリマセン

私ハ軍情報主任デアリマシタカラ若シ日本軍ニ何か特別ノコトデモアツタナラバ私ノ耳ニ入ラヌ筈ハナク支那人一人ノ生命ニ關スルコトデモ總テ軍ニ報告ガアル筈デアリスガ私ハ其頃此ノ邊ニ報告ヲ受取ツタ覺ヘモアリマセン

其時期ニ二千ニモ達スル市民ガ日本軍ニヨツテ虐殺サレタナドトイフコトハ絶對ニナカツタコトヲ斷言シマス軍司令官初メ軍醫部ハ軍紀風紀ニ付テハ嚴重ヲ極メテ居リマシテ支那民衆ヲ愛護スベキコト

108

109

裏面白紙

支那人ノ慣習ヲ尊重スルコト、支那官廳ヲ尊重シテ、~~喧嘩~~喧嘩セヌコト等ニ付テ
常ニ注意ガ幾度モ繰返サレテ居リマシタ、一般兵ニ對シテハ簡單ニ燒クナ
殺スナ、~~拷~~拷メルナトイフ様ナ談話ヲ、ツテ此ノ言葉ガ全軍ニ浸ミワタツテ
キテ之ニ違ク~~違~~違ナ者ハ殆ンドアリマセンデシタ
ソレデスカッ日本軍ガ一名ノ支那人ヲ~~虐殺~~虐殺シタナドトイフコトデモアリマ
シタナッ其ノ事實ハ軍ノ重大問題トシテ取上ゲラレルノデアリマス
二千名ヲ~~虐殺~~虐殺シタナドトイフコトハ益クノ作り事デアリマシテ私ノ居リマ
シタトキニ第二十三軍下ニ於テ此ノ~~様~~様ナコトノナカツタコトハ確言出來ル
次第デアリマス

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）六月二十七日於東京

供 述 者 下 田 千 代 士

右ハ舊立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

立 會 人 今 成 泰 太 郎

Def Doc No 1877

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

(署名
捺印)

下
田
千
代
士

- 5 -

裏
面
白
紙

///

112

No. 42.

E 3084

Def, Doc, No, 2240

Exh, No,

高橋

宣
誓
供
述
書
宣
誓
者
岡
部
榮
一

宣
誓
供
述
書

宣
誓
者

岡
部

榮
一

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫其他

ニ從ヒ先ツ別紙ノ列リ宣誓ヲ爲シタル上次ノ如

私ハ昭和十九年(一九四四年)十二月ニ滿洲飛行機製造會社ノ理事長ニ選
任セラレマシタ、此ノ會社ハ滿洲ニ於ケル唯一ノ飛行機製造會社デアリマ
シテ本社及主要工場ハ奉天ニ在リマシタ
此ノ工場ノ隣ニ滿洲工作機製造株式會社ノ工場ガアリマシテ其處テ專ラ工
作機被ヲ製造シテオリ米英ノ俘虜ガ數百名働イテ居リマシタ、其ノ内ニハ

no. 42.

E 3084
Def, Doc, No, 2240

Exh, No,

高橋

自分儀我國ニ行ハレル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り直齋ヲ爲シタル上次ノ如ク
供述致シマス

私ハ昭和十九年(一九四四年)十二月ニ滿洲飛行機製造會社ノ理事長ニ選
任セラレマシタ、此ノ會社ハ滿洲ニ於ケル唯一ノ飛行機製造會社デアリマ
シテ本社及主要工場ハ奉天ニ在リマシタ。
此ノ工場ノ隣ニ滿洲工作機製造株式會社ノ工場ガアリマシテ其處テ専ラ工
作機被ヲ製造シテオリ米英ノ俘虜ガ數百名働イテ居リマシタ、其ノ内ニハ

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫其他

宣齋供述書

供述者 岡部 榮 一

裏面白紙

技術的ニ優秀ナ者ガ居ルト云フコトデシタ、然ルニ私共ノ飛行機工場デハ
 存存キ使ツテ居リマセンデシタカラ私ハ其ノ理由ヲ探ノ者ニ尋ネマシタ處
 係ノ者カラ次ノ議ニ答ガアリマシタ。
 一滿洲飛行機製造會社デハ、アナタガ理事長ニ就任スル前ニ存存キ使フコ
 トニ就テ非公式ニ關東軍參謀ニ問合セタ處參謀カラ存存ハ國際法規ニ依リ
 飛行機製造ニ從事セシムルコトガ出來ナイノデアルト云フ返事ガアツタノ
 デ當社デハ存存キ使ハナイコトニシテアルト、此ノ回答ニ依リ私ハ
 初メテ國際法ノ制限ト之ヲ遵守スル關東軍ノ存存取扱ノ態度トヲ承知スルコ
 トガ出來マシタ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）二月十八日於東京

洪述者 岡 部 榮 一

右ハ菅立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於東京

立會人 池 田 純 久

宣 誓 書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺惑セズ又河原ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

岡 部 榮 一

裏面白紙

22

亨橋

116

訂正表

四頁 九行目ノ「一般ニ良好且而リデアツタ」ヲ削除ノコト。

十六、十七行ノ「ソノ結果トシテ彼等ニ與モラレタ待遇ハ私ノ見解
 デハ非常ニ満足ナモノデアツタ」ヲ削除スルコト。

22-9-0 (2)
 亨橋 文治 久松
 (太平洋戦争)

E 3085
 Def Doc No. 256

115

22

115

116

Doc No. 6

訂正表

四頁 九行目ノ「一般ニ良好且而リデアツタ」ヲ削除ノコト。

十六、十七行ノ「ソノ結果トシテ彼等ニ與モラレタ待遇ハ私ノ見解
 デハ非常ニ満足ナキデアツタ」ヲ削除スルコト。

E 3085
UoF LOC NO. 250

115

裏面白紙

正 3085
DEF. LOC. # 256

22-2-2 (42)
山崎 久 (1864-1922)
(本名 義典)

極真國際軍事裁判所

亞米利加 合衆 國 其他

對

荒木 貞 夫 其他

述 書

一 供 述 者 池 尻 敏

自分儀裁判ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シ

カルト次ノ如ク供述致シマス

三 3085
DEV. DOC. # 256

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ト先ヨ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シ
タル上次ノ如ク供進致シマヌ

室 管 供 進 書

一 供 進 者 池 尻 敏

荒 木 貞 夫 其 他

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

極 真 國 際 軍 事 裁 判 所

裏面白紙

一 自分ハ元陸軍少佐ニシテ、昭和十九年五月五日ヒルマ方面軍副官トシテ
任シ、爾來昭和二十年八月十五日迄、同地位ニ留マレリ。昭和二十
一年七月二十一日復員シ、爾來南方軍務事務局副官トシテ勤務中ナ
リ。

一 昭和十九年九月中旬、木村兵太郎大尉ハヒルマ方面軍副官トシテ任
任セラレ、爾來修職ニ至ル迄、木村閣下ノ下ニ於テ、自分ハ副官トシ
テノ職務ヲ執リタリ。

一 ヒルマ方面軍ニ於ケル副官トシテノ自分ノ主タル業務ハ信務、商標、
信務機材ノ取扱ト、恩賞門兵事務及給付、抑留營ニ關スル信務ノ取扱
等ナリキ

一 信務機材ノ取扱ニ關スル業務ノ使用ニ就キテハ、ヒルマ方面軍司令部
ハ何等ノ困難ナクモ、且ツ木村閣下マヒルマ方面軍司令部トシテ任
任セラレシ時ハ、職務ヲ完成后翌年所ノマトナリキ。

一 爾來信務機材取扱所ハ、マシエ信務取扱所ノ一介所ニシテマシエ信務取扱
所ハ南方軍司令部ノ管轄ヲ受ケタリ。

144 F 140 256

2

117

裏面白紙

國費學費收養所長ノ任拜ハマレト雖自收養所長之ヲ待テ。即チ國費學
費收養所長及下士官二名ハ收養所ノ差替職員ナルガ、右ハマレト學費
收養所ヨリ差遣セラレタルモノナリ。而シテ、軍醫及所長ノ候補員ハ
比ルマ方百重第七十三兵館司令部ヨリ差遣セラレ、所長ノ候補ヲ受ケ
タリ。

ト夕原イ軍師監院ニハ、軍醫ニ非ル他個人ヲ收養之ガ職任ハ、比ルマ
方百重下タル瀧原島二十に旅團長ニ任セリ

ト比ルマ方百重司令部官本村兵太郎大尉ハ常ニ其ノ部下ニ博愛心ヲ以テ
自並ニ細密ニ取扱ヒ、終シテ他長ノ虐待ヲ受ケラレ、自死ニ達由シ
通正ニ取扱フキウ函示セリ

ト本村閣下ガ比ルマ方百重司令部官トシテ在任中ニ於ケル國費學費收養所
ノ概況ニ概況ヲ記シテ示シ。

(4) 收養所ハ額國費刑務所タル永久刑務所ニシテ、炊飯室、洗濯室、洗
滌室、浴洗、水灌、敷設場、運動場アリテ、是等並ニ衛生設備整
リ。收養所モ亦衛生設備整ナリキ。

DEF 100 # 256

3

118

裏面白紙

(ウ) 俘虜ノ内、下士官以下ノ健康者ハ所要ニ應ジ、勞務ニ従事セシメ、志者ハ所内ニ於テ休養セシメタリ。勞務ノ報酬ハ、卓頭作業、箱給請辰及所内ノ雜役等ガ主ナルモノナリキ。

(ク) 俘虜ハ、日曜日ハ休養セシメ、俘虜ニ關スル國ノ祝祭日ニモ休養ヲ與ヘ、加給品ヲ支給セシメタリ。

(カ) 卓士官以上ノ俘虜ハ自發ニ依リ、運動等ノ目的ニテ作業所ニ臨ミ、勞務ニ従事シテアリシ俘虜ノ指導監督等ヲ爲セルヲトアリ。

(キ) 俘虜ヲシテ、所内ノ地場ヲ利用シ、農圃ヲ經營、家畜自ヨリ家畜、牛馬、山羊、アヒル等ヲ養育シ、飼養セシメ、脂肪食糧等ニ資セシメタリ。又、農圃ニ於ケル農産物等ノ余剩ヲラフアン市場ニテ賣却シ、ソノ代價ハ俘虜ノ收養トシ、之ヲ以テ、彼等ノ嗜好品ヲ一獲百揚ヨリ購入セルヲトテ學シタリ。

(ケ) ヒルマ方面駐所屬ノ監業寮ヲ四原憲所ニ派駐シ、勞務等ヲ指導シタルヲトモアリタリ。

(コ) 採集トシテハ、パンノ、豆等ヲ肥料ケ、酒造トシテハ、出菜ル交ケ

LE F IJC # 256

119

裏面白紙

出を岐八廻ニ上ル。

一 要スルニ、未將大將在職中ハ後方ヨリノ補給殆ソド無ク、物資運送
ルニ拘ラフ弊ニ帝ニ禁御警備ノ處置ハ爲シサル限リノ勢力ヲ損ハレタ
ルモノニシテ端々積正ニ行ハレタルモノト信ス。

以上ハ、前記第七十三兵站司令部及獨立混成旅第二十團旅團司令部ヨリノ
報告等ニ依リ第七十三兵站司令部員官白川大尉ヨリ傳キタル記實ニ依リ記
スルモノナリ

5

REF LOC 256

121

裏面白紙

昭和二十一年（一九四六年）十一月二十七日
行方部陸軍省裁判所内
日本 人権保障局

供 給 給 付 賦 供

右ハ被告立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルマシヨリ
明カナス

問 答 於
立 會 人

DEF 100 1/ 256

裏面白紙

11

124

算 書 書

良心ニ從テ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ欺竊セテ又何事ヲモ附加セテ

ルヲトテ書ク

△

池 尻 敏

LHF DOC # 256

123

裏面白紙

no. 44

Def Doc No. 1871

Exhibit 3086

高橋

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

Handwritten notes on a slip of paper, partially obscured by a black bar at the top. The text is written vertically in Japanese characters.

供述者 櫻井 徳太郎

亞米利加合衆國 其他
對 荒木 貞夫 其他
亞米利加合衆國 其他
亞米利加合衆國 其他
亞米利加合衆國 其他
亞米利加合衆國 其他

no. 44

Def Doc No. 1871

Exhibit 3086

高橋

ク自分養我圖ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣書ヲ爲シタル上次ノ如ク性述致シマス

宣書供述書

供述者 櫻井 徳太郎

亞東亞除軍專設刊所

荒木貞夫 其他
對 亞米利加合衆國 其他

裏面白紙

一 私櫻井雄太郎ハ元陸軍少将デアリマシテ明治三十年六月二十一日生レ。
現住所ハ官崎縣兒湯郡都長町

昭和十八年九月ヨリ昭和二十年二月迄第五十五師團ノ歩兵團長トシテ印
緬甸境「アキヤブ」方面ノ防衛ヲ擔當シ次デ「ビルマ」國防軍最高顧問
トシテ從事シ「ビルマ」國防軍叛亂直後、昭和二十年四月五日歩兵學校

二 木村大將ガ着任セラレタノハ昭和十九年九月中旬デアリマシテ「イン
パール」作戦失敗後デアリマシタ。私ハ櫻井支隊長トシテ歩兵三大隊
砲兵一大隊騎兵補隊ヲ率ヘタルコトトナリ第五十五師團主力ハ「バセイン」方面ニ
面ノ防衛ヲ擔當スルコトトナリ第五十五師團主力ハ「バセイン」方面ニ
轉進シマシタ。

三 木村大將ハ着任後特ニ軍紀志氣ノ振作、民心把握ニ盡シ強調訓示セラレ其
後更ニ數回同趣旨ノ訓示ガアリマシタ。無言兼高ノ民心把握タルコトヲ
吾々ハ其ノ意圖ヲ察シ敬裕ナル軍紀コソ務力ヲ傾注シ軍紀ハ極メテ
部下ニ徹底シ自肅自戒此點ニ誌シテハ最大ノ努力ヲ傾注シ軍紀ハ極メテ
嚴正デシタ。

四 木村大將ハ「ビルマ」人トノ親善緩和ト民生ノ安定ニハ非常ニ熱心デア
リマシテ「ビルマ」人ニ對スル心持「ナル崩子ヲ編纂シ線下ノ軍隊ニ
配布セラレマシタ。私共ハ之ニ悉キ部下ヲ指導シ私ノ守備區域内デハ

裏面白紙

一兵ニ至ル迄ニ「ヘビルマ」人ニ對スル心算ニ注意シテ行動シ
 民生ノ難ヲ民衆ノ感得等ハ一ツモアリマセンデシタ。又民衆生活向
 上ノ爲メ現住民ニ對シ淺器具ヤ作ツタリ舟ヲ作ツテ與ヘタリシテ居
 リマシタノデ「ヘビルマ」人ハ非ニ喜ンデ居リマシタノデ日通間ノ友情
 ハ薄ヤカデアリマシタ。從ツテ後方送ヤ第一線ノ糧秣、患者ノ搬送
 デサヘ西地人ノ自發的意忠ニ添タ心カラノ協力ヲ受ケマシタ。日本軍
 ハ特ニ「ヘビルマ」人ノ宗教ヲ尊重保護シテ居リマシタノデ現地民トハ極
 メテ懇切シテ居リマシタ。「ヘビルマ」人ガ守ルト言ツテ現住民ガ海岸
 海岸正而デハ「ヘビルマ」人ハ「ヘビルマ」人ガ守ルト言ツテ現住民ガ海岸
 寂ヲヤツテ居リマシタ。附近ノ村長ガ上陸スル敵ヲ防害シテ戦死シタ
 コトガ一度ハ「インアン」附近ノ村長ガ上陸スル敵ヲ防害シテ戦死シタ
 五
 一九四五年二月私ハ「ヘビルマ」西防軍最高顧問トシテ赴任スル爲メニ「
 マキヤブ」方面ヨリ「ラングリン」ニ参リマシタガ此地取ハ前任地「ア
 キヤブ」方面トハ事情ガ異ナリ前任地ニ参リマシタガ此地取ハ前任地「ア
 タ。當時「ヘビルマ」西防軍ノ主力ハ「ヘンヂ」ニアリ「トング」ニ
 「ベグ」同年三月十五日我軍ト「ヘビルマ」西防軍トハ作戰協定ヲ締結シ我
 軍ハ「ヘビルマ」西防軍ノ出陣式ヲ行ヒ之ヲ祝セマシタ。然ルニ我軍ノ

裏面白紙

戦況日々不利トナルニ加ヘ英印軍ノ宣傳等モアリ「ビルマ」陸防軍ハ
 一九四五年三月末突如叛亂スルニ至リマシタ。私ハ尋常急變ニ對シテ
 直チニ木村方面軍司令官ニ御會ヒシテ如何ニ處置スベキカヲ御相談シマ
 シタ處木村大將ハ從來ノ日緬間ノ親和協力ヲ思ヒ彼等ノ立場ヲモ考ヘラ
 レ之等ニ對シテ我軍ガ報復的ナ行動ヲ執ルコトハ絕對ニイケヌ請願スル
 エノハ既往ヲ尚ハズ保釋シナケレバナラナイ、唯作戰上必要ナル曼小限
 度ノ對峙ヲ行フ様命ゼラレマシタ。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）六月十四日於 宮崎縣元湯部郡長町

供述者 櫻井 徳太郎

右ハ當立會人ノ面前ニア宣讀シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證認シマス

同日於同所

立會人 是 恆 達 見

裏面白紙

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ詆秘セス又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

署名捺印
後
并
徳太郎

裏
面
白
紙

DFP. DCC. #1605

Errata Sheet

P.1, line 4 from bottom

"----- to the Infantry School in [redacted] should be corrected
"to the Infantry School on 5th A [redacted]"

22-9-4
昭和二十年四月五日訂正
大正誤り

22
高橋

正誤表
總護側巻一六〇五

一頁五行目

「昭和二十年 月」ヲ「昭和二十年
四月五日」ニ訂正

二頁五行目

「民生ノ壓迫ヤ民衆ノ 符等ハーツ
モアリマセン」ヲ

「民生ノ壓迫ヤ民衆ノ虐待等ハーツ
モアリマセン」ニ訂正サレ度

DFP. DOC. #1605

2.9
高橋

Errata Sheet

F.1, line 4 from bottom

"----- to the Infantry School in 1945." Should be corrected

"to the Infantry School on 5th April, 1945"

正誤表
 簿録備忘録一六〇五
 一頁五行目
 「昭和二十年 月」ヲ「昭和二十年
 四月五日」ニ訂正
 二頁五行目
 「民生ノ壓迫ヤ民衆ノ 待待ハ一ツ
 モアリマセン」ヲ
 「民生ノ壓迫ヤ民衆ノ 虐待等ハ一ツ
 モアリマセン」ニ訂正サレ度

裏面白紙

Ref No # 1605

自分儀我詞ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣書ヲ爲シタル上
ノ如ク供進致シマス

手紙
宛先
お名前
お住所
お電話番号

櫻井徳太郎

荒木貞夫其他

封

亞米利加合衆國其他

遠東國際軍事裁判所

Ref. No. # 1605

自分供我語ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

供述者 櫻井 徳太郎

宣誓 供述 誓

荒木 貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

逓東國際軍事裁判所

裏面白紙

Ref No # 1605

一 私、櫻井徳太郎ハ元陸軍少將デアリマシテ、明治三十年六月二十一日
生レ。現住所ハ宮崎縣児湯郡都良町。昭和十八年九月ヨリ昭和二十年
二月迄第五十五師團ノ歩兵團長トシテ印緬國境「アキヤブ」方面ノ防
衛ヲ擔當シ、次デ「ビルマ」國防軍最高顧問トシテ從事シ「ビルマ」
國防軍叛亂直後、昭和二十年 月 歩兵學校附ヲ命ゼラレ、次デ
師團長トナリ終戦ニ及ビマシタ。

二 木村大將ガ著任セラレタノハ、昭和十九年九月中旬デアリマシテ「イ
ンパール」作戰失敗後デアリマシタ。私ハ援支隊長トシテ、歩兵三大
隊、砲兵一大隊、騎兵騎隊ヲ差幹トスル約三千七百名ヲ指揮シ「アキヤ
ブ」正面ノ防衛ヲ擔當スルコトトナリ第五十五師團主力ハ「バセイ
ン」方面ニ轉進シマシタ。

三 木村大將ハ著任後特ニ軍紀、志氣ノ振作、民心把握ニ勵シ強調訓示セ
ラレ其後更ニ數回同趣旨ノ訓示ガアリマシタ。吾々ハ其ノ意圖ヲ體シ
嚴格ナル軍紀コソ無言最高ノ民心把握タルコトヲ部下ニ徹底シ自肅自
戒、此點ニ關シテハ最大ノ努力ヲ傾注シ軍紀ハ極メテ厳正デシタ。

Ref No #1605

海岸正面デハ「ビルマ」人ガ守ルト言ツテ、現住民ガ海岸警戒ヲヤツテ居リマシテ、敵ガ上陸シタ時ニハ信號ナドシテ報告シテ呉レマシタ。一度ハ「インテン」附近ノ村長ガ上陸スル敵ヲ妨害シテ戦死シタコトガアリマシタ。

其ソレカラ、私ハ「ビルマ」国防軍指導ノ最高顧問トシテ短期間服務シマシタガ、間モナク一九四五年三月末突如返歐スルニ至リ自ら解職サレ、内地ニ委任歸國シマシタガ其ノ返歐直前ニハ日福兩軍ニテ作戦協定ヲ司令部デ行ヒ又出陣式ヲ行ヒ之ヲ祝ヒシ有様ニテ日本軍トシテハ其ノ返歐ハ全ク無様シテ居リマセンデシタガ、返歐軍ハ事前ヨリ計登シテキタ實情デアリマシテ全ク向犬ニ手ヲ囁マレタ感アリシハ、當時ノ實感デアリマシタ。然ルニ、木村大將ハ彼等ノ立場ヲ考ヘラレ、且ツ從來ノ親和協力ヲ思ヒ、感情ニ促ハルルコトナク命靜ニ處置セラレ特ニ懇復的小策ヲ案ジ、歸順スルモノハ既往ヲ問ハズ、保護スベキ布告ヲ出サレ、唯作戦的ニ處置セラレタニ過ギナイ寛裕ノ態度デアリマシタ。

以上

Ref No #1605

木村大將ハ「ビルマ」人トノ親善融和ト民生ノ安定ニハ非常ニ熱心デアリマシテ「ビルマ」人ニ對スル心得「ナル冊子ヲ編纂シ、部下ヲ指導シ、軍隊ニ配布セラレマシタ。私共ハ、之ニ悉キマシテ、部下ヲ指導シ、私ノ守備區域内デハ一兵ニ至ル迄嚴ニ「ビルマ」人ニ對スル心得ニ悉キ注意シテ行動シ民生ノ壓迫ヲ民衆ノ待等ハ一ツモアリマセンデシタ。又民衆生活向上ノ爲メ、現住民ニ對シ農器具ヲ斂ヲ作ツタリ舟ヲ作ツテ與ヘタリシテ居リマシタノデ、「ビルマ」人ハ非常ニ喜ンデ居リマシタ。日福間ノ友情ハ遂ヤカデアリマシタ。從ツテ彼方遠送ヤ第一線ノ遺骸、息者ノ輸送デサヘ、現地人ノ自發的意恩ニ悉ク心カラノ協力ヲ受ケ米等モ民衆ガ喜ンデ提供シテ呉レル有様デシタ。昭和二十年一月ニ轉進スル時ハ米ヲ五萬屯モ積ンデ居タ様ナ譯ケデアリマス。單獨デ交通スル兵等モ危険ナドハ全然ナク食事等モ途々進ンデ現地人ガ響應シテクレル様ナ有様デシタ。

日本軍ハ特ニ「ビルマ」人ノ宗教ヲ尊重保護シテ居リマシタノデ、現地民トハ極メテ融和シテ居リマシタ。

Ref No # 1605

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ詭秘セズ又何事ヲモ附加セザルコ
トヲ誓フ

宣 誓 書

(署名
印名)

榎 井 徳 太 郎

Ref No # 1605

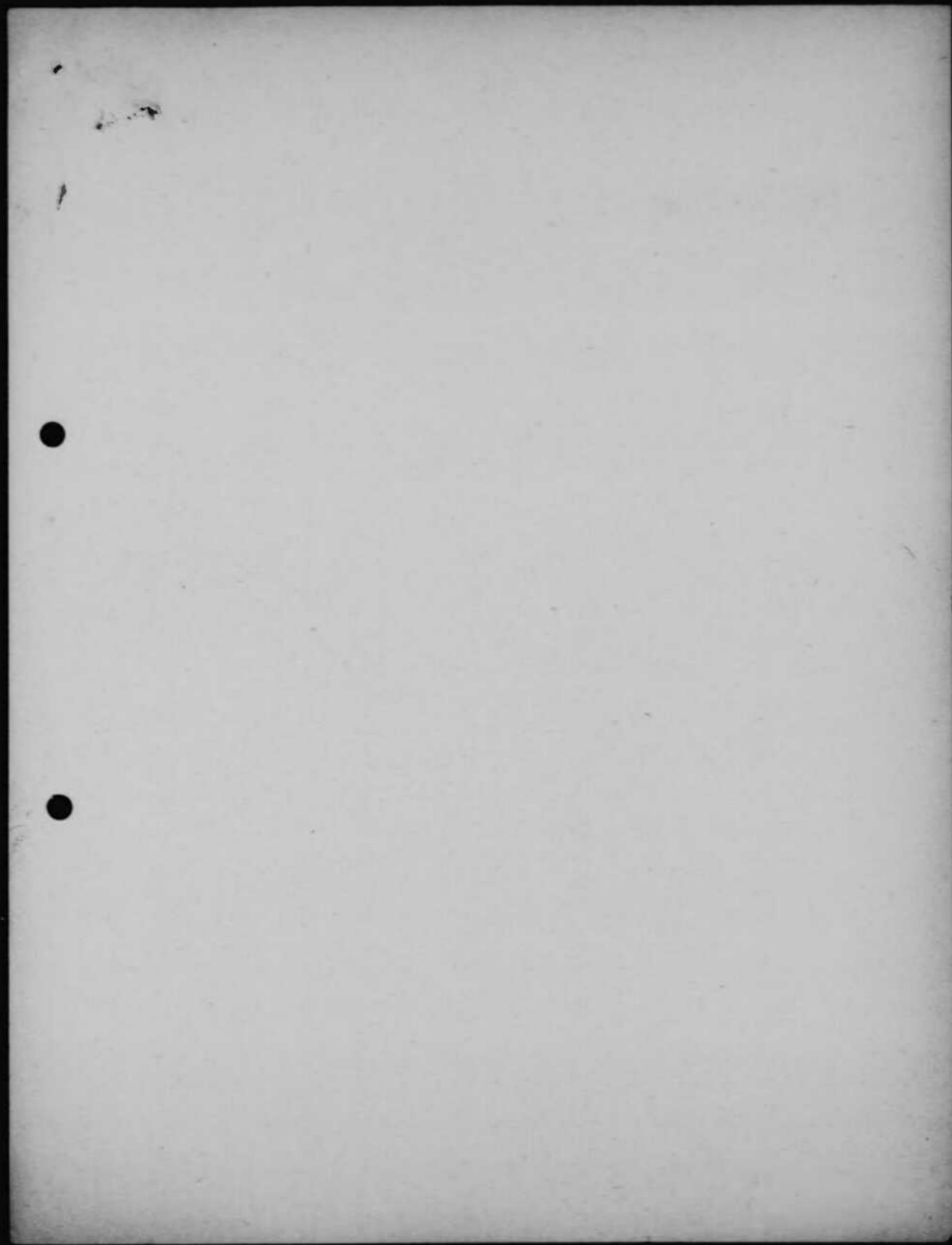
右ハ菅立官人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シ
マス

同日 於 同 所

立 官 人 是 恒 遠 見

供 述 者 榎 井 徳 太 郎

昭和二十二年（一九四七年）五月十四日於宮崎縣兒湯郡都良町



高橋



20.4.21
Ref No. 1906
E 3087

（手紙）
（宛先）
（内容）

- 私ノ名ハ田住元三デス。私ハ緬甸方面軍ノ大尉デアリマシタ。
- 一、同費下ハ木村兵太郎大尉ガ緬甸方面軍司令官デアツタ當時ニ
- 二、同費下ハ木村兵太郎大尉ガ緬甸方面軍司令官デアツタ當時ニ
- 三、同費下ハ木村兵太郎大尉ガ緬甸方面軍司令官デアツタ當時ニ
- 四、同費下ハ木村兵太郎大尉ガ緬甸方面軍司令官デアツタ當時ニ
- 五、同費下ハ木村兵太郎大尉ガ緬甸方面軍司令官デアツタ當時ニ
- 六、同費下ハ木村兵太郎大尉ガ緬甸方面軍司令官デアツタ當時ニ
- 七、同費下ハ木村兵太郎大尉ガ緬甸方面軍司令官デアツタ當時ニ
- 八、同費下ハ木村兵太郎大尉ガ緬甸方面軍司令官デアツタ當時ニ
- 九、同費下ハ木村兵太郎大尉ガ緬甸方面軍司令官デアツタ當時ニ
- 一〇、同費下ハ木村兵太郎大尉ガ緬甸方面軍司令官デアツタ當時ニ
- 一一、同費下ハ木村兵太郎大尉ガ緬甸方面軍司令官デアツタ當時ニ

裏面白紙

訂正

訂正理由	撮影ミスの為
訂正箇所	直前の / コマ取消 / コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 11 月 30 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	伊藤 一夫  印
受託責任者	神奈川県南足柄市中沼210番地 富士写真フイルム株式会社 代表取締役 古森 重隆  印

高橋

1244
Def Doc No. 1806
E 3087

（本館蔵）
（本館蔵）
（本館蔵）

私ノ名ハ田住元三デス。私ハ緬甸方面軍ノ大尉デアリマシタ。
一、問、費下ハ木村兵太郎大將ガ緬甸方面軍司令官デアッタ當時ニ
二、問、賈俘虜收容所長ハマレー管轄收容所ヨリ命令監督ヲ受ケテ居ツタ
カ（若シ然ラザル時ハ賈收容所ハ誰カラ命令監督ヲ受ケテ居ツタ
カ）
三、問、緬甸方面軍日本軍司令官ハ賈俘虜收容所長トシテ在職中、費下ニ

一、問、賈俘虜ガ緬甸方面軍ノ大尉デアリマシタ。
二、問、費下ハ木村兵太郎大將ガ緬甸方面軍司令官デアッタ當時ニ
三、問、賈俘虜收容所長ハマレー管轄收容所ヨリ命令監督ヲ受ケテ居ツタ
カ（若シ然ラザル時ハ賈收容所ハ誰カラ命令監督ヲ受ケテ居ツタ
カ）
四、問、緬甸方面軍日本軍司令官ハ賈俘虜收容所長トシテ在職中、費下ニ
五、問、賈俘虜收容所ニ命令監督ヲ與ヘタ事デアルカ。夫レ
六、問、賈俘虜收容所ニ送ラレタ者ガアルカ夫レヲ説明ヒヨ
七、問、賈俘虜ハ一日何時間ニ送ラレタコトヲ要求サレタカ
八、問、賈俘虜ニ對スル收容所幹部等ノ態度ヲ詳シク説明ヒヨ
九、問、賈俘虜ハ遠切ナ醫療ヲ施サレタカ
一〇、問、賈俘虜ガ勞働スルコトヲ要求サレタカ
一一、問、賈俘虜ガ耕シタ畑カラ取レタ野菜ヤ糧食及ビ彼等ガ飼養シタ畜類ヨ

高橋

20424
Def Doc No. 1806
E 3087

- 一、問、名ハ田住元三デス。私ハ緬甸方面軍ノ大尉デアリマシタ。
- 二、問、費下ハ木村兵太郎大尉ガ緬甸方面軍司令官デアッタ當時ニ...
- 三、問、緬甸方面軍日本軍司令官ハ...
- 四、問、南方派遣軍ハ...
- 五、問、俘虜ノ健康、衛生状態及ビ其ノ衣食住ノ状態ヲ詳シク説明ヒヨ
- 六、問、傷病俘虜ハ一日何時間...
- 七、問、傷病俘虜ハ遠隔ナ...
- 八、問、傷病者ガ勞働スルコトヲ要求サレタカ
- 九、問、傷病者ガ勞働スルコトヲ要求サレタカ
- 一〇、問、俘虜ガ耕シタ畑カラ取レタ野菜ヤ糧食及ビ彼等ガ飼養シタ...

裏面白紙

- 一、 問、 貴下ハ本村大將ニ討シ收容所ニ送營ノ責任ヲ持ツノカ又ハ本收容所
- 二、 問、 貴下ハ本村大將ニ討シ收容所ニ送營ノ責任ヲ持ツノカ又ハ本收容所
- 三、 問、 貴下ハ本村大將ニ討シ收容所ニ送營ノ責任ヲ持ツノカ又ハ本收容所
- 四、 問、 貴下ハ本村大將ニ討シ收容所ニ送營ノ責任ヲ持ツノカ又ハ本收容所

裏面白紙

裏面白紙

- 一、答、ソ、イ、デ、ス
 - 二、答、前、員、俘、虜、收容、所、長、ハ、マ、レ、イ、俘、虜、收容、所、長、ニ、檢、査、シ、テ、キ、マ、ス、ガ、藥、務、費、
施、ニ、關、シ、テ、ハ、編、制、方、面、軍、司、令、官、ノ、命、令、監、督、ヲ、受、ケ、テ、居、マ、シ、タ
 - 三、答、前、員、俘、虜、收容、所、長、ハ、從、前、ノ、前、員、身、取、俘、虜、收容、所、ヲ、編、制、來、テ、俘、虜、收容、所、第、
六、分、所、ト、シ、テ、引、繼、グ、ト、同、時、ニ、(昭和十九年三月十五日)編、制、方、面、軍、
司、令、官、ノ、指、揮、下、ニ、入、ラ、シ、メ、ラ、レ、同、司、令、官、ハ、之、ヲ、管、時、ノ、前、員、兵、比、第、七、
十三、兵、比、地、區、司、令、官、ノ、指、揮、下、ニ、入、ラ、シ、メ、タ、從、ツ、テ、直、接、ノ、指、揮、命、令、並、
監、督、ハ、第、七、十三、兵、比、地、區、司、令、官、ヨ、リ、受、ケ、タ、リ、マ、ス
 - 四、答、前、方、派、遣、總、軍、ヨ、リ、直、接、命、令、監、督、ヲ、受、ケ、タ、コ、ト、ハ、有、リ、マ、シ、ン
 - 五、答、前、員、俘、虜、ニ、關、シ、テ、ハ、無、シ、昭和十九年ノ、春、頃、デ、ア、ツ、タ、ト、思、フ、ガ、英、國、海、
軍、大、尉、ビ、ー、コ、ツ、ク、ヲ、内地、ニ、送、ル、事、受、命、セ、ラ、レ、タ、コ、ト、ガ、ア、ツ、タ、ガ、途、中、
發、病、ノ、爲、メ、又、當、收容、所、ニ、送、リ、歸、サ、レ、タ、印度、人、俘、虜、ハ、昭和二十年一月、
頃、約、壹、百、名、ヲ、印度、國、民、軍、要、員、ト、シ、テ、光、復、國、ニ、移、營、シ、タ、コ、ト、ガ、アル
 - 六、答、イ、這、康、狀、況、並、衛、生、狀、態
- 俘、虜、ノ、健、康、狀、況、ハ、健、康、程、度、ニ、非、常、ナ、相、違、ガ、ア、ツ、タ、決、言、ス、ル、ト、大、
變、立、派、ナ、モ、ノ、ハ、常、ニ、夫、レ、ヲ、待、望、シ、貧、弱、ナ、体、格、ノ、持、主、ハ、始、終、弱、ク、
テ、發、病、シ、退、院、シ、テ、モ、又、入、院、ス、ル、ト、云、フ、風、デ、ア、ツ、タ、ガ、病人、ノ、歩、合、

(口)

カラ言フト良好トハ言ヘナカッタ然シ昭和十九年六月頃以降遂
 次病人ノ數モ減少シテ同上ノ一途ヲ辿ツテ來ク移管當時非常ニ
 多カッタ外傷ヘデヤングルソーハ昭和十九年八月頃ニハ殆ン
 ド全治シタ健康状態向上ハ白人ヨリモ印度人ノ方ガ良好デアツ
 タ一方脚氣患者ハ種々努力シタガ夫レ程ノ減少ヲ見ルコトガ出
 察ナカッタ傳染性疾患ノ發生ハ昭和十九年四月頃天然痘症患
 者ガ二名發生シタガ同モ悉ク全治シタ同年五月頃デマツタト
 思フガコレヲガ傳染病ニ發生眞性患者十名位出タガ極力防疫ニ
 努メ大畢ニ至ラズニ終ラシタ

衣食住

所内一般ノ衛生状態ハ藥劑不足ト設備不完全ノ故ヲ以テ充分ノ
 程度ヲ保持スルコトハ出来ナカッタガ優良俘虜ノ現存アル汪溟
 努力ニ依ツテ極メ良好デアツタト思フ

衣食住
 衣服ノ程度ハチヤンギ一其地ノ前雨ノ任地ノ状況ト比較スル
 ト良好デハナカッタガ時々ノ日本品更新ニヨツテ普通ノ状況ヲ
 保持スルコトヲ得タ

食糧ニ就テハ私以下職員ガ最モ努力シタ點デアツテ極メ良好ナ

裏面白紙

七、答、出門カラ入門迄七時間
八、答、病者停診ニ付シテハ非常ニ親切ニ取扱ツタ其ノ專制ノ一、ニテ是デ

ルト次ノ様デア
イ、收容所デ勞務ニ服務中負傷チシタ様ナ場合ハ收容所カラ見舞品
ヲ贈ツタ

ロ、一發傷病者ノ治療ニ當ルニ以下衛生部員ハ晝夜ノ區別ナク親
切熱心ニ治療ニ從事シタ其ノ顯著ナ專制トシテハ第五項ニ記シ
タ内地送致ノ規定デアツタ英海軍大尉ビィコツタノ場合彼ハ日
本内地へ送致サレルベク其ノ率領者タル憲兵ニ伴ハレ當收容所
チ出テカラ急ニ受病シタタメ送致出來ズ當ク日本海軍ノ病院デ
治療ヒシモ経過良好ナラズ再ビ當收容所ニ送り還サレタ其ノ時

給與チ實施シ得タト通信シテ居ル白人俘虜ニ對スル白米飯ノ給
與ハ彼等ニトツテ非常ナ苦痛デアツタト思フガ此レハトウニモ
仕方ナカツタ其ノ式リ生、獸肉、卵等ノ入手ニハ最善ノ努力チシ
タ居住ハ殺風景ナ刑務所チ充當シタ爲メ殺風景其ノ物デアツタ
又什器家具等モ貧弱デアツタ然シ收容人員ガ少ナカツタ爲メ
居ニハ充分ノ餘裕ガアツテユツクリ住フコトガ出來タ

裏面白紙

ハ彼ハ全ク歩行困難普通食ヲ食ヘナイ状態ニ達シタリガテ送ツテ來
ラレタ、當時ノ大雨軍醫ハ一軍醫ニ命ジテ或時ハ私製ヲ投ジ
テ彼ノ嗜好品ヲ與ヘ又ハ手持ノ藥物ヲ使フスル等異常ナ熱心派
リデアツタ從ツテ以下行主成員モ彼レニ對スル救護治療ハ忘メ
テ熱心ヲ盡シテ出シテ大氣ニ當ラシメタリ歩行ヲ勤ケタリ
親切其物デアツタ、彼ガ一ツテ來タ時ハ見違ヘルバカリニ衰弱
シテキタノデ回復ニ不安ヲ持ツ位デアツタガ逐次回復シテ昭和
二十年四月收容所ガ傳達シタ場合ハ一渡難居涼ニ居ル俘虜ト一
婚斷ニ四日間ノ夜間連絡行軍ニ參加スルコトヲ得タノデア
九、答、傷病俘虜ニ對スル醫療ハ概ネ適切ニ實施セラレタト思フ藥物ノ不足
設備ノ不充分等ニヨリ完全デアツタトハ斷言出來ナイガ當時ノ状況
下ニ於テハアレ以上ノコトハ出来ナカッタ

十、答、傷病者ガ勞働スルコトヲ要求サレタコトハ無イ

十一、答、彼等ガ耕飼シタ野菜其ノ他ノ收穫物ハ現物ヲ彼等ノ糧食ニ支給シ
タ

然シテ厥ハ需用ニ充タス程ノ成産ハ出來ナカッタガ青野菜ハ相當
量ノ餘菜ガ出來タノデ軍經理部ノ瞭解ノ許ニ草市場ニ出荷シヘ當

裏面白紙

裏面白紙

十二、答 時軍市場デハ一役部隊ニ出陣スル青野榮ガ品切テ困ツテキタ一代
 償トシテ豚肉鶏卵食油等特出ヲ受ケ得テ給與ニ増加支給シタ
 額額方面軍俘虜取扱規定同俘虜給養規定區來俘虜收容所第六分所
 (口責俘虜收容所ノ名) 服務規定(第七十三兵隊地區司令官ニ對シ責任ヲ
 定セルモノ)ノ實施ニ關シ第七十三兵隊地區司令官ニ對シ責任ヲ
 持ツ

十三、答 木村大將ハ私ノ在任間口責俘虜收容所ニ訪問セラレタコト又ハ巡
 視セラレタルコトナシ
 十四、答 俘虜カラ感謝狀ヲ貰ツタコトハ有リマスガ昭和二十年四月文獻容
 所傳進ノ際貨物輸送自動車ガ微ニ遭遇シ燒失ノ際公私物一切燒失
 ス
 最後ニ釋放ノ際貰ツタモノハシンガポールデ臺灣兵ノ豫察ニ會ヒ
 其ノ際黒草財布ニ收入シタ一名不明ノ兵ニ奪ハレタ

口責刑務所ニ於テ

昭和二十二年二月二十七日

田 住 元 三

本陳述ハ能フ限り余ノ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベタルコトヲ嚴ニ誓フ
余ハ能フ限り余ノ信念ト良心ニ從ヒ忠實ニコノ陳述ヲ通譯セシムルヲ誓フ

フン、カン、ユ、

一九四七年二月二十七日余ノ面前ニ於テ陳述且宣誓セル事ヲ證ス。

調査將校、歩兵大尉　ダビツド、ダブリユ、バーソン

裏面白紙

no. 416
E 3087
Def. Doc, NO2207

高橋

田住元三 訊問 審 扱 萃

問三 「ラングーン」俘虜收容所内に於ける俘虜に對し娛樂、慰安等に付

答三 然り。予の記憶する所にては遊技會（白人のみ約三回）演奏會（音

（大正四年）
（大正五年）
（大正六年）

（二回に約六十冊）
酒保の状況如何。
保資金を作り地方より飲食物日用品を共同購入
べて俘虜將校これにあたり俘虜收容所經理官 1

問五 は注文品の届遅延に地方との取次をなす。
毎月の買上金額等忘れり。

答五 同收容所内の俘虜に對し日曜、祝祭日等には規定通り休養せしめし

問六 然り。休養せしめたり但し昭和二十年一月以降は外部勞役に多人数

を要求せられ日曜日一齊休養は不可能となり毎日交替に若干名づつ
休養せしめたり。
一九四四年九月中旬以后同收容所に於て日本兵に依る俘虜に對する

W. 416.

E 3087

Def, Doc, NO2207

Exh, NO

高橋

問三	答三	問四	答四	問五	答五	問六
----	----	----	----	----	----	----

田住元三 訊問書 抜萃

「ラングーン」俘虜收容所内に於ける俘虜に對し、慰安等に付
 き何か應策せしや
 然り。予の記憶する所にては、蠟技會（白人のみ約三回）演奏會（音
 樂會）屢々、普物供與（二回に約六十冊）
 同收容所内に於ける酒保の状況如何。
 俘虜の出資により酒保資金を作り、地方より飲食物日用品を共同購入
 す、注文、分配等はすべて俘虜將校これにあたり、俘虜收容所經理官
 は注文品の届渡並に地方との取次をなす。
 毎月の買上金額等忘れせり。
 同收容所内の俘虜に對し、日曜、祝祭日等には規定通り休養せしめし
 や。
 然り。休養せしめたり、但し昭和二十年一月以降は外部勞役に多人数
 を要求せられ、日曜日一齊休養は不可能となり、毎日交替に若干名づつ
 休養せしめたり。
 一九四四年九月中旬以後、同收容所に於て日本兵に依る俘虜に對する

答六

不法行為ありしや、又その他の理由により俘虜を懲罰に附せしことありしや。

日本兵に依る俘虜に對する不法行為は記憶なし
俘虜を懲罰に附せしことあり。

例（英人兵）外部勞役に出務を拒む（英人探長の甲出により）

（印人將校）俘虜内務規定を守らず

其の他二、三件

問七

同收容所内に於ける俘虜に對し精神的物質的に厚遇を爲せる事例ありや。

答七

有り。

例（一）俘虜勞銀支給規定の改造に際し最大限有利なる支給をなせり。

（二）收容所附近に自營農場を（蔬菜）營み充分の野菜を入手せしのみならず屢々軍市場と交渉して市場の珍らしき食物と物々交換せり。

（三）牛、豚の多量交附を受け所内にて屠殺し生肉類の給與歩合を向上せしむ。

（四）「クリスマス」正月には澤山の加給品を與へたり

問八

君は第七十三兵站司令部の職員なりや、又憲兵なりや

答八

否自分は第七十三兵站の職員に非ず、馬來俘虜收容所の所員なり。兵種は砲兵なり。

(宣誓供述書)

デーヴィッド・ダブリュウ・パーソンズ)

私、戦争主犯罪人辯護調査士官、陸軍歩兵大尉、デーヴィッド・ダブリュウ・パーソンズは一九四七年五月二十七日、ビルマのラングーンに於て、英國戦争犯罪委員会に依り拘禁中の数名の日本人俘虜に面接し、訊問したことを證し致します。その面接者の中に本田大將、田中大將及「タヅミ」大尉が居りました。右訊問中に於て、「ビルマ民衆に對し採るべき態度」と題するパンフレットの所在に關して腹藏のない質問を致しました。同パンフレットは本村大將の發行したものであります。

本田、田中兩大將とも本書類の發行されたことはよく知つて居りましたが、兩者共その印刷物は所持して居りませんでした。

田中大將は、戦時ビルマ首相であつたパーモウ博士が右パンフレットを所持して居るかも知れないと言ひました。パーモウ博士に直接質問しましたところ、

彼はその様な書類は何も所持して居ないと述べました。「タヅミ」大尉がラングーン收容所長當時「タヅミ」大尉の監督下にあつた前連合軍軍醫官として居た感謝狀に就いて「タヅミ」大尉を訊問しました。

Handwritten notes in a box on the left side of the page.

37 (宣誓供述書 デーヴィッド・ダブリュウ・パースンズ)

私、戦争主犯罪人辯護調査士官、陸軍歩兵大尉、デーヴィッド・ダブリュウ・パースンズは一九四七年五月二十七日、ビルマのラングリンに於て、英國戦争犯罪委員会に依り拘禁中の数名の日本人俘虜に面接し、訊問したことを證明致します。その面接者の中に本田大將、田中大將及「タヅミ」大尉が居りました。右訊問中に於て、「ビルマ民衆に對し採るべき態度」と題するパンフレットの所在に關して腹藏のない質問を致しました。同パンフレットは本村大將の發行したものであります。

本田、田中兩大將とも本書類の發行されたことはよく知つて居りましたが、兩者共その印刷物は所持して居りませんでした。

田中大將は、戦時ビルマ首相であつたパーモウ博士が右パンフレットを所持して居るかも知れないと言ひました。パーモウ博士に直接質ねましたところ、彼はその様な書類は何も所持して居ないと述べました。

「タヅミ」大尉がラングリン收容所長當時「タヅミ」大尉の監督下にあつた前連合軍俘虜達から受け取つた感謝狀に就いて「タヅミ」大尉を訊問しました。

タヅミ大尉は、彼の書類が公私共ツンガポールに於て英軍に没収され、當時これらの書類は何も所持して居ない旨告げました。タヅミ大尉は伴房造から感謝状を受取つたことをはつきり述べました。

私がツンガポールに戻りました時、英國戦争犯罪委員会の関係者に何か斯様な手紙の記録があるかどうかを訊ねました。記録係の少佐が調査しましたが、上述の手紙は何も見付かりませんでした。

調査士官歩兵大尉

デーヴィッド・ダブリユウ・バースンズ

E 3089

Doc NO 284

EXHIBIT #

高橋

22

昭和二十一年
 年が経たぬに
 不平等條約(等)

自分機我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供進致シマス

極東回廊軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木 貞夫其他

宣誓供進者

供進者 一 田次郎

高橋

極東回録軍裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木 貞夫 其他

宣誓供述者

供述者 一 田 次 郎

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

めくれず

裏面白紙

一、私ノ姓名ハ一田次郎、明治二十七年十二月二十九日生レ、現住所ハ、
 福岡縣遠賀郡中間町昭和通り大正三年軍士官學校ニ入學、爾來各種
 ノ任務ニ服シタル後、一九四四年四月「ビルマ」方面軍參謀副長ニ補セ
 ラレ、終戦ニ至ル迄、同職ニ留マリマシタ。
 終戦當時、陸軍少將デアリマシタ。此ノ期間ニ於ケル私ノ主タル任務ハ
 參謀長ヲ補佐スルコトニアリマシタ。

二、木村兵太郎大將ガ「ビルマ」方面軍司令官トシテ著任セラレマシタノ
 ハ一九四四年九月中旬デアリマシテ、我が軍ガ「インパール」作戦ニ慘
 敗セル後デアリ、我軍ノ戦力ハ甚大ナル損害ヲ蒙ツテ居リマシタ。一九
 四三年八月頃ヨリ内地ヨリノ補給ハ殆ンド社絶ノ状況デアリマシタ。

三、斯ル困難ナル状態ニ在リシ時ニ著任セラレタ木村大將ハ著任早々部下
 全將兵ニ對シ、軍紀ノ振肅、民心ヲ把握ヲ特ニ強調訓示セラレ、又一九
 四四年十月下旬、十二月中旬、翌年一月下旬ニ行ハレタル各種ノ會同ニ
 於テ、各軍ノ參謀、直轄部隊長等ヲ方面軍司令部ニ召集シ、重ネテ同趣
 旨ノコトヲ懇々訓示セラレマシタ。其ノ當時木村大將ノ爲シタ訓示ノ要
 義、其ノ他訓示ニ因スル

裏面白紙

審類ハ、退却中ニ喪失又ハ燒燬シテ現在ハアリマセン）
而シテ木村大將ハ在任期間中終始此方針ノ貫徹ニ努力セラレマシタノテ、
大ヒニ「ビルマ」人ノ信頼ヲ得マシタ。

木村大將ハ月ニ一、二度ハ「ビルマ」側ノ各大臣等ノ要人ト會合シ、最
モ自由且ツ腹藏ナキ意見ノ交換ヲ行ヒ、特ニ日本側ニ於テ矯正改善ヲ要
スル事項ニツキ「ビルマ」側ノ卒直ナル意見ヲ求めラレ、之ニ基キ直チ
ニ關係者ニ命ジ實行ニ移サシムル等改善ニ意思ノ疎通ニ、又相互ノ理解
ニ努力セラレマシタ。

木村大將ハ、又戦況ガ日々險惡トナリ「ビルマ」民衆ニ及ボス勞苦ノ累
加ニ對シ常ニ非活ノ同情ヲ奇セラレ「ビルマ」要人トノ會同ニ於テモ心
ヨリ同情ト感謝ノ念ヲ披瀝シ、作戦上ノ要求ヲ一部犠牲ニスルモ民生ノ
安定ニ奇與スベク部下ヲ指導セラレマシタ。

木村大將ハ、常ニ日緬間ノ融和親善ニ意ヲ用ヒ、風俗、習慣、言語等ノ
相異カラ起ル誤解ヲ避ケル爲メ「ビルマ」人ニ對スル心符ナル上下
二部ヨリ成ル冊子ヲ作成セシメ（本冊子ハ入手努力中ナルモ未ダ入手シ

裏面白紙

符ズ。汎ク部下軍隊ノミナラズ、在留邦人ノ大部ニ配布シ、之ヲ遵守スベキコトヲ命ズルトモニ、軍ノ「ビルマ」民衆ニ對スル協力的意思ヲ明瞭ニ民衆ニ傳ハラレ度キ旨ヲ「ビルマ」政府ニ依頼サレマシタ。「ビルマ」政府ハ其ノ大要ヲ翻譯シ、各縣知事ニ傳達シマシタ。從ツテ、日緬間ノ融和親善ハ促進セラレ部下將兵モ其ノ意圖ヲ体シ、其ノ實現ニ努メマシタ。

私ハ日緬協力會業ニ「ビルマ」方面軍ノ代表ノ一人トシテ出席シ「ビルマ」政府要人ト話ニ接觸スル機會ガアリマシタガ、終始常ニ木村大將ノ意圖ヲ体シ、「ビルマ」政府ノ創意工夫ヲ尊重シ「ビルマ」政府ノ行フ諸施政ヘノ協力、民生ノ安定ニ特ニ意ヲ用ヒマシタ。

四、木村軍司令官在任間ニ於ケル一般ノ戰況ハ次ノ通りテアリマス、木村大將ガ著任セラレタ當時ハ「インパール」作戦遂敗後方面軍主力ヲ「イラワヂ」河畔ニ集結セントスル時期テアリマシテ、木村大將ハ若任早々▲九四九年九月十八日「メイミヨウ」ニ前進シ同年十月二十日頃迄同地ニ於テ作戦指導ニ専念セラレマシタ。而シテ、方面軍ハ「インパール」

裏面白紙

作戦ニ從事セシ第十五軍ノ殘存戦力ノ補填ノ爲メソノ有スル凡有ルモノ
 ヲ前送シ、後方地域ノ治安維持ノ爲メニハ殆ンド一般戦斗部隊ヲ
 殘置シ得ザル實情ノ下ニ、辛ウジテ、漸ク「イラワジ」會戦ヲ準備シ、
 木村大將ハ、一九四五年二月三日「カロー」ニ前進シ同月十六日迄作戦
 指導ニ任セラレマシタカ、彼我戦力ノ差、殊ニ飛行機、戦車、火炮ニ於
 テ隔絶セル爲メ、我戦線ハ到ル處ニ於テ分斷セラレ、支離滅裂トナリ再
 ビ多大ノ損害ヲ蒙リ、混亂状態ノ下ニ至難ナル後退作戦ヲ實施シツ、第
 十五軍及ビ第三十三軍ハ辛ウジテ一九四五年五月中旬頃ヨリ「テナセリ
 ユーム」地區ニ集結ヲ開始シ、同年六月末頃迄ニ其ノ主力ノ集結ヲ完了
 シマシタガ、其ノ戦力ハ激減シ、特ニ大部ノ兵器、書類ヲ失ヒ、兵ノ体
 力ハ極度ニ衰ヘ、泰西方面へ後送セル患者ハ一万人以上ニ達シマシタ。
 又第二十八軍ハ道路ヲ遮断セラレ、約三ヶ月間「ヘグー」山系附近ニ孤
 立スルノ止ムナキニ至リマシタガ、一九四五年七月下旬、最盛雨期間ニ
 至難ナル敵中突敵ヲ敢行シ、其兵力ノ半數ヲ失ヒ、主要兵器モ悉ク喪失
 シ、未ダ方面軍主力ト合スルニ至ラズシテ後退中終戦トナリマシタ。次

裏面白紙

ニ「ビルマ」方面軍司令部ハ一九四五四年四月下旬「ラングーン」ヲ撤退シ「モールメン」ニ後退シマシタガ其ノ集結完了ハ六月初旬ニ迄及ビマシタ。

「モールメン」後退後ニ於ケル方面軍司令部ノ機能ハ「モールメン」ハノ後退ガ勿卒ノ間ニ行ハレタコト、交通、通信機關、重要書類ガ喪失シタコト、熱帯セル多數ノ參謀ガ轉出セルコト、事務補助人員ノ集結ガ意ノ如クナラザリシコト、及ビ英印軍飛行機ノ空襲被害ガ頻繁ニ行ハレタコト、竝ニ最盛雨期ニ際會セルコトナドノ原因ニヨリ著シク低下シマシタ。殊ニ英印軍飛行機ニヨル空襲ハ夜間ハ勿論夜間ト雖モ月明ヲ利用シテ行ハレマシタノチ「ビルマ」方面軍司令部ハ屢々「モールメン」ヲ離レタ郊外ノ村落ニ逃避シ執務セザルヲ得ヌ状態テアリ又患者ハ勿論兵員ノ多クモ晝夜同ハズ「ジャンクル」ニ退避ヲ余儀ナクサレマシタ。

上述ノ如キ悲惨ナル状況下ニ一九四五三年三月下旬「ビルマ」國防軍（六千乃至八千名）ハ一齊ニ叛亂シ又「ゲリラ」部隊ハ我方后方擾亂ニ活発ナル行動ヲ開始シ日本軍ノ后方ハ重大ナル脅威ヲ受クルニ至リマシタ。

裏面白紙

「ビルマ」國防軍トハ一九四五年三月十五日ニ日緬兩軍ノ作戦協定ヲ「
 ラングーン」ニ於ケル方面軍司令部テ實施セル程デアリマシテ、其ノ背
 反ハ日本軍ノ全ク豫期セザル所ニシテ后ニ至リ「オンサン」少將ノ署名
 ニテ秘密裡ニ對日宣戦ガ一九四五年三月十四日ニ行ハレテ居ツタコトヲ
 知リマシタ。而シテ叛亂軍ハ叛亂ニ元立チ換メ「トングー」「ヘグー」
 「タトン」等、日本軍后方要地ニ少カラザル兵力ヲ配置シ主力ハ「ヘン
 サダ」方面ニアリテ叛亂后各方面ノ通信交通線ヲ破壊シ、各地ノ監視、
 小部隊、憲兵分隊等ヲ發進シ其ノ多クヲ殺害シ其ノ藥糧保管シアリシ現
 金物品等ヲ奪取シ又間諜行爲類發シ「ビルマ」方面軍司令部第二十八軍
 司令部及第三十三軍司令部モ大規模ヲ受ケ各々大ナル損害ヲ蒙リマシタ
 而シテ「ビルマ」國防軍ノ指導ニ從事シテ居リマシタ日本軍將兵モ亦多
 クハ被害セラレマシタ。又當時「テルタ」地帯ニ出張中ノ日本商社員通
 譯等ハ二百余名テアリマシタガ終戦ニ至ルマデニ復歸セルモノハ極メテ
 少數デアリ其ノ他ハ今尙行衛不明デアリマス、併シ木村大將ハ是等ニ
 對シ感情的報復ヲ避ケラレタルノミナラズ尙從來ノ日緬間ノ親善ヲ想ヒ

裏面白紙

唯單ニ作戦的ニ壓迫セラレタノミテアリマシタ。即チ之レニ充テルベキ
 兵力モナカリシタメ若干ノ后方部隊及ビ「メイクタイラー」方面へ増援
 中ノ第五十五師團ノ一部ガ之ニ對シ示威的行動ヲ採ツタノミテアリマシ
 タ。一方一九四五年一月頃ヨリ「ケマビユー」南方山地並ニ「コーカレ
 イ」地域及ビ「バブン」南方地區ニ於テハ「カレン」「カチン」人ヲ以
 テ「ゲリラ」部隊ガ編成セラレ、印度ニ於テ教育ヲ受ケタル「ビルマ」
 人ヲ初メ印度人及英軍將兵方落下傘ニヨリ降下シ來リ空中ヨリスル武器
 ノ補充トトモニ其ノ勢力ハ逐次増加シ各地ニ擴大分散シ叛亂軍ニ相呼應
 シ活動スルニ至リ「ケマビユー」方面ヨリ專后退セル第三十一、第三十
 三師團等ハ所々ニ抵抗ヲ受ケ相當ノ損害ヲ蒙リマシタ。
 以上ノ如キ狀況ニア我作戦地域一帯就中「テナセリユーム」地區ハ終戦
 ニ至ルマテ叛亂軍ゲリラ部隊ガ活動シ日本將兵ハコレガタメ不意ニ襲撃
 セラレ損害ヲ受ケシモノ相當多數ニ上リマシタ。特ニ此等ハ雨季ニ入り
 疲勞極ニ達シ乍ラ後退シ來レル少人数ノ日本兵ヲ或ハ襲ヒ或ハ之ヲ殺害
 シ其ノ武器ヲ掠奪セルコトモ尠ナカラズアリマシタ。

裏面白紙

又一九四五年七月末第二十八章ガ「シツタン」河渡河ニ際シテハ彼等ハ其兩岸ニ於テ抵抗シ殊ニ「シユエジン」西北方四・五十軒同河西岸無名部落ニ於テハ我赤十字社看護婦十名ヲ襲撃シ歸來スルモノハ一名モアリマセンデシタ（同看護婦隊ト行動ヲ共ニセシ兵ノ報告）我軍ハ斯ル抵抗ヲ受ケ乍ラモ木村大將ハ是等ニ對シ報復的ナ行動ヲ執ツテハナラヌト常々部下ヲ戒メテ居ラレマシタ。

以上ノ如キ戰況デアリマシテ、英印軍ノ俘虜ヲ捕獲シウルガ如キ機會ハ全然アリマセンデシタ。

斯クテ「ビルマ」方面軍ノ終戦前數ヶ月間ノ狀況ハ、連續セル慘敗ノ後、戦力激減シ、志氣喪へ疲勞困頓其極ニ達シ、當時作戦地域一帯ニ散在セシ日本軍ノ小部隊ハ敗戦ノ壓迫感ニ襲ハルルトトモニ、「ビルマ」叛亂軍、「ゲリラ」部隊ニ對シ日己防衛ニ戦々競々トシテ居ル状態デアリマシタ。

上述ノ如ク、叛亂軍、及「ゲリラ」部隊ノ後方擾亂ト、我軍ハ其交通、通信機關並ニ重要資類ノ大部ヲ喪失シ、莖實油ノ補給斷絶ノ爲ト、英軍

裏面白紙

飛行
 飛機ニヨル交通妨害、並ニ最盛雨期ニ於ケル交通杜絶等トニヨリ、「ピ
 ルマル」方面軍ノ神経系統ハ殆ンド麻痺状態トナリ、各級指揮官ノ部下ノ
 指揮、掌握モ西タシク困難ニ陥リマシタ。加之一九四五年八月下旬「ピ
 ルマル」方面軍司令部ハ解散ノ豫定テアリマシタノテ、軍ノ縮少、改編、
 轉送ガ企圖セラレ、實行ノ途上ニ在リ、方面軍參謀モ此間多クハ轉出シ、
 一時的參謀ノ元當テ當座ヲ固ニ合セテ居ツタ有様テ、方面軍司令部ノ業
 務モ甚シク困難ヲ極メ、且ツ、近ク聯合軍ノ海陸兩方面ヨリノ進攻ヲ迎
 ヘ作戦準備ニ忙殺セラルル等至難ナル狀況下ニ於テ終戦トナリマシタ。
 然シ乍ラ此間、不村方面軍司令官ハ特ニ宣紀ノ振作向上ニ民心ノ把握ニ
 懸命ノ努力ヲ拂ハレマシタ。

五、而シテ木村大將部下ノ將兵ニヨル不法行為等ニ關シテハ、「ピルマル」
 方面軍司令部ハ報告ヲ受ケタルコトナク、又現在當法廷ニ於テ示サレタ
 ル不法行為ヲ命令セルコトハ勿論ナク、許容セルコトハ全然アリマセン。
 「カラゴン」村事件ノ如キモ、終戦後數ヶ月ヲ經テ、英軍司令部ヨリ木
 村大將ニ對シ質問ガアリマシタガ同大將並ニ私及其他方面軍參謀モ全ク

裏面白紙

知リマセンデシタ。一九四六年三月ト記憶シマスガ、
「ラングーン」ニ於テ英日聯合戦史研究會ガ開催セラレ、之ニ出席ノタメ、偶々泰ニ轉移シテ居リマシタ元第三十三師團長田中信男中將ガ「インモン・キャンブル」ニ來リシ際、同中將ヨリ始メテ「カラゴン」事件ヲ聞イタ次第デアリマス。

裏面白紙

裏面白紙

六、

木村大將在任間「ビルマ」ニ於ケル俘虜收容所及軍抑留所其他ニ關シ聞知シテ居リマス情況ハ左ノ通りデアリマス。

(一) 泰緬鐵道ハ南方總司令部ノ直轄セル處ニシテ、木村大將委任約一年前ニ、既ニ完成シテ居リマシテ、本鐵道ノ建設、維持、運営ニ關シテハ

「ビルマ」方面軍ハ全ク關係アリマセン。

(二) 「ラングーン」ニ於ケル俘虜收容所ハ、馬來俘虜收容所ノ第六分所デアツテ、馬來俘虜收容所長ノ轄下ニアリ馬來俘虜收容所ハ南方總司令部ノ轄下アリマシタ。

而シテ一九四四年一月南方總司令部ハ馬來俘虜收容所長ニ對シ「ラングーン」ニ一分所ヲ設ケ、「ビルマ」方面軍司令部ノ轄下ニ入ラシムヘク命令シ「ビルマ」方面軍司令部ハ同分所ヲ「ラングーン」衛

戍司令官タル第七十三兵站司令官ノ指揮下ニ入ラシメマシタ。

(三) 「タボイ」軍抑留所ハ木村大將就任後約三ヶ月「ビルマ」方面軍轄下タル獨立混成第二十四旅團長ガ管理シテ居リマシタガ、一九四四年十月

二月「タボイ」「メル」一地區ハ南方總軍ノ命ニヨリ泰軍司令部ノ

管轄ニ移リシ爲メ、其後ハ泰軍司令官ノ隷下部隊タル在「タボ」部
隊ニヨリ直接管理セラレマシタ。

四 「ラングーン」俘虜收容所ハ「ラングーン」中央刑務所ヲ以テ充當
ラレ、約六百名ノ俘虜ガ收容セラレテ居タト記憶シマス。此ノ收容所
ハ永久建築デアリマシテ、居住施設ハ概ネ完備シ、醫務室、病室、娯
樂室、浴洗施設、炊事場、飲料施設、運動場等ガアリマス。

四 此收容所ノ慰安施設トシテハ「ビアノ」蓄音機、圖書等ヲ備付ケ運動
ヲ奨励シ、各種運動具ニ依リ實施セラレテ居リマシタ。又軍隊ヲ同
收容所ニ派遣シ、俘虜ヲ慰安セシメタコトモアリマス。

六 貨物廠ヨリ牛、豚、山羊、「アヒル」等多數交附シ、同收容所内ノ俘
虜ヲシテ飼養セシメ、其ノ榮養ヲ補ハシメマシタ。

七 同收容所ノ内外ニ俘虜ヲシテ農園ヲ經營セシメ、自給ヲ奨励シタル結
果遂ニハ其ノ余剩ヲ「ラングーン」市内ニ於テ販賣シ其ノ利得ヲ以テ
俘虜達ノ嗜好品ヲ購入スル便ヲ與ヘマシタ。
俘虜ハ主食ヲ減ゼラルルコトナク、一般日本人ヨリ給養ハ良好デアツ

裏面白紙

テ此証感謝セラレマシタ。

(一) 同收容所内ノ酒保ニ於テ、牛乳、煙草、日用品等ヲ販賣シ、俘虜ニ感謝セラレマシタ

(九) 日曜日及俘虜ノ祝祭日ニハ休養ヤシメ、祝祭日ニハ加給品ヲ與ヘタコトガアリマス

(十) 勞務時間ハ逐次遞減セラレ、六時間労働ヲ普通トシマシタ。労働ノ種類ハ港灣ノ荷上運搬其他雜役ニ使用セラレタト聞キマシタ

裏面白紙

裏面白紙

十一 本村大將在任期間中、同俘虜收容所ニ於テ、日本兵ノ不法行爲アリタルコトヲ聞イタコトハアリマセン。

「ボブソン」准將ノ申出ニヨリ同准將ニ對シテ不從順ノ行爲アリタル英印軍兵ニ對シ、數回處罰ガ行ハレタコトヲ聞イタコトガアリマス。

十二 本村大將ノ著任前一九四四年六月頃同收容所内ニ「コレラ」ガ發生シマシタガ 其後間モナク終退シマシタ。

醫療藥品類等ハ昭和十八年八月以降殆ンド内地ヨリノ補給斷絶シ日本軍ニ對シテモ配給シ能ハサル狀況デアリ患者ノ治療上遺憾ノ點ガアツタガ其レデモ出來ル丈ケノコトハシタトイフコトヲ聞キマシタ。

而シテ當時ノ「ラングーン」ノ俘虜收容所長タリシ田任大尉ハ從來ノ所長ニ比シ、最も良好ナル所長タリトノ定評ガアツタ人デ「ボブソン」准將及「ローリング」少佐ヨリ數回感謝狀ヲ受領シマシタ。此ノ事

ハ私ガ田任大尉ヨリ聞イタコトデアリマス。
又方面軍司令部ガ「ラングーン」ヲ擡退スルニ際シテハ俘虜ノ内移動サセルコトガ俘虜ノ健康ニ惡影響ヲ與ヘルト認メラレル患者俘虜及所要ノモノハ「ラングーン」ニ残置シ釋放ノ處置ヲ講ジ、健康俘虜ノミ

移動セシメヨウトシマシタガ、戦況上兩者共一九四五年四月^末前後現地ニ於テ全部釋放セラレマシタ
又シタボイ軍抑留所ハ約百名收容セラレテ居リマシタガ、管理ハ濫ネ適正ニ行ハレ敷度モ感謝狀ヲ受領シテ居リ、之レ等ノ感謝狀ハ終戦後英直ヘノ報告^書ニ添附シテ提出シマシタ。
尙ホ在「ビルマ」飛行師團ハ捕獲セラレタ聯合軍飛行士ノ訃聞ヲ取扱ツテ居リマシタガ「ビルマ」方面軍司令官ハ飛行師團ニ對シ何等ノ指揮權ヲモ有シテ居リマセンデシタ。

昭和二十二年（一九四七年）一月十三日於
總務廳
辯護人室

供進者 一 田次郎

右ハ營立合人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立合人 是 恒 達 亮

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘ヤズ又何事ヲモ附加セザル
コトヲ誓フ

宣
誓
書

署名捺印

一

田

次

郎

裏
面
白
紙

高橋

200-9-4 (8)
年報 1905
(大正 4 年)

(木村個人辯護書)

元帥より陸軍長官宛隔年報告
至一九〇五年六月三十日部員より
統監ヨリシニトモトシタル元帥宛書

E 309
Def. Doc. 68

二四頁及一一五頁

ビルマ討伐ハ九四年ノ季節風ノ季節ヨリ激烈ニ行ハ
レタリ當時中國ノアフリカ・イタリヤノ軍隊ハカレヲ北方
ゲンドウイン河沿岸及ビイラワゲ河上流地域カラルンダ
リンニカリテ配置スレタリ中印ニビルマヨリ経テ「マンダレー」
ヘ南方進撃ガ計画ナレバ「マウンテンバツラン」提督ハ「ラング
ン」ヨリ南方ヨリ水陸両面カラテ攻略ス「ドラオユラ」作戦
備ヨリタリ。季節風ノ時期終ルヤ「サルタン」將軍指揮下
中國ノアフリカ・イタリヤノ各軍隊ハ「イラワゲ」河ヲ越テ
南進シ十一月上旬ニ「マウンテンバツラン」攻略シ十二月ニハ「バー
ニセル」補給線ヲ一定行路ヲ完全ニ掃蕩シタリ。
駐ビルマニ於ケル日本軍ハ「スライ」ノ兵隊ヲ「安整」ヲ受ケタ
リノチ十一月三十一、三十三日「英印」軍ニ破ラレテ、
「ベンゴール」・「アッサム」間ノ鐵道ヲ遮断シ以テ敗シタ後ニ度
ト立直リ「ムン」カ「カ」ヲ戰斗隊ニ進撃ニ從ヒ陸軍長官
ルワイス・エー・ピツワ「麾下」合衆國工兵部隊ガ「後ヲ

No. 1

163-1

高橋

E 309
Def. Doc. 684

No. 1

(木村個人辯護書)

ジョージ・シール元帥より陸軍長官宛隔年報告書、自元四三年七月一日至元四五年六月二十日部より、抜萃
(合衆國陸軍参謀長ジョージ・シール元帥宛書)

二四頁及一五頁

ビルマ討伐ハ元四年ノ季節風ノ季節ニ進シテ激烈ニ行ハ
シタ當時中國アリカ、イタリヤス、軍隊ハカレワノ北方
ゲンドウイン河沿岸及ビイラフダ河上流地域オラブル
リンニカサヲ配置マシキタ中、部ニシテ程チマシタ
ヘノ南方進撃ガ計画マシマフントバラン提督ハラン
ンコ南ヨリ水陸兩面カラ攻略シ、ドラコラ作戦
備ヨシタ。季節風ノ時期終ルヤ、サルクニ將軍指揮下
中國アリカ、イタリヤス各軍隊ハ、イラフダ河ヲ越シテ
南進シ、十一月上旬ニ、コウエダヲ攻略シ、十二月ニハ、バー
ニセル補給線ヲ一定作路ヲ完全ニ掃テ去リシタ。
駐ビルマニ於ケル日本軍ハ、ステイルワル軍下ノ突撃ヲ受ケ、
ソノチ十五、三十一、三十三師団カ英印軍ニ破ラレテ、
ベングール、アッサム、向ノ鐵道、遮断ニ以テ敗シタ後、二度
ト互ニ直ルヲ出来ナカク、戦隊、進撃ニ從ヒ、陸軍長官
ルワイス・エー・ピッラ麾下ノ合衆國工兵部隊ガ、後ヲ

163-1

No. 2

Def. Doc. 684

進ツテ路ヲ開キテ、前進ス、屢々砲火ニ曝カレル程アルド
 グ、前方迄去動カセタ、一九四五年一月二十八日、アメリカ
 ノトラフツク及印度ヨリ、物資ヲ護送シ、緬甸國境
 ヲ越ス。ステイルウ元補給路ハ同カレタリト云
 西部ビルマ、英軍ハ日本軍ノ抵抗ヲ破ラシ、ア
 ムコト通過、マヤンドウイン河ヲ經テ南方へ突進シタ
 南方、アアラガシ地方、英軍ハ、アアラガシ海岸ノ
 カラダン河、青洲ヲ掃蕩シ、アキアブ、及、ラムリ、
 島ニ飛行場ヲ設ケタ、
 (以下次頁)

163-2

Ref Doc 684

No. 3

ビルマに於ケル日本軍ハ一九四五年一月末ニ全面的な退却ヲ開始シテキタ。マツタアソーサー元帥麾下ノ米軍ノヒリッピン諸島上陸ト支那海ニ於ケル合衆國艦隊ノ作戦ハ日本ノビルマへノ補給路ヲ切斷シタ。二月中旬ニ英軍ノ一隊ハ「ベイガン」近傍デ「イラワデー」河ヲ渡リ「メイクティラ」ニ進撃シタ。附属飛行場ヲ持チ且ツ鉄路交通ノ要點デアル「コ」道路ノ占領ハ中部ビルマニ於ケル日本軍ノ全陣営ヲ危クシタ。

一方他ノ英印軍ガ北方及ヒ西方カラ「マンタレー」ニ迫リツツアツタ。「マンタレー」ヲ包圍サレタ日本軍ハ三月二十一日迄英軍ニ抵抗ヲ續ケタ。四十日後、英軍空中輸送部隊ハ「ランカーン」港南方「ランカーン」河西岸ニ着陸シ、ソノ翌日攻撃隊ガ上陸シタ。

日本軍ハ既ニ「ランカーン」ヨリ逃走シ、英軍ガ五月三日ニ入城シタ。港湾設備ハ損害ナク英軍ノ手ニ歸シタ。

ビルマ討伐ハ完全ニ終了シタ。少数ノ日本部隊ガ東方泰國內及ヒ南部ビルマノ「ムールマイン」地區ニ撤退シ得タノミデ、多数ノ敵ハ各所ニ包圍サレ逃ケ路ヲ遮斷サレタ。

マウントバツテン提督ハ戰鬥ノ結果既ニ日本軍ニ死傷者三十万人、中死者九万七千ノ損害ヲ與ヘタト報告シタ。

no. 49

Def Doc No. 1923

Exh No. 3091

高橋

宣
誓
供
述
書

宣
誓
供
述
書

宣
誓
供
述
書

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

着 吉田 權 八

ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ

no. 49

Def Doc No. 1923

Exh No. 3091

高橋 22

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 吉田 權八

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

裏面白紙

Def Doc No. 1923

Exh No.

昭和二十二年（一九四七年）六月三十日 於 千葉市登戸五丁目五五
 供 述 者 吉 田 禮 八
 右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス
 同日 於 同 所

立 會 人

是 恒 遠 見

裏面白紙

Def Doc No. 1923

Exh No.

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣

誓

書

署名捺印

吉

田

權

八

裏面白紙

一、余ノ姓名ハ吉田禧八、元陸軍少將デアリマシテ明治二十七年一月十八日生レ現住所ハ千葉縣千葉市登戸五丁目五十五番地、大正四年十二月陸軍士官學校ニ入學、爾來各種ノ任務ニ服シ昭和十八年八月蘭貢防空司令官ニ昭和十九年九月下旬第十五軍參謀長ニ補セラレ終職ニ至ル迄同職ニ留マリマシタ

二、木村兵太郎大將ハ一九四四年九月十二日蘭貢ニ着任セラレマシタガ其翌日私ハ蘭貢防空司令官トシテ親シク同大將ノ全軍將兵ニ對スル訓示ヨ「ビルマ」方面軍司令部署内ニ於テ謙キマシタ。其訓示ノ内容ハ特ニ軍紀志氣ノ振作、信賞、必罰、日緬間ノ融和親善、民心ノ把握ニ關シ強調セラレタモノデアリマシタ。ソコデ私ハ先ズ部下軍醫ノ檢閲ヲ實施シ方面軍司令官ノ訓示ノ徹底ヲ圖リ又空襲ニ於ケル「ビルマ」民衆死傷者ノ救時、消防、醫療品ノ交附ノ爲メノ専門部隊ヲ特別ニ編成充當スルコトニシマシタ

私ガ第十五軍參謀長ニ補セラレタトキハ第十五軍ハ「インパール」作戦

裏面白紙

失敗後英印軍ノ追撃ヲ受ケツツ「イラワデ」河畔ニ向ヒ後退中デアリ
 マシタ。私ハ赴任ニ當リ木村大將ニ面接セル際木村大將ハ著任當初ニ
 セラレタ訓示ト同様通旨ノコトヲ懇ニ訓示セラルルト共ニ第十五軍ノ
 後退作戦ニ於テハ無事ノ民衆ニ取禍ヲ蒙ラシメザルヤウ特ニ焦土取掃
 ヲ嚴禁スベク又日本軍ト共ニ撤退ヲ希望スル官民ニハ爲シ得ル限り便
 宜ヲ與フベク指示セラレマシタ。私ガ赴任シテ見マシタテ第十五軍司
 令部ニモ同様通旨ノ電報命令ガ來テ居リマシタソコデ私ハ赴任后直チ
 ニ木村大將ノ意圖ヲ全軍ニ徹底スルヲ第一急務ト考ヘ片村第十五軍司
 令官ハ大ナル軍直轄部隊ヲ自分ハ小ナル直轄部隊ヲ司令官ノ代行トシ
 テ二人ガ分擔シテ軍紀檢閲ヲ實行シ方面軍司令官ノ意圖ノ徹底ニ努メ
 マシタ。總下各兵團長モ亦各々其ノ部下軍隊ノ軍紀檢閲ヲ實行シマシタ。
 特ニ第三十一師團第三十三師團ハ當時派メテ困難ナル退却作戦ヲ續行
 中デアリマシタガ此等兵團長ハ敢テ戦場ニ於ケル軍紀檢閲ヲ實行シ兵
 器拿重心ニ缺ケル部隊長ヲ處罰スル等信賞、必罰ヲ勵行シ軍紀ノ振作
 ヲ圖リマシタ。又對「ビルマ」民衆關係ニ就テ申述ベマスト焦土の取

裏面白紙

衛ヲ兼ジタルハ勿論官民等ニテ撤退ヲ希望スルモノニハ適宜後退ノ便
 宜ヲ與ヘ又陣地ハ住民地ヲ避クルコト、住民地ニ宿營セザルコト等第
 一線部隊トシテハ幾多ノ不便ヲ忍ビ民衆ニ誤謬ヲ察スルヲザルヤシ
 カシマシタ。又其後「メイミヨウ」(「マンダレイ」) 南北方約三十軒
 撤退ニ際シテモ特ニ命令シ焦土的戰術ヲ放棄シマシタ

三 木村大將ハ日滿間ノ融和協力ニハ非常ニ熱心デアリマシテ「吾人ニ
 對スル心得」ナル上下二冊ヨリ成ル冊子ヲ部隊ニ配發サレ之ガ遵守ヲ
 命ゼラレ、吾々モ之ガ徹底ニ努力シマシタ。其内容ハ風俗習慣等ノ相
 違カラ來ル誤解ヲ除キ日滿間ノ融和ニ寄與スベキ事項ヲ蒐集シタモノ
 デアリマス(此冊子並ニ前述ノ第十五軍司令部ニ對スル木村方面軍司
 令官ノ電報等ハ「イラワデ」會戰撤退時、途中突發時ニ喪失或ハ燒却
 シ又終戰時上司カラノ命令ニヨリ人等、擧て衛生關係以外ノ書類、
 特ニ作戦及ビ攻略ニ關スル書類ハ一切燒却シマシタノデ茲ニ提出スル
 コトヲ得ナイハ残念デアリマス)

四 木村大將ハ「イラワデ」會戰生還マデニ作戦會同、教育會同、自活會同ヲ

裏面白紙

「ラングーン」ノ方面軍司令部ニ於テ催サレ谷軍ノ参謀、直轄部隊長ヲ
 招致シ所要ノ指示ヲサレマシタガ、自分モ其作戦會同ニ出席シマシタ。
 其時モ木村方面軍司令官ハ軍紀ノ振作、民心ノ把握ニ關シテ重クテ
 ニ訓示サレ其他ノ會同ノ際モ同様ノ趣旨ノ傳達ヲ受ケマシタ「本朝大
 將ハ上述ノ如ク軍紀ノ振作、民心ノ把握ヲ終始統率ノ根本方針トセラ
 レ」吾々部下モ其意圖ヲ体シテ最大ノ努力ヲ傾注シ實行シマシカ
 兵元來日本軍ト緬甸民衆トハ民族的近似性ノ爲ニ相互ニ好意ヲ有シテ居
 リマシタ。又日本軍モ自肅自戒、一般ニ軍紀ハ嚴正デアリマシタノデ
 一般ニ緬甸人ノ信頼ヲ得テ居リマシタガ戦争ノ勞苦愈々増大スルニ從
 ヒ緬甸民衆ハ漸ク厭戰ノ氣分ヲ生ジ殊ニ「イラワデ」會戰ノ中焉以辭
 日本軍ノ敗戦頻著トナルヤ「ビルマ」國防軍ノ叛亂ヲ契機トシテ一部
 反日ノ傾向ヲ生ジタヤウデアリマス

六第十五軍ハ「インパール」作戦失敗后多數ノ兵員及主要兵器ヲ喪ヒ志
 氣衰へ体力頓ニ低下シ殊ニ多數ノ患者發生シ其恢復ハ容易デアリマセ
 ンデシタ。又后方ヨリノ補給モ極メテ難ク辛ウジテ「イラワデ」會戰

裏面白紙

ヲ準備セシモ一九四五年二月中旬頃ヨリ優勢ナル英印軍ノ正面攻撃ト
 三月上旬「メーイクテラー」ニ側方ヨリ突入セル英印機甲部隊トニヨ
 リ戦線ハ前後左右ニ分断セラレ各兵團ハ孤立スルニ至リ地上連絡ハモ
 トヨリ無線ト雖モ電池不足シ指揮連絡ハ不足勝トナリ茲ニ於テ「メー
 クテイラー」東方「シヤン」高原ニ戦線整理ヲ爲スニ決シ各兵團ニ敵
 中突破ヲ敢行セシメ「カロ」附近ニ逐次兵力ヲ集結セシメマシタガ
 此間再ビ多大ノ兵員ト大部ノ兵器ヲ失ヒマシタ。爾后敵ノ侵攻ニ逢ヒ
 更ニ困難ナル長途ノ強行軍ヲ敢行シ糧秣缺之ノ下多量ノ患者ヲ醸シ、
 長時間全ク通信社絶ノ下ニ第三十一、第三十三師團ハ先ズ「テナセリ
 ユーム」地區ニ、軍司令部及ビ第十五師團ハ引續キ奏へ轉進シマシタ
 ガ其途中ノ山岳地帯ハ全ク身一ツヲモチアグム峻峻デアツテ各將兵ハ
 辛ウジテ自己ノ携帯兵器ノミヲ持ツテ着ノミ着ノママ後退シ途中病氣
 ノ爲斃ルモノ多ク且ツ「ロイコウ」西方地區「ケマビユー」南方地
 區ニ於テハ「ゲリラ」部隊ガ出沒シ糧秣スル有様デ小部隊ノ通過困難

裏面白紙

トナリ討伐シツツ通過スルノ止ムナキ状況デアリ第十五軍司令部モ一
 九四五年五月七日以降「トングー」京方十四哩「モウチ」嶺山ニ位置
 シマシタガ毎夜「ゲリラ」部隊ノ夜襲ニ備マセレタ。又「ゲリラ」部
 隊ガ待機「トングー」「ケマビユー」道ヲ通過スル小部隊ヲ或ハ崖上
 カラ或ハ橋梁附近デ襲撃シ死傷者ガ絶エマセンデシタ
 一九四五年六月上旬ヨリ第十五軍ハ「テナセー」コーム一地区ニ逐次兵
 力ヲ集結シマシタガ長途ノ強行軍ト「ゲリラ」部隊ノ襲撃、英印軍ノ
 攻撃等ニ逢ヒ將兵ハ心身共ニ疲勞シ其ノ七、八割ハ半病人ノ有様デア
 リ又兵器ノ大部分ヲ喪ヒ加フルニ交通通信器材殆ンド皆無ニテ各級指
 揮官ノ部下ノ指揮掌握ハ至難トナリ加フルニ最盛雨期ニ際合シ交通遮
 断ハ更ニ困難トナリ上下左右ノ連絡ハ殆ンド不可能ナル状態トナルニ
 至リマシタ
 之ニ加フルニ英印軍飛行機ノ活動「ビルマ」国防軍「ゲリラ」部隊ノ
 後方擾亂ノ爲メ我軍ハ重大ナル脅威ヲ受ケ小部隊、落伍兵等ハ敗戦ノ
 壓迫感ト自己防衛ニ戦々饒々タル有様デアリマシタ

裏面白紙

高橋

2-1-1 (10)
年0/10/1 又は 紙 (10)
(西平洋 抄)

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上次ノ如ク供進致シマス

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

供進書

送着 平岡 國造

高橋

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣書ヲ爲シタル上次ノ如ク供進致シマス

宣	荒	極
書	木	東
供	貞	日
進	夫	際
者	其	軍
平	他	事
岡		裁
岡		判
造		所

亞米利加合衆國 其他

計

一、私ノ姓名ハ平岡國造明治二十三年一月一日廣島縣ニ生レ大正元年十二月二十五日陸軍少尉ニ任官爾來各職ヲ經テ一九四三年三月瀨戶方面軍司令部附トナリ終戦マデ同職ニ留マリマシタ。終戦時陸軍大佐デ目下巢鴨拘置所ニ在リ。

二、私ハ一九四四年二月下旬「ビルマ」國政府顧問兼勸ヲ命ゼラレ爾後「パル」博士以下「ビルマ」政府要人ト接觸スル機會ガ比較的多クアリマシタ。

三、木村大將ハ「インパール」作戦後軍事的ニモ政治的ニモ甚モ困難ナル時ニ於テ一九四四年九月中旬ニ「ビルマ」方面軍司令官トシテ著任サレマシタガ「ビルマ」民心ノ把握ニハ特ニ重責ヲ擔カレ著任早々ヨリ凡ユレ機會ヲ捉ヘテ部下を除キ「ビルマ」在留日本人ニ對シテ之ヲ強固ニ訓示サレテ居リマシタ。

四、木村大將ハ一九四四年十月下旬頃以降「ビルマ」政府主要人物十名トシテ會同ニ亘リ懇談サレ私モ同席シマシタガ毎回五、六時間ヲ費シテ胸襟ヲ開イテ見聞ナキ「ビルマ」國ノ聲ヲ傾聴サレマシタガ其内日本國トシテ改善スベキ事項ハ口係者ニ命ジ其程度詳説サレテキマシタ。

五、本會合ハ「ビルマ」要人全員カラ非常ニ喜バレ之ニヨリ「ビルマ」國ノ目前空氣ハ頗ニ改善サレタ感ヲアリマシタ。

六、木村大將石坂大使「パル」博士ハ毎日少クモ一回ハ定期的ニ會合シテ意見ノ疎通ヲ圖ツテ居ラレマシタ。一九四五年二月ヨリ「ビルマ」ニ於ケレバ況ガ日々險惡トナルニ伴ヒ「ビルマ」民衆ノ生活上ノ苦シミハ増シマシタガ木村大將ハ頗モスルバ作戦上ノ要求ニ感惑サレ「ビルマ」民衆ノ苦痛ヲ考フル限ナキ部下慕僚ニ對シテ警告ヲ發シ「作戦ノ一部ヲ發進ニシテモ「ビルマ」民心ヲ失フテハナラヌ」ト申サレ軍ノ所持スル鐵道品ノ放出穀類等ノ買上費ノ制限等ニ關シテ指示シテ居ラレマシタ。

七、尙ほ爆撃其他ニ依ル「ビルマ」民衆ノ傷病疾病ニ關シテ軍醫部長ニ對シテ醫療救恤ヲ督促シテ居ラレル場面ヲ部長會報其他ノ席上デ見受ケマシタ。

八、「ビルマ」國ノ聲ヲ「ビルマ」要人ヨリ直接聞カレタ木村大將ハ用紙甚ダ不

一、私ノ姓名ハ平岡國造明治二十三年一月一日廣島縣ニ生レ大正元年十二月二十五日陸軍少尉ニ任官爾來各職ヲ經テ一九四三年三月瀨戶方面軍司令部附トナリ終戦マデ同職ニ留マリマシタ。終戦時陸軍大佐デ目下巢鴨拘置所ニ在リ。

二、私ハ一九四四年二月下旬「ビルマ」國政府顧問兼勸ヲ命ゼラレ爾後「パル」博士以下「ビルマ」政府要人ト接觸スル機會ガ比較的多クアリマシタ。

三、木村大將ハ「インパール」作戦後軍事的ニモ政治的ニモ甚モ困難ナル時ニ於テ一九四四年九月中旬ニ「ビルマ」方面軍司令官トシテ著任サレマシタガ「ビルマ」民心ノ把握ニハ特ニ重責ヲ擔カレ著任早々ヨリ凡ユレ機會ヲ捉ヘテ部下を除キ「ビルマ」在留日本人ニ對シテ之ヲ強固ニ訓示サレテ居リマシタ。

四、木村大將ハ一九四四年十月下旬頃以降「ビルマ」政府主要人物十名トシテ會同ニ亘リ懇談サレ私モ同席シマシタガ毎回五、六時間ヲ費シテ胸襟ヲ

是ノ折衝ニモ拘ラズ直チニ「ビルマ」ニ對スル心得ナル事ヲ作興セシメ
 軍隊並ニ在留邦人ニ印刷配布遵守ヲ命ゼラレ且參謀團長等ヲシテ在留邦人有
 力者ヲ對照トスル「ビルマ」民衆ニ對スル本村大將ノ同情ト該意トハ全太平洋戰域特
 々右ノ如キ「ビルマ」民衆ニ對スル本村大將ノ同情ト該意トハ全太平洋戰域特
 ニ「ビルマ」ニ於ケル我ガ軍ノ不利ナル戰況ニ依リ夫ハレントツツアツタ
 日本軍ニ對スル「ビルマ」人ノ信頼ヲ取り戻シ一九四四年四月頃ヨリ始メ
 テ居タ一部「ビルマ」人ノ反目地下運動モ一時中止サレタ想デアリマツタ
 一九四四年十一月頃デアツタカト思ヒマスガ「バートン」博士・タントン氏・ミヤ
 氏（副總理）ウ・ト・アウン氏（協力大臣）シケン・タントン氏（需給
 大臣）ウ・ハバ・ウイン（内務大臣）等多數ノ「ビルマ」人ハ前後シテ
 私ニ對シ吳口同音ニ「ビルマ」ヲヨク理解サレ「ビルマ」ニ好意ト同情トヲ
 持ツヨイ司令官ヲ迎ヘタ目下「ビルマ」人ノ一部ニ始メテ居ル反日空氣ハ
 恐ラク一掃サレルデアラウト語リマツタ
 八各地域ニ於テ日本軍ノ戰況極メテ險惡デアツタ一九四五年二月頃「ラング

ン」ニ於テ開選サレタ日本側主權ノ手工業展覽會ガ毎日五万人乃至十萬
 人ノ「ビルマ」民衆ヲ集メ又同年三月下旬ノ「ビルマ」國防軍ノ叛亂以
 後ニ於テモ「ラングイン」市内七八ヶ所ノ映畫館ガ殆ド滿員ノ盛況ヲ示
 シタル實情デアリマシタ

九「ラングイン」撤退時ニ於テハ本村大將ハ戰禍ヲ「ビルマ」民衆ニ及ボ
 サザルコトヲ深ク願フ感セラレ命令ニヨリ焦土の戰術ヲ棄ジラレタコトヲ
 耳ニシマシタ。尙其際「ビルマ」要人ノ行動ハ本人ノ自由意志ニ委セラ
 レ大臣ノ約半數ハ「ラングイン」ニ留マリマシタ

一〇私ハ「ビルマ」政府顧問トシテ「ビルマ」政府側ヨリ日本軍下級者及ビ
 日本人ニ對スル不平ハ時々聞カサレマシタガ「ビルマ」方面軍内ニ慘虐
 行爲ガアツタコトハ私ガ在職間政府カラモ民衆カラモ一度モ耳ニシタコ
 トハアリマセンデシタ

誓フ

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣 誓 書

署名捺印

平

岡

岡

造

6

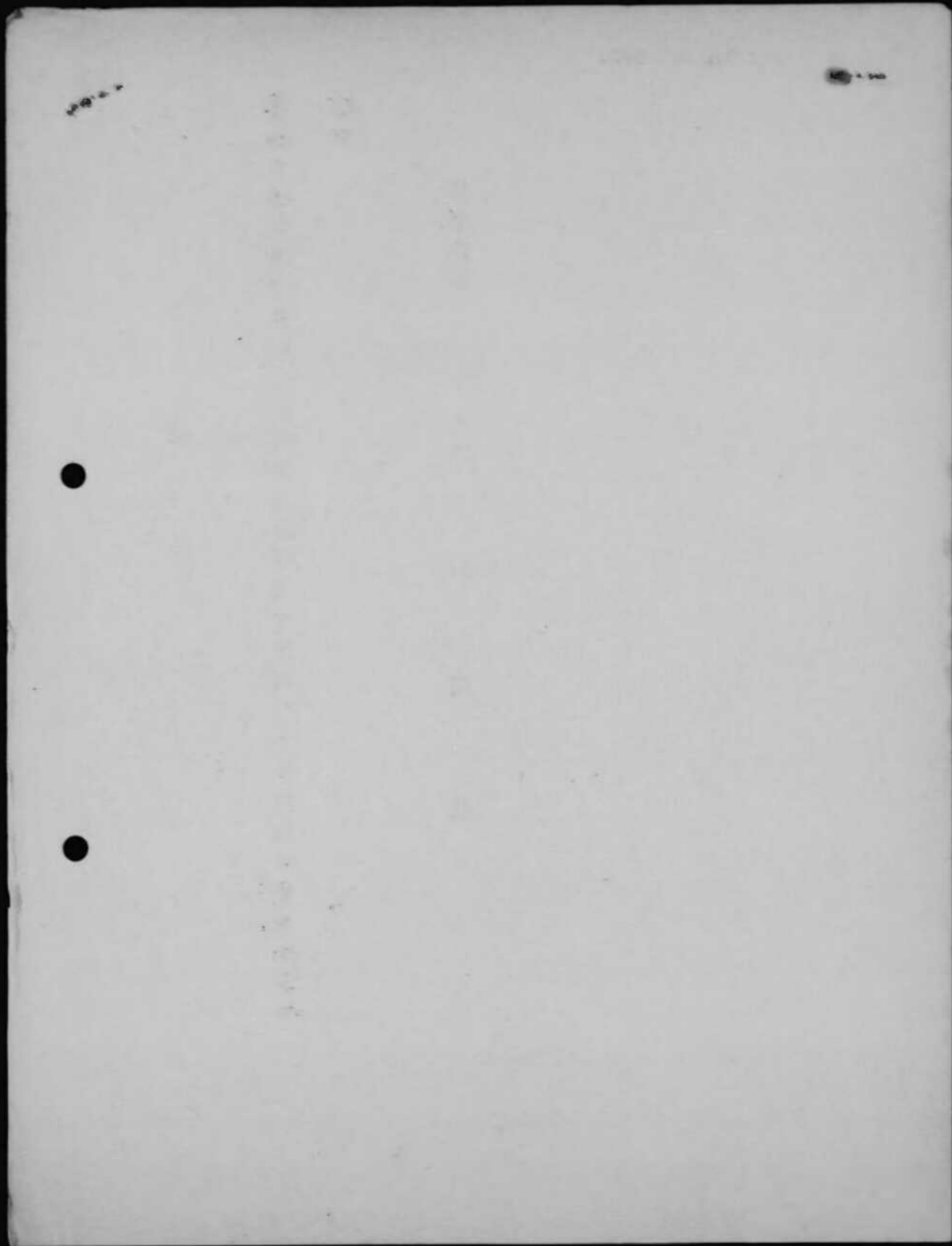
昭和二十二年（一九四七年）七月八日 於 東京國際軍事裁判所
被告人控室

供 述 者 平 岡 岡 造

右ハ當立會人ノ面請ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ聲明シマス

同日 於 同 所

立 會 人 是 恒 達 泉



22-7-4
11a

DefDoc # 1870

EXHIBIT #

~~2098~~ 1

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宜審ヲ爲シタル上
次ノ如ク供進致シマス

重
複
的

逕東京國際專事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宜審供進書

供進者 島 壽 久 大

印

11

裏面白紙

一私の姓名は島津久^{シマヅ}。大明治三十九年（一九〇六年）東京都に生れ、昭和五年東京帝國大學卒業直ちに外務省に入り、爾來外務本省及在外公館に勤務、各種の外交事務に従事し昭和十八年（一九四三年）八月在ビルマ日本大使館一等書記官兼任ラングーン總領事に任ぜられ昭和二十年（一九四五年）四月下旬日本軍及在留日本人がラングーンを撤退するに至る迄ラングーンに勤務した、此の期間に於ける私の主たる職務は大使館書記官としてビルマ國外務省と連絡をとり總領事としてビルマ在留日本人の權益を保護することにあつた

ニ木村兵太郎陸軍大將は昭和十九年（一九四四年）九月中旬ビルマ方面軍司令官として着任したが同大將は日緬間の融和親善意思の疏通民生の安定に非常の關心を拂ひ度々緬甸要人と會見し腹藏なき意見の交換を遂げ私も此の種の會合に陪席し其の實狀をよく承知してゐる

三以上の具体的事例としては昭和十九年（一九四四年）十一月十八日廿日及廿二日の三回に亘り同大將がビルマ政府各大臣及最高法院長

(當時バーモ総領は日本に旅行中であつて缺席)と充分な意見の交換を遂げた事であり私は此の三回の會合に出席して大要次の通りの話があつた事を記憶してゐる

(イ) 木村大將は日緬間の相互信頼と協力とが最も重要であつて日本軍の根本方針は極力ビルマ政務の創意と責任とを尊重し現ビルマ政府を支援するのにある、此の意味に於て日緬相互の意志の疏通を計り政略と戦略とを調整してビルマ人の必要最少限度の生活を確保しつつ、戦争を勝ち抜きたいと述べた

(ロ) ビルマ側の各大臣からは種々の意見不満等が率直に開陳されたが其の主なるものは

- 1 ビルマの大衆は、戦争の重圧による生活の困難から厭戦の気分がある
- 2 日本軍はビルマ政府に對する信頼十分ならずビルマ政府自体の施策を往々制限してゐる
- 3 日本軍の下級軍人の一部乃至は日本人のブローカーの中には悪

裏面白紙

賈のものがあり民衆を壓迫してゐる等であつていろいろ具体的な事
 例が提示されたこれに對して木村大將はいちいち傾聴し自分として
 は前記日緬協力の趣旨から日本側の缺點を極力を是正する爲直ちに必
 要の命令を出すことにする、尙今後ともビルマ政府と一体になつて
 努力することを約束したので各大臣も同大將の方針を諒とし且つ隔
 意なき懇談を遂げる機会を得たことに對し交々謝意を表して居つた
 中でもオンサン國防大臣の如きは一年前に此の様な良き機会を與へ
 られて居たならば日緬間には今日お話する様な苦情は起らなかつた
 筈であると述べて居た

四 木村大將はビルマ人の福祉を終始顧念して居られ、ビルマ政府各大
 臣は同大將がこの様に對して日緬間の意志の疏通を圖り民衆の利益を
 尊重する氣持である事に對して常に満足の意を表明してゐた

五 木村大將は以上の方針に基いて日本軍及在留邦人の指導にも充分意
 を用ひ例へば「ビルマ」人に對する心得」といふパンフレットを編
 纂せしめ廣く日本軍民に配布し其の遵守を期したが其の内容は風俗

裏面白紙

習儀等により起る誤解を解き且日親善に寄與すべき事項を懇切に述べたものであつた

大木村大將はラングーン撤退に當つて日本軍が焦土戰術を行ふ事を禁じ又ビルマ政府各大臣の去就もその自由意志に任せた。

DefDoc#1870

昭和二十二年（一九四七年）六月二十七日於日本外務省

供 送 者 島 津 久 大

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明
シマス

同 日 於 同 所

立 會 人 是 椋 達 見

裏 面 白 紙

DefDoc#1870

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

(署名)
捺印) 島 津 久 大

裏
面
白
紙

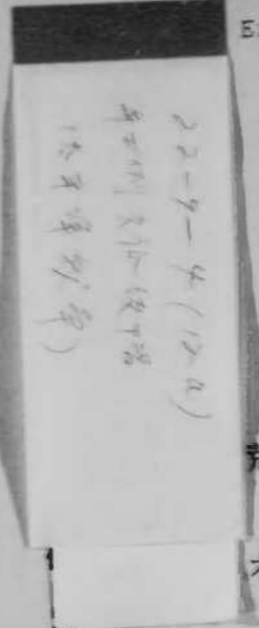
no. 1-2

1541 is a mistake of 1451

Def, Doo 1541

Exhibit # _____

高橋



自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上
ノ如ク供述致シマス

荒

木

貞

夫

其他

對

運

者

山

口

英

治

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

no. 2

1541 is a
1451

1541

Def, Doc 1541

Exhibit # _____

高橋

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

宣 誓 供 述 書
供 述 者 山 口 英 治

荒 木 貞 夫 其 他

對
經 東 國 際 軍 事 裁 判 所
亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

裏 面 白 紙

一、私、山口英治ハ、元陸軍中佐デアリマシテ、明治四十年八月十一日生レ、現住所ハ、新潟縣高田市南城町三丁目一三四番地。昭和四年陸軍士官學校ヲ、昭和十三年陸軍大學校ヲ卒業シ、爾來各種ノ任務ニ服シタル後、昭和十九年七月八日「ビルマ」方面軍參謀ニ補セラレ、昭和二十年七月十八日他ニ轉補ノ發令ガアリマシタガ、同月二十日迄作戰主任參謀トシテ服務シマシタ。

私ハ以下ニ「ビルマ」方面軍司令部ガ「ラングーン」ヲ撤退セル前後ノ情況ニツキ述ベマス。

二、一九四五年四月中旬、英印軍ハ我軍豫期ニ反シテ遂ニ「ラングーン」北方「トングー」附近ニ突進シテ來マシタノデ、方面軍司令部ハ「テナセリユーム」地區「モールメン」へ後退スルコトニ決シマシタ。然ルニ「ラングーン」ヨリ「テナセリユーム」地區ニ撤退スルニハ、一旦北方ニ前進シ「ベグー」ヲ經テ「シツタン」河ヲ渡河セネバナラナイノデ早急ニ撤退ヲ開始スル必要ニ迫ラレマシタ。然ルニ、當時方面軍參謀長以下作戰、情報、後方勤務ノ諸參謀ハ「トングー」附近ニ進

裏面白紙

出シ作戰ノ指導ニ任ジテ居リマシタノデ、其歸還ヲ待ツテ「ラングー
ン」ノ撤退ヲ開始シマシタノデ撤退ノ時期ヲ稍夫スル結果トナリマシ
タ。而シテ一九四五年四月下旬愈々撤退ヲ開始シマシタガ當時漸ク雨
期ニ入ラントスルトキデ降雨ノ爲メ「シツタン」河西岸地區ノ「ワウ」
「シツタン」間ノ道路ハ泥濘ト化シ豫期セザル障礙トナリマシタ。
加フルニ「シツタン」河ヲ渡河スルニ必要ナル諸材料ガ不充分ナリシ
爲メ、渡河ハ思フニ委セズ我軍ノ後退諸部隊ハ「シツタン」河西方地
區ニ竊集混雜ヲ極メテ居ル處ニ、英軍飛行機ニヨリ猛烈ナル攻撃ヲ加
ヘラレ、我軍ハ大混亂ヲ惹起シ、多大ノ損害ヲ受ケ大部ノ自動車、營
類等ヲ焼失スルニ至リマシタ。而モ、英印軍ノ飛行機ノ爲メ晝間ノ行
動及渡河ハ甚ダシク制限ヲ受ケマシタノデ「シツタン」河渡河及ビ其
ノ東方地區ノ後退ニ非常ナ時日ヲ要シマシタ。爾後、更ニ「タトン」
河及ビ「サルウイン」河ノ渡河ニ於テモ同様ニ制限ヲ受ケマシタノデ
方面軍司令部ノ集結ヲ完了スルノニ一ヶ月餘モカカリマシタ。
三、上述ノ如ク急遽「ラングー」ヲ撤退セル結果「モールメン」ニ於ケ

裏面白紙

ル方面軍司令部等ノ移轉ニ關スル事前準備ハ全然ナク從ツテ方面軍司令部ガ「モールメン」ニ到着后逐次應急的ニ諸施設ヲ實施シマシタノデ相當期間其機能ハ著シク低下シマシタ。

(1) 一九四五年四月下旬「モールメン」ニ到着シマシタノハ方面軍司令官ト幕僚部ノ一部ノミデアリ、他ノ幕僚ハ「シツタン」河渡河ノ指揮ヲ爲シ、或ハ「シツタン」「モールメン」間ニ於ケル後退諸部隊ノ整理ニ任ジテ居リマシタ。而シテ、方面軍司令部ノ實際ノ事務ノ下勤キラスル書記等ノ大部分ノ「モールメン」ヘノ到着ハ著シク遅レ、又重要書類ヲ焼失シ加フルニ兵員ノ大部分ノ集結モ非常ニ遅レマシタ。而シテ方面軍經理部、兵器部、軍醫部、獸醫部、法務部ハ全部待歩後退ヲ實施セル結果、方面軍司令部各部ノ集結ハ一層遅レ、其機能發揮ハ更ニ遅延シマシタ。此等將兵ハ「シツタン」附近ニ於テ大部ノ自動車ヲ焼失シ「シツタン」渡河后ニ於テモ運搬機關殆ク下無カリシ爲メ各人携行シ得ル範圍ノモノヲ携行シテ「モールメン」ニ後退シテ來マシタ。木村方面軍司令官ハ「ラングーン」ヲ撤退ス

裏面白紙

ルニ當リテハ特ニ無事ノ民ニ戰禍ヲ蒙ラシメザル爲メ爰ニ「インバ
ール」ヨリ第十五軍ガ後退スルニ際シ焦土戰術ヲ禁ゼラレタルト同
様「ラングーン」市ニ於ケル焦土戰術ヲ嚴禁スル旨嚴命セラレマシ
タ。又緬甸國要人ノ撤退モ其ノ自由意思ニ委サレマシタ又俘虜ハ移
動ノ爲健康ニ惡影響ヲ與ヘルト認メラルモノハ疫置シ釋放ノ措置
ヲ講ジ其他ノモノノミ移動中戰況上兩者共現地ニ於テ全部釋放セラ
レマシタ。

(2) 「ビルマ」方面軍司令部中、第一次ニ「モールメン」ニ到着セシ木
村軍司令官並ニ一部ノ幕僚及ビ若干ノ助手ハ取敢ヘズ「モールメン」
郊外デ市街ヨリ南方約三行程離レタ數軒ノ家屋ニ分宿シソレヲ宿舍
兼事務室トシテ事務ヲ開始シマシタ。然シ乍ラ助手モ大部分未到着
テ陣營具其他事務用品等モ欠乏シ就中、通信器材ハ衰損セルモノガ
少數アルノミデアリ、乾電池ノ補給モ絶エ、通信能力ハ著シク低下
シマシタ。
而シテ交通機關ニ至リテハ、在「モールメン」混成第二十四旅團司

裏面白紙

令部ノ有スル古自動車數臺ヲ利用シ得タルニ過ギズ又貨物自動車ハ終戰迄ニ方面軍司令部デ「テナセリユーム」地區ニ於テ集メ得タモノハ僅カニ約百臺ニシカスギズ第一線ニ對スル糧秣補給モ出來ナカッタ有様デシタ。交通、通信機關ハ以上ノ如キ狀態デアリマシタカラ指揮連絡ハ甚ダシク困難ヲ極メマシタ。

其後遂次方面軍司令部ノ幕僚及各部モ到着シ、各部ハ一、二、軒離レタ家屋ニ宿舍兼事務室ヲ置キ事務ヲ執リマシタガ土間ニ坐リ板上デ仕事ヲスル有様デ相互ノ電話連絡モ出來マセンデシタ。

(3) 方面軍司令部ガ「モールメン」撤退セル後、「モールメン」附近ニ對スル英印軍飛行機ニヨル爆撃ハ愈々頻繁トナリ司令部職員ハ毎日數回一、二、時間附近ノ急造ノ防空壕ニ退避スルノ止ムナキニ至リマシタノデ交通不便ナル「ジャングル」内ニ幕僚部ノミヲ收容スル急造「バラック」ヲ作り轉移シ又屢々「モールメン」ヨリ三十分位ノ自動車行程ノアル寒村ニ退避シ其處デ終日事務ヲ執ルコトモアリマシタ。

裏面白紙

(4) 一九四五年六月以降漸ク本格的ナ雨期ニ入りマシタガ、元來「テナセリユーム」地區ハ「ビルマ」ニ於テ最モ降雨量多キ地方デアリ、特ニ「モールメン」周邊一帶ハ河川水流多ク大ナル水田地帯デアリマシテ七月ヲ最盛雨期トシテ前後三ヶ月ハ平地ハ殆ド泥海ニ化シ、其ノ結果主要道路ト雖モ屢々交通ハ杜絶シ其他ノ道路ハ殆ンド全ク交通不能ノ情況デアリマシタ。又之ガ爲メ通信モ大ナル障礙ヲ受ケマシタ。從ツテ部隊相互ノ交通連絡ハ至難トナリ各級指揮官ノ部下ノ指揮掌握ハ著シク困難トナリマシタ。又泰緬鐵道モ屢々不通トナリ後方ヨリノ補給モ極メテ少ク僅カニ少量ノ被服等ノ補給ヲ受ケタルノミデ通信、交通、器材ハ全然補給サレマセンデシタ。

(5) 當時「テナセリユーム」地區ハ英印軍落下傘部隊ノ支援スル、ゲリラ部隊ガ遂次其勢力ヲ擴張シ毎夜落下傘部隊カラ武器彈藥等ガ投下サレル有様デ、加フルニ當地方ニ在リシ「ビルマ」叛亂軍ト相呼應シ活潑ナル行動ヲ開始シ小部隊、落伍、後退スル兵員ニ對スル襲撃頻發シ又交通、通信ノ破壊、間諜行爲盛ニ行ハレ日本軍ノ後方ハ重

裏面白紙

大ナル脅威ヲ受ケ小部隊、落伍兵等ハ戰々統々タル有様デアリマシ
 タ。例セバ「モールメン」道ニテ我警戒部隊ハ襲撃
 セラレ大損害ヲ受ケ又「タンビザヤ」附近デハ敵回ニ亘リ我小部隊
 ガ襲撃セラレ又主要道路タル「モールメン」道ニテモ
 一參謀ガ狙撃負傷シタコトモアリ、更ニ「モールメン」道ニテモ
 ビザヤ」道ニ於テモ數回軍糧交通兵ガ射殺サレタコトガアリ又落
 伍後退中ノ兵員ニテ狙撃射殺サレタモノハ相當多數ニ上リマシタ。
 而シテ此頃ニ至リ不逞ノ徒ガ横行シ始メ一般良民ハ日本軍ノ駐屯地
 ニ避難シテ來マシタ。

(6) 當時方面軍司令部ノ仕事ハ誠ニ複雑困難ナルモノデアリ積極的ナ作
 戰行動ヲトル事ハ殆ド不可能ナル状態デアリマシタ。即チ先ズ近ク雨期明ケ後英印軍ニヨル海陸兩正面ヨリノ攻撃ニ對シ
 急速ニ作戰準備ヲ整ヘル爲メ、森僚ハ屢々交通困難ナル雨期ニ於テ
 ル廣汎ナル地形偵察、築城指導ヲセネバナラズ又疲勞困憊後退スル
 諸隊ノ收容、給與ニ懸命ナル努力ヲ拂ヒマシタ。又南方總軍ノ命令

裏面白紙

ニテ第十五軍司令部第三十一、第三十三、第五十五、師團、第五十六師團ヲ泰ニ移動スルガ如ク命ゼラレ之ガ實行中デアリ其他ヲ以テ一ヶ軍三師團ニ混成旅團ニ改編スル作業、方面軍司令部、第二十八軍司令部ノ解散等方面軍ノ編成換ニ從事シ多忙ヲ極メマシタ。然ルニ其ノ編成換ノ重要ナル部分ヲ占ムル第二十八軍ハ尙「ベグー」山系ニ孤立逗留シ情況全ク不明ニテ之ガ收容ノ準備ニ忙殺サレマシタ。更ニ方面軍司令部ハ一九四五年八月下旬解散ヲ豫定セラレテイタ關係上六月以降遂次從來ノ熟練セル參謀長、作戰情報、後方ノ三高級參謀、二作戰參謀、二後方參謀ガ轉出シマシタ。其間一作戰參謀ハ五月以降終戰迄泰ニ出張シ作戰主任參謀ノ私モ七月二十日他へ轉補セラレマシタノデ從來ノ作戰參謀ハ其レ以後一人モ居ラナクナリマシタ。從來ノ參謀ヲ轉出シナカツタモノハ參謀副長ト一情報主任參謀、一後方參謀ノミデアリマス。其一後方參謀モ終戰直前迄戰線ニ逗留シ又參謀ノ中ニハ「マラリヤ」ニテ病臥セルモノアリ而モ一時的ニ補充サレシ參謀モ第一線ヨリノ著任不如意ニ

裏面白紙

シテ遅延シ屢々司令部ハ僅カニ、三、名ノ幕僚ヲ業務ヲ執ツテ居マシタ。特ニ最盛雨期ニ依ル交通杜絶ト通信、交通機關ノ壊滅ニ近キ状態ノ爲メ前線トノ連絡ハ至難ナ状況デアリマシタ。此間、木村軍司令官、持病ノ神経痛ニ悩マサレ病臥セラレル事屢々デアリマシタ。

三、第一線ヨリ「テナセリユーム」地區ニ後退セル諸部隊ハ、「イラワジ」會議以後、諸所ニ於ケル連絡セル激戦ト敗退トニヨリ大損害ヲ受ケ兵器ノ大部分ヲ喪ヒ、續イテ長途困難ナル山岳、濕地ノ行軍ニヨリ後退シテ來マシタノデ心身極度ニ疲弊シ、七、八割ハ病人ニシテ着ノミ着ノママニテ個人ノ携帯兵器ヲ携行集結セルニ過ギズ從ツテ各隊ハ通信器材等ハ殆ド有セズ之等ノ指揮連絡モ亦非常ニ困難デアリマシタ。

四、方面軍司令部ハ現在當法廷ニ於テ述べラレシガ如キ不法行爲ニ關シテハ勿論命令セシコトナク又報告ヲ受ケタルコトナク全然知ルトコロハアリマセンデシタ。從ツテ方面軍司令官タル木村大將モ何等スル不法行爲ニ就キ知ル所ガアリマセン。

當時木村大將ハ此ノ窮境ニ處シ、特ニ軍紀ノ嚴正ト民心ノ把握ヲ重點

裏面白紙

トシテ懸命ノ努力ヲ拂ハレ履々隸下ノ部隊長ニ對シテモ凡有ユル方法ヲ以テ其旨ヲ傳達セラレマシタノデ隸下部隊ノ軍紀ハ大部ノモノハ嚴正デアリマシタ。

即チ木村大將ハ一九四五年五月以降遂次「テナセリユーム」地區ニ後退シ來レル第三十三師團長田中中將、第三十一師團長河田中將、第四十九師團長竹原中將、混成第二十四旅團長相田中將（前任）作岡少將（後任）久米憲兵司令官等ヲ遂次方面軍司令部ニ招致シ又方面軍參謀ヲ其他ノ兵團長ノ許ニ差遣シ特ニ軍紀ノ振作並ニ「ビルマ」民衆ニ對スル適正ナル取扱ヒニ重點ヲ置キ統率スベキヲ強調要望サレシガ如キ、方面軍司令部内會報ニ於テ司令部職員ニ對シ反覆此ノ點ニ關シ熱心ニ指導サレシガ如キ、又特ニ「ビルマ」人ニ對スル適正ナル取扱並ニ軍紀振作ノ爲メ法務部將校等ヲ派遣シ軍紀ノ監査ニ活動セシメラレタルガ如キデアリマス。

五 在「ビルマ」飛行師團、印度國民軍トノ連絡ニ任ゼル光機關、船舶輸送部隊、南方軍野戰鐵道隊及ビ海軍根據地隊ハ「ビルマ」方面軍ニ對

裏面白紙

Def, Doc 1541

スル協力部隊ニシテ、木村大將ノ指揮下部隊デハアリマセンデシタ。

裏面白紙

Def, Doo 1541

昭和二十二年（一九四七年）三月二十五日於新潟縣高田市南城町
二丁目一三二

供 述 者 山 口 英 治

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明
シマス

同日 於同所

立會人 是 垣 達 見

裏面白紙

Def, Doo 1541

ヲ
誓
フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ
欺セズ又何事ヲモ附加セザルコト

宣
誓
書

(署名
捺印)

山
口
英
治

Def. Doo 1541

198

15

199

裏面白紙

113
Def, Doc 2112

Exh, NO

22
寫傳

BA76

來翰綴 (泰)

至昭和十七年一月
昭和十八年十二月ヨリ
拔萃

於ケル「コレラ」患者射殺ノ件

本書は當局保管書類の正確なる拔萃である事を證明する

昭和二十二年五月二十六日
昭
和
俘
虜
情
報
局
長
官
事
務
取
扱
中
西
貞
喜

199

113
Def, Doc 2112

22
高橋
Exh, NO

BA76

來翰證 (泰)

至昭和十七年一月
昭和十八年十二月
ヨリ抜萃

泰俘虜收容所ニ於ケル「コレラ」患者射殺ノ件

本書は當局保管書類の正確なる抜萃である事を證明する

昭和二十二年五月二十六日
昭報俘虜情報局長官事務取扱 中 西 貞 喜

199

裏面白紙

電報

昭和十八年九月三
一四四五
一六五〇
一八四〇
一九〇〇
點受著發

次官宛 義集國参謀長
義参電第二九二號

陸亞密電第一五二五號ノ件
英人俘虜兵「コレラ」患者「エレ、ページ」銃殺事件ニ就テハ當時關係
部隊ヨリ何等ノ報告ナカリシガ七月中旬頃當部初テ本事件ノ密報ニ接シ
直チニ關係部隊長ニ事件調査報告ヲ要求シタル所八月十日泰國俘虜收容
所長南總司令官ノ各代理ヨリ小官ニ口答報告アリタルモ當軍ニ於テハ人
道上國際信義上該ニ遺憾ナル事件ナリトシ直チニ嚴重ナル事件ノ捜査ヲ
命シ目下其ノ真相調査中
通電先問(次官参考)

(終)

裏面白紙

電報

九五昭和一八、九六
一六四〇發
一八一〇着
一九二〇受
二、五點

次官 俘虜情報局長 宛

南方軍總參謀長

陸亞密第一五二五號返

英人俘虜銃殺事件ハ現在南方軍鐵道隊及憲兵隊ニ於テ審理取調中ニシテ
處置決定次第報告ス
通電先 次官、俘虜情報局長

(終)

電報

昭和一八一〇、一六
一八〇〇發
一八二〇着
一〇、一五、一九、四〇受
二、〇〇點
南方軍總參謀長

次官宛

裏面白紙

陸亞密電第一五二五號三條ル首題ノ件ハ義軍臨時軍法會議ニ於テ審理中ノ
所義法電第四八號ノ通り判決ヲ見タルニ付キ報告ス
追ツテ去ル十月七日管下各俘虜收容所長各軍及指揮關係部隊主任將校ヲ
會同シ俘虜情報局事務官ノ臨席ヲ求メ俘虜ノ取扱ニ關シ徹底ヲ圖リシニ
付申添フ

南參二電第一七七〇號

電報

昭和一八一〇一四
一〇一三
一四
二三五〇發
〇五三五著
〇八一〇受
一六二五點

次官宛

義集團法務部長

六月二十四日ノ泰緬鐵道ニ於ケル俘虜「コレラ」患者射殺事件ニ關シ當
軍、臨時軍法會議ハ昨十二日ヨリ二日間ニ互リ公判ヲ開廷シ慎重審理シ
タル處患者ヲ射殺シタル被告人、俘虜海軍中尉ノ供述ハ勿論被告人鐵道
第九聯隊中隊長藤井潔同俘虜陸軍少佐及證人タル軍屬三名ノ陳述ヲ綜合

裏面白紙

(終)

スルニ射撃當時果シテ生命アリヤ否ヤヲ断定スル資料乏シカリシヲ以テ
 更ニ軍醫將校三名ヲ鑑定人トナシ死因ニ付詳細ナル鑑定ヲ求メタル所射
 撃前分ノ諸状態ヲ仔細ニ検討シタル結果右患者ハ射撃前既ニ「コレヲ射
 撃ニ因リ死亡シアリタルモノナルコトヲ二名ハ認定シ一名ハ推定セリ即
 チ該患者ガ俘虜中尉ノ射撃ニ因リ死亡シタルモノナルコト證據極メテ薄
 弱ナルヲ以テ本十三日午後軍法會議第四〇三條ニ依リ無罪ノ判決ヲナス
 但シ藤井中尉ハ豫テヨリ俘虜ノ差出及就役等ニ關シ收容所ト意見ヲ異ニ
 シ、爲三俘虜ノ身分及待遇等ニ關スル正當ナル觀念ヲ缺如シアリタル結
 果何等患者ノ生死ヲ確カムル手段ヲ窮ズルコトナク輕率ニ射撃ヲ命ズル
 等帝國將校トシテ國際信義及人道上許スベカラザル行爲ニ出テ軍人ノ本
 分ニ背キタルモノナルヲ以テ嚴重懲罰ノ要アルモノト認ム

通電先 岡 次官、南 鐵

裏面白紙

E13094A
Def Loc No. 2035

下
巻
第
五
巻

辯護側文書 第二〇三五號

亞米利加合衆國對山下泰文事件の裁判記録第二十五卷よりの抜萃

石川 菊雄 の証言

辯護側證人として召喚されたる石川菊雄は先づバートルレット海軍中佐を逐じ、
官邸をなしたる上訊問に應じブラット陸軍少佐淺野陸軍中尉の援助のもとに
バートルレット海軍中佐を逐じ次の如く証言せり

直接 訊問

問 (リール陸軍大尉) 貴方の御名前は
バートルレット海軍中佐を逐じて、石川菊雄 英語流に言へば菊雄石川

の階級は

したか

答 昨年の九月二十七日です

問 當地に於ける貴方の役目は

答 補給と輸送です

問 貴方は第十四軍團總司令部參謀の一員ですか

答 そうです

E13094A
Ref Doc No. 2035

下巻

辯護側文書 第二〇三五號

亞米利加合衆國對山下泰文事件の裁判記録第二十五卷よりの抜萃

石川 菊雄 の証言

辯護側證人として召喚されたる石川菊雄は先づバートルレット海軍中佐を連れて
官邸をなしたる上凱門に應じブラット陸軍少佐淺野陸軍中尉の援助のもとに
バートルレット海軍中佐を連れて次の如く証言せり

直 接 訊 問

問 (リール陸軍大尉) 貴方の御名前は
答 (バートルレット海軍中佐を連れて) 石川菊雄 英語流に言へば菊雄石川

問 日本陸軍における貴方の階級は
答 陸軍中佐

問 貴方は何時比島に來ましたか
答 昨年の九月二十七日です

問 當地に於ける貴方の役目は
答 補給と檢査です

問 貴方は第十四軍團總司令部參謀の一員ですか
答 そうです

204-1

問 貴方はその役目を降伏までつづき続けられましたか

答 そうです

問 貴方は降伏の時カバンガンにおられましたか

答 降伏の時私は三休養所にいました。

問 扱て、フォイト、マツキンレー、バギオ、カバンガンでは貴方は山下大將の司令部におられましたか

答 そうです

問 捕給及送給の参謀として簡単に貴方の職務を話して下さい

答 捕給について簡単に申しますとそれは食糧、武器、彈薬、醫藥品に分れていました。輸送については、唯自動車輸送だけです

問 主計官吉良大將と何等かの關係があつたとしたらどういう關係でしたか

答 例を擧げて説明しますと吉良大將が全期間を通じて毎日の食糧配給を擔當せられることになつて居つたのに對し、私は作戦中だけ食糧に關する立案をやることになつてゐました。現實の糧食自給は常に同大將の管理下にありました

問 それでは何故捕給に關する此等の事項が貴方の所に廻つて來たのですか

答 例として、米の荷が西貢から到着するとか又は之に反して極度の米不足のため食糧の切り下げが必要になるとかそういった事が起るに私の配給に入つてくるわけですから、貴方は食糧補給に關係がありましたか

問 輸送官としての資格において、貴方は食糧補給に關係がありましたか

答 密接な關係がありました

問 その内容及理由は

答 例えは、マニラに船が着くに事故が起らない中に船から荷を下す必要がありました、その結果として凡ゆる輸送機關を送つて荷揚げをし給品を安全な場所に移さねばなりませんでした

問 扱て、貴方が見聞した所からみて、俘虜收容所、抑留者收容所及日本軍に關する食糧補給の状態は如何でしたか

答 (パトリット海軍中佐を通じて)私の知つてゐる所では捕虜收容所、抑留者收容所日本軍の間に何等の差別もありませんでした。皆同じでした(リール陸軍大尉)扱て、一九四四年(昭和十九年)十月一十二月の間に於ける食糧補給の状態はどうでしたか

答 先づ十月の状態から申し上げます

問 結構です

答 十月私が入りました時、軍隊に配給する標準食糧は四百五十瓦でしたが、

問 貴方はその役目を降伏までつづき続けられましたか

答 そうです

問 貴方は降伏の時カバンガンにおられましたか

答 降伏の時私は三休養所にいました。

問 扱て、フォイト、マツキンレー、バギオ、カバンガンでは貴方は山下大將の司令部におられましたか

答 そうです

問 捕給及送給の参謀として簡単に貴方の職務を話して下さい

答 捕給について簡単に申しますとそれは食糧、武器、彈薬、醫藥品に分れていました。輸送については、唯自動車輸送だけです

問 主計官吉良大將と何等かの關係があつたとしたらどういう關係でしたか

答 例を擧げて説明しますと吉良大將が全期間を通じて毎日の食糧配給を擔當せられることになつて居つたのに對し、私は作戦中だけ食糧に關する立案をやることになつてゐました。現實の糧食自給は常に同大將の管理下にありました

問 それでは何故捕給に關する此等の事項が貴方の所に廻つて來たのですか

答 例として、米の荷が西貢から到着するとか又は之に反して極度の米不足のため食糧の切り下げが必要になるとかそういった事が起るに私の配

問答 問答 問

實際は四百瓦以上は受取つていませんでした。私の記憶によりますと十一月九日に西貢から一万噸の米が到着しました。この中約半分をレイテに送りました。残りの半分を二ヶ月以上食い伸ばさねばならぬと假定して、毎日の食糧を再び四百瓦に減らしました。事實個人が受取つた實際の配給量は三百五十瓦以下でした。今度には船で到着した食糧は全然ありません、凡ゆる船舶は敵の活動によつて沈められました。そのため食糧事情は更に悪化し實際に二百五十瓦又は二百六十瓦以下を受けとつていた所は澤山あります。ですから十二月末が一月始にされる新米の一部を確保する處置を講ずる必要を認めましたので私はこの事を指揮官即ち吉良大將に申し上げて注意を喚起しました。

（リール陸軍大尉）所で貴方は一九四四年十一月九日頃米一万噸を積んだ船が到着したと唯今述べられましたがこの数字は確かですか
そうです。

吉良大將は證言裏に立つて、十一月のいつだつたかに一万六千噸の米が到着したと述べていますがこれは正しいものですか
吉良大將のいわれたことは間違ひだと思ひます。この點を（證人）マニラで實際に使用した量は四千噸でした、昨日になつたのも少しはあります。

問 二方面の米は送らなりましたか
答 一万噸の中五千噸は海軍に送つたか食したかしました
（リール陸軍大尉）それは五百噸ですか又は五千噸ですか
（大石通譯）そうです。五百噸です
（證人）マニラで實際に使用した量は四千噸でした、昨日になつたのも少しはあります。

問 扱て、日本軍の兵隊は一日に何回食事をとりましたか
答 一日三回です、しかし時に二回のこともありました

問 所で、一日三回の原則が一九四五年一月中旬に一日二回に減らされましたか
答 たか

問 そうですか
答 そうです

問 貴方御自身もそうでしたか
答 そうです

問 扱て、貴方は俘虜收容所若しくは抑留者收容所を視察旅行に行かれましたか
答 参りました

問 誰の命令でその視察旅行をされましたか
答 誰の命令でその視察旅行をされましたか

終 護 閣 文 書 第 二 〇 三 五 號

問 (リール大尉) 貴下ハ日本軍ガ此等ノ三ツノ收容所ノ附近ニ於テ現地購
入ヲ爲サネバナラナカツタト思ヒマシタカ

答 野菜ハ買ツタガ米ヲ買ツタカドウカ自分ハ疑問ニ思ヒマス

問 サテ、貴下ガ此等ノ三ツノ收容所ヲ訪問シタノハイツデシタカ、貴下ノ
思ヒ出セル限リソレニ近イ日ヲ・・

答 一九四四年(昭和十九年)十一月廿日頃デアツタト思ヒマス

問 訪問ノ結果武藤大將ニ報告サレマシタカ

答 シマシタ

問 ソレハドウイフ報告デシタカ

答 食料ハ日本軍ノソレト同ジデアツタガ、不充分ダツタト、フコトデス

問 何か意見ヲ具申シマシタカ

答 然ガ来ナイ上ニ現地カラ補給ヲ充分ニ得ルコトガ出来ナカツタノデ
ルソレニカラ食料ヲ徴發スベク何等カノ手段ガ講ビラレナケレバナリ
マセンデシタ

問 (リール大尉) 徴發ト通譯サレキルノダガ然ラバコノ徴發ハ何ンナ風
ニ爲サレルモノデスカ

答 參謀長デス

問 武藤大將デスカ

答 そうデス

問 所で、貴方ハ何處に行カれましたか、どの收容所に

答 サント トマス抑留所、ビリビット抑留所、マツキンレイ抑留所、全
部でこの三つデス

問 何處ガ他の所に行カれましたか

答 参りません

問 武藤大將ハ貴方に何を命ゼられましたか

答 補給特ニ食糧ニ關スル事柄デス

問 この三つの收容所を視察して食糧について貴方が氣がつかれたのはど
ういふことデスカ

答 食糧補給ハ日本軍ノそれニ同じデしたが段々減つていきました。船は
入つて来ませんでしたし、陸兵用ノ燃料ガありませんでしたのでそ
ういふものニ空軍から借りなければなりませんでした

答 自分ハ發達トハ申シ上ゲナカッタ筈リデス。輸入トイフノガ正シイノ
 デス。

問 リール大尉 最後ノ答ヲ讀ンデ下サイ
 (答辯ガ讀ミ上ゲラレル)

答 何ヨリモ先ヅ吾々ハ米ヲ買ハナカッタトシテモ自動車用燃料ヲ持タナ
 カツタノデアアル 吾々ハ空軍カラ燃料ヲ手ニ入レル手筈ヲ取極メナケ
 レバナラナカッタ

問 言ヒ換ヘレバ第四空軍カラ燃料ヲ得ルコトヲ進言サレタノデスネ

答 サウデス

問 費下ガソノコトヲ報告サレタトキ武藤大將ハドウサレマシタカ

答 大將ハ直ニ私ト參謀長代理西村トヲコノ第四空軍ニ派遣サレマシタ
 如何ナルヨリ

問 答 ガソソノコトヲ得ル爲メニ

問 答 ドレダケノカソソリチ得ル筈デアツタカ

問 答 最低費一万ドラム

問 答 ソレチ手ニ入レマシタカ

イ、エ

答 第四空軍カラガソソリチ得ル爲メニソノ他ニ出張チシタリ何カ努力チシ
 タリントガアリマスカ

問 答 約七四四張シマシタ

問 答 結局第四空軍カラガソソリチ入手シタチデスカ

問 答 昨年十二月十五日一五〇〇ドラムヲ受取りマシタ

問 答 一五〇〇ドラムヲ現實ニ入手シタノデスカ

問 答 實際手ニ入レタノハ六〇〇ドラムデシタ

問 答 (リール大尉) 費下ノ得タ六〇〇ドラムハ何處ニアツタノデスカ

問 答 吾々ハソノガソソリチ「マニラ」カラ軍需品及ビ糧食ヲ運ブ爲メニ使用
 シマシタ

問 答 レイノルド大將 委員會ハコ、ニーツ提議致シマス

問 答 此ノガソソリチ問題ハ之ヲ打チ切ロウデハアリマセンカ

問 答 吾々ハ輸送ノ困難及ビガソソリチ不足ノ惱ミノアツタコト、並ニソレガ極
 メテ切實ナモノデアリ作戦ニモ影響チ與ヘタコトヲ認メル。吾々ハニ
 モハヤコレ以上コノ問題ヲ追及スル理由ヲ認メナイ、他ノ問題ヲ取り上
 ゲルコトニシヨウ。

問 答 リール大尉 承知シマシタ、燃料問題ニ立チ入ル唯一ノ目的ハ燃料ノ缺乏ヨ
 ソ食糧輸送チ致命的ニ妨ゲタモノデアツタカラデアリマス、コレガソノ
 食料問題トノ口連デアリマス

問 答 自分ハ發達トハ申シ上ゲナカッタ筈リデス。輸入トイフノガ正シイノ
 デス。

問 リール大尉 最後ノ答ヲ讀ンデ下サイ
 (答辯ガ讀ミ上ゲラレル)

問 答 何ヨリモ先ヅ吾々ハ米ヲ買ハナカッタトシテモ自動車用燃料ヲ持タナ
 カツタノデアアル 吾々ハ空軍カラ燃料ヲ手ニ入レル手筈ヲ取極メナケ
 レバナラナカッタ

問 答 言ヒ換ヘレバ第四空軍カラ燃料ヲ得ルコトヲ進言サレタノデスネ

問 答 サウデス

問 答 費下ガソノコトヲ報告サレタトキ武藤大將ハドウサレマシタカ

問 答 大將ハ直ニ私ト參謀長代理西村トヲコノ第四空軍ニ派遣サレマシタ
 如何ナルヨリ

問 答 ガソソノコトヲ得ル爲メニ

問 答 ドレダケノカソソリチ得ル筈デアツタカ

問 答 最低費一万ドラム

問 答 ソレチ手ニ入レマシタカ

イ、エ

問 答 第四空軍カラガソソリチ得ル爲メニソノ他ニ出張チシタリ何カ努力チシ
 タリントガアリマスカ

問 答 約七四四張シマシタ

問 答 結局第四空軍カラガソソリチ入手シタチデスカ

問 答 昨年十二月十五日一五〇〇ドラムヲ受取りマシタ

問 答 一五〇〇ドラムヲ現實ニ入手シタノデスカ

問 答 實際手ニ入レタノハ六〇〇ドラムデシタ

問 答 (リール大尉) 費下ノ得タ六〇〇ドラムハ何處ニアツタノデスカ

問 答 吾々ハソノガソソリチ「マニラ」カラ軍需品及ビ糧食ヲ運ブ爲メニ使用
 シマシタ

問 答 レイノルド大將 委員會ハコ、ニーツ提議致シマス

問 答 此ノガソソリチ問題ハ之ヲ打チ切ロウデハアリマセンカ

問 答 吾々ハ輸送ノ困難及ビガソソリチ不足ノ惱ミノアツタコト、並ニソレガ極
 メテ切實ナモノデアリ作戦ニモ影響チ與ヘタコトヲ認メル。吾々ハニ
 モハヤコレ以上コノ問題ヲ追及スル理由ヲ認メナイ、他ノ問題ヲ取り上
 ゲルコトニシヨウ。

問 答 リール大尉 承知シマシタ、燃料問題ニ立チ入ル唯一ノ目的ハ燃料ノ缺乏ヨ
 ソ食糧輸送チ致命的ニ妨ゲタモノデアツタカラデアリマス、コレガソノ
 食料問題トノ口連デアリマス

レイノルド大尉 ソノ語ハ認メマス
リール大尉 承知シマシタ
（リール大尉）貴下ハ俘虜及ビ民間抑留人ノ釋放ニヨリタル命令ヲ記憶
シテキルカ

ハイ
命令ノ内容及ビ該命令ガ何人カヲ發セラレタカヲ述ベテ下サイ
ソレハ東京カラ來タモノデ山下ヲ到ジテ陸軍司令官カラ發セラレマシ
タコノ命令ハ各種ノ收容所ヘ發セラレタノデス
據言スレバ此ノ命令ハ東京カラ來タガ山下大將ヲ經由シタモノデア
ト考ヘテヨロシイカ

ハイ
此ノ命令ヲ初メテ知ツタノハイツデシタカ

十二月二十日頃ト信ジマス、

東京カラ今益々大變ハ
生ツ俘虜ヲ友好的ニ取扱フベキコト次ニ若シ米兵ガ近ヅイタ場合ニハ
抑留人等ニ對シ出來得ル限り多量ノ食物及ビ藥品ヲ發シテオクコト
第二項目トシテハ万一飢渴ニ際スル場合ト雖モ俘虜及ビ抑留者ニ對シ
テ極慮ナル所ヲナスベカラサルコトヲ命ズルモノデシタ

總護側書類第二〇三五號

伺フガ、其ノ命令ハ記述サレテアツタカ？

然リ

現ニソレヲ所持シテ居ルカ？

否

ソレヲ如何シタカ

手持書類ハ全テ「ルソン」第一俘虜收容所ニテ捨テネバナラナカツ
タ

「ルソン」第一俘虜收容所ヘ行ク道ハソレヲ所持シテ居ツタカ？

然リ

河故夫ヲ捨テタノカ？

其ノ指示ガアツタカラデア
ル

誰ガサウ指示シタノタ？

目所ノ責任者ニサウ云ハレタ

スルトモ方收容所ノ監督官ト云フコトカ？

然リ

レイノルド大尉ハ言フニ意味チハツキリサセル爲ニ委員官ハ少シ申立シタ
イコトガアル。彼ハ「スロウアウエイ」ハ捨テタト云ツタヤウニ思フ

問 カリヤ一六尉 承知、デハ始メル

答 (一) コーヤ一六尉ニヨル尋問 (一) 貴方ガ「サントトマス」 「ピリビット」 並ビニ「フネイトマツキンレイ」ヲ訪レテ、停務ノ食事時間中ニ 食堂ヘ入レテ外コトガアルカ?

問 偶々「マツキンレイ」デハ丁度食事準備ノ最中ニ行キ當ツタ。モツ トハツキリ云フナラバ、正ニ食事ノ用意ガ盛ツタ時トイフ意デアラ ドノ様ナ食事ノ用意ヲレテキタカ?

答 米食ニテ「フライ」ト豆ヲ少シ添ヘテアツタ

問 夫ハ十二月ノコトカ?

答 然リ

問 其ノ時ノ日本ノ兵食ノ様立ハ如何?

答 何か同ジ様ナモノデアツタ

問 「フネイトマツキンレイ」デハ時給庫等ヲ勤使サレタカ?

答 否

問 「サントトマス」デ食堂ヲ見テマハラレタカ?

答 「サントトマス」ヘ行ツタ際ニハ既に彼ラノ夜食後ノコトデアツタ

問 ドノ様ナ食事デアツタカ?

答 淺野中尉ハ「暫ク! 未ダ彼ハ答ヲ終ヘテキナイ

ガ、其ノ點聞進ナイカ?

大石 然リ

ルイノルツ將軍ハ「サレンダ」若クハ「ギヴアツプ」(何レモ手続ス ノ意)トイフ意味ニモ誤解シテヨイダラウカ。ドウモ米團官憲ガ、新カ ル公文書ヲ押收若クハ手ニ入レルトイフノナラ莫ノ致命カラ云ツテモ肯 ケルノダガ、尋常ニシテ新カタル書類ヲ讀テヨトイフノハキヨツトアリ得 ナイコトノ様ニ考ヘラレルノダガ、
 プラツト少佐、部下、只今停務ノ用ヒテ營業ハ明ラカニ「捨テル」即チ 「デイスカード」若シクハ「スロウアウニイ」ノ意味デスガ、
 同將軍 ソレナラソレデヨロシイ

リール大尉 尋下ハ「サントトマス」 「ピリビット」 「フネイトマ ツキンレイ」ヘノ旅行途次ニ於テ、語クハ其ノ通譯河 ナル時ニ於テモ、尋常並ビニ誤解遺言ニ對スル事ニ及、 及ハ是時ニ於キ一頁デモ河ラカノ趣ヲ耳ニシタデアラ ウカ?

答 疑 尋 問

答 問

何チシタカ?
供與サルベキ糧食ノ量ヲ増ス様指示ヲ與ヘマシタ、然シ設立ヲ得ベ
キ糧食ハ當時少ナク私ノ指示ガドノ程度效果ガマツタカハ判リマセ
ヌ。

答 問 答 問 答

決シテ満足シテハ居ナカツタ
デハ右ニ關シ河ラカノ糧食ガ満足ラレタノカ?
夫ニ對シテ、貴方ノ取ラレタ措置ハ?
米及ビ糧食ヲ河トカシテフヤサウト思ツタガ、米ニ關スル限りハ私
ガ前途セル通り、日本ノ兵士ト同数ヲテガハレテ居ツタノデアリ、
今ハツキリト憶ヘヌガ、糧食ニ關テハ河ラカノ糧食ヲ取ツタヤウニ
思フ

答 問 答

苦情ヲ申立テラレタ事ハナカツタカ?
否
同收容所ノ係ノ日本官憲ト話サレタカ?
然リ
夫々ノ收容所ニ於ケル食糧状況ニ關シ、彼ラハ満足シテ居ツタラウ
カ?

答 問

ドココカ之等ノ場所デ、收容所委員會カラ貴方ニ對シ河カ報告乃至ハ

答 問 答

何カ變ツタコトデモアツタカ?
糧食ハ日本兵ト同ジデアルコトガ分ツタ
之等三箇所ヘノ訪問ニ際シテハ、誰カ支那留者ト食糧ニ關イテ話シ
テ見ラレタカ?

答 問

「ピリビット」デハ食堂ヲ除キ乃至ハ満腹サレタカ?
「ピリビット」デモ私ノ到着ハ食糧後デアツタ
倉庫トシテ貯蓄シテ見タ

答 問

大部分米デアツタ
貴方ノ到着前ニドンナ食糧ヲ供サレテキタカ御存知カ?

答 問

吾々ノ標準食糧ト同ジ様ナモノガ貯蔵シテアツタ
ドンナ食糧カ?

答 問

カリヤード附ハ、失禮、貴國ヲ豫圖スル
（先ニ領ク）ソレデ倉庫ヲ閉ツテ見タ
（カリヤード附ニヨル）倉庫デハ給食ニ關シテドンナモノガアツタ
カ?

同 答 同 答 同 答 同 答

誰ガ收容所ニ於ケル存続及一般御留者ノ行動ニ關スル規則ヲコシラ
 へマシタカ？

答 存続收容所ニ於ケル行動ニ關スル規則ハ收容所長ト委員ト協議シテ
 シテ作リマシタ、私ハソウ考ヘテ居リマス

同 答 英規則ハ上司ノ承認ヲ受ケマシタカ？

答 記憶シマセンガ多分ソウデアツタロウト思ヒマス

同 答 私人ノ着任當時ハ既ニ實施セラレテ居リマシタ、コレ等ノ事ハ着任ス
 ルズツト以前ニ決定セラレテ居マシタ

同 答 存続關係事務ヲ掌ル幹部將校トシテ貴下ハドンナ規則ガ行ハレテ居
 ルカ訓ベタコトガ有リマスカ？

同 答 收容所内ニ於ケル行動ニ關スル事柄ハ收容所長ノ責任デアリマシテ
 收容所内ノ規則ガドンナ考ヘテ行ハレテ居ルカ私ハ余リ關心セザシ
 ヲレ等ノ規則ハ收容所長ノ責任ニ關シテハ余リ關心セザシ

同 答 ニツイテ河カシタリ口出シシタリスベキモノトハ考ヘマセンデシタ
 ソノ規則ガドンナモノデアルカ貴下ガ訓ベタコトガアルカドウカト
 イフ點ニツイテドウゾ答ヘテ居ヒマス

同 答 訓ベタコトハアリマセン

同 答 一般御留者及存続ノ規則ニ關スル規則ハ誰ガ定メタカカ貴下ハ知ツ

再宣讀同

同 (リール大尉)

今一ツ質問スル、マツキンレイ製鐵廠中歇サン準備ヲ觀察シタル
 ニ食糧ノタメ準備セラレタル米ハ何ボンドナリシヤ？

答 何處ニテモ五〇ボンドヨリ一〇〇ボンドノ間デアリマシタ
 委員ノタメノ質問

同 (レイノルズ將軍)

貴人ガ山下將軍ノ部下トシテ存続關係事務ヲ適當シテ居ツタ同僚人
 員及法人御留者ヨリ出サレタル際ニ誤シタルコトガアツタカ否カ
 チ知リ置イ？

答 誤シタルコトナシ

同 山下將軍ノ命令ハ新ル派ガ司令部ニ送ラルヘキヲ命ジテ居ラ、タカ
 然リ

同 答 懸念トシテ存続及ニ私人御留者ニ關スル全般ノ責任ハ全ク山下將軍
 ニ置スベキモノト考ヘルカ？

答 私ハ存続收容所ノ指揮官ニ貴下ノ責任アリト信ジマス

同 (キヤリヤー大尉)

再宣讀同

答 山下大將ノ上司トシテ其次ニ指揮ニ當ツタノハ誰デスカ？

同 寺内元帥デアリマス

同 貴下ノ東京トノ往復文書ハスベテ南方總軍司令官寺内元帥ヲ通ジテ行ハレタモノデスカ？

答 停戦關係ノ報告ハ直接ニ東京ヘ、停戦情報局ヘ送ラレマシタ

同 東京カラノ通報ハ南方總軍司令官寺内元帥ヲ通ジマシタカ？

答 直接ニ東京ト通信ジマス

同 常例的ナ報告以外ノ報告ハ南方總軍司令官ヲ通ジテ行ハレネバナラ

答 ナカツタノデスカ？

同 ソノ通りデアリマス

同 單ナル常例的通報以外ノ通報デ東京カラ來ルモノハ南方總軍司令官

答 ヲ通ジテ來マシタカ？

同 ソノ通りデアリマス

答 リール大尉 以上デ終リマス

答 其次ノ者ハ其ノ責任者ハ參謀長デアリマス

同 其次ハ誰デスカ？

答 其次ノ責任者ハ第十四方面軍ノ指揮官デアリマス

同 其指揮官ノ名ハ？

答 山下大將デアリマス

同 證人ガ名前ヲ尋ゲテ居ルスベテノ者ノ中デ誰ガ停戦及一設抑留者ノ事ニツイテ責任ガアリマスカ、其ノ中ノドノ者ガ彼等ノナシタ事ニ就イテ東京ニ對シテ責任ヲ負フノデスカ？

答 第十四方面軍司令官デアルト私ハ信ジマス

同 レイノルズ少將、證人ハ何故ソウ信スネバナラヌノデスカ、證人ハソレヲ知ラナイノデスカ？

同 證人 停戦收容所ハ軍司令官ノ指揮下ニ在リマスカラ、ソウシテ大抵ノ此種事項ハ軍司令官ヲ通ジテ行ハレマスカラ私ハ軍司令官ノ責任デアルト信ジマス

同 レイノルズ少將 何カ他ニ質問ハアリマセンカ？

同 リール大尉 此ニ質問ガアリマス

同 銀行ヲ直接訪問

同 リール大尉

文書ノ出所並ニ確實性ニ關スル證明書

聯合軍最高司令部軍令部法務部勸務課軍歩兵大尉デヨン・アール・ブリ
ツキヤードハ茲ニ發行シタル英文ノ文書ガアメリカ合衆國山下泰文ノ
公認筆跡記録ノ複製ニシテ余ノ保管スル公文書ノ正確且ツ眞正ナル爲ナ
ルコトヲ茲ニ證明ス

東京ニ於テ證明ス

一九四七年七月一日

(署名) デヨン・アール・ブリツキヤード
(訂字) デヨン・アール・ブリツキヤード

上記ノ署名ハ余ノ面前ニ於テ爲サレタルコトヲ證明ス

同日、同証ニ於テ

証人 (署名) ウイリアム・アール・フレツダイ
(訂字) ウイリアム・アール・フレツダイ

22 萬 領

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣 誓 供 述 書

者 和 知 子 鷹 二 ジ

22-7-4 (9)
宣 誓 供 述 書
宣 誓 供 述 書

式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ

Def. De
如ク供述致シマス

Def. Doc. 1453

22
高橋

如ク供述致シマス

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ

宣誓供述者
和ワ
知チ
鷹タカ
ニジ

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

一 私は一九四二年三月より一九四五年二月までフィリッピンに勤務して居りました。其の中一九四二年三月から一九四四年四月迄は第十四方面軍参謀長でありました。此の當時の軍司令官は本間、田中及栗田の三中將でありました。

次に一九四四年の五月から同年の十月迄は南方總軍の總参謀副長でありました。當時南方軍總司令官寺内元帥はマニラに在駐せられて居つたのでありました。最後に一九四四年十一月より一九四五年二月迄は第十四方面軍司令官山下の部下にある第三十五軍の参謀長を務め軍司令官鈴木中將の下でレイテの戦に従軍致しました。

ニ バタンに於ける俘虜の取扱に就いて叙述致します

バタン半島の攻撃は一九四二年春でありましたが同年の四月九日に米比軍は降参しました。米比軍の俘虜たるべきものは四万人位であらうと推測して居りましたところ、實際は七万人も居りましたのでその收容には非常に困難を感じました。又彼等は非常に勇敢に戦つたのでありますから健康状態は良いのであらうと思つて居りました處、大多數栄養失調にかゝつて居りました。日本軍側もさうであります。此の地帯

で出来るだけ給與するに努めたのであります。藥品は略々充足する量がありましたから必要量は之を與へました。

三 俘虜の取扱及び軍政は一九四二年七月迄は参謀本部の管理下にあり兵站司令官が之を取扱つて居りました。一九四二年七月中に始めて陸軍大臣の管下に入り俘虜收容所長が任命せられました。此の時から以後陸軍大臣が俘虜の新轄官で軍司令官が其の管理官であります。私は軍司令官を補佐する職務上よりしてこれを承知して居ります。

四 一九四二年の八月より十月迄の間に俘虜のうち比島人は全部釋放しました。而してフランシスコ少將を始め希望者は比島の警察隊等の職務に就かしめ其の他は家庭に送したのであります。俘虜は米人俘虜一万人位となりましたがオールドライルよりは物資も豊富なバナツプアンのや長園の多いミンダオ島に移しました。一部日本に行つたものもあります。病院は現地にも設けましたがマニラに完備したものが病入はこゝにて療養せしめました。一九四四年九月迄は米糧よりの空襲もなく比島全体も閑静であり俘虜も平靜な生活を送つたのであります。

はジャングル地帯である為かマラリヤ患者が多かつたのであります。俘虜を自動車で運びたかつたのでありますが、敵側より鹵獲した自動車及トラックは殆ど壊れて居り運轉し得るのはほんの二三台位に過ぎません。我方の自動車はコレヒドールの攻撃及各地の設定作戦に必要な兵器彈藥其他の軍需品の輸送に一杯でありました。それ故日本側の兵も全部徒歩行軍したのであります。日本側にも患者殊にマラリヤ患者が多かつた為一時戦力は三分の一位に低下し本來四月廿日頃コレヒドール攻撃の最定のところを五月五日迄延期のやむなきに至りました。

石塚の次島でやむなくバラングよりサンフェルナンド迄徒步行軍をしたのであります。尤も病氣であると申し出たものは別に一部はバタインにて療養させ一部は患者自動車で後送したのであります。毎日の行軍の距離は條約上許された距離以内であります。私はこの行軍を實見しました。私の見たところでは強行軍は會てありません。俘虜はサンフェルナンドより汽車にてオールドネルに送りこゝにて收容所に入れましたが其の後七万人中二万人程は療養失調やマフリヤで死亡致しました。俘虜に對する食糧は盡め準備せるものの外原地物資及台灣等より追送せられたもの

誓フ
良心ニ従ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣

誓

書

(署名捺印)

和

知

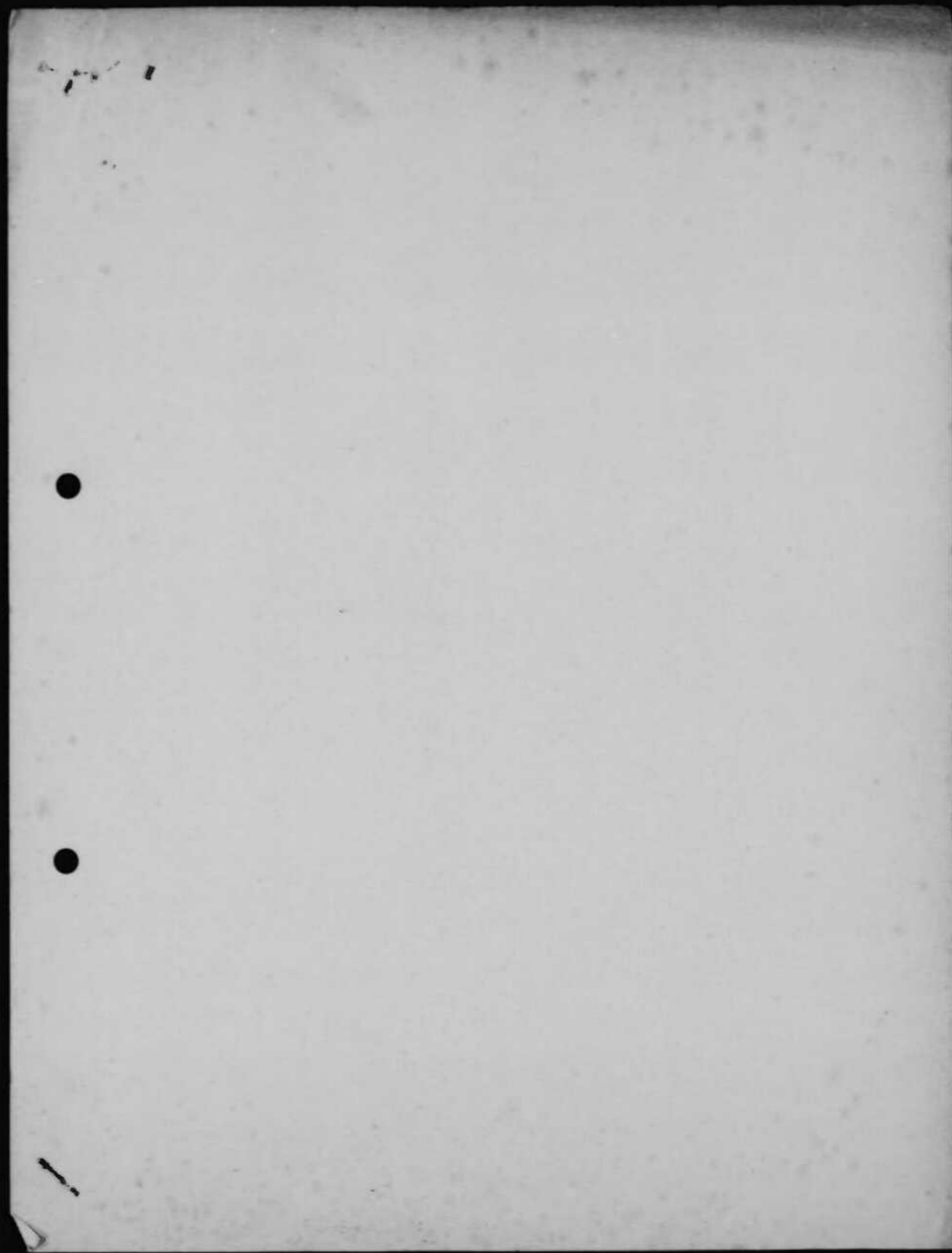
座

二

右ハ當立書人ノ宣誓ニシテ
同
宣
誓
書
立書人
和
知
座
二

昭和二十二年(一九四七年)四月二十三日於 経東國際軍事裁判所控内

和
知
座
二



Def. Doc 2297

自分懲我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス。

Handwritten notes on a slip of paper, including the number 3095 and some illegible characters.

3095

高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

不貞夫其他

供述書

供述者 古 思 三 郎

Def. Doc 2297

Krh. No 3095

高橋

自分等我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別派ノ廻リ宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス。

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 古 思 三 郎

裏面白紙

古思三郎口供書

私、古思三郎は長野縣松本市西選福一〇番地に在住して居ります。本年三十六才になります。私は大東亞戦争中、昭和十七年八月六日より昭和二十年八月十五日迄、關領東部辰スマトラ東海岸州アサハン分州長(Aputy Commandant)として、三年間該地區の軍政全般を擔任し、且、終戦後昭和二十一年四月末引揚迄、アサハン分州タンデヨンパレー市にて、軍務整理をやつて居りました。従つてアサハン分州は勿論、東海岸州に於ける軍政の状況及び一級抑留所の實狀を最もよく知つて居る者の一人であります。

一、スマトラに於ける俘虜抑留者に對する一般的取扱

A、俘虜

私が着任致しました當時(昭和十七年八月六日)歐洲入俘虜收容所はメダン附近に在りました。現地入軍人は既に開放されて居ましたがア
ンボン出身の軍人のみは宗教習慣を具にし且つ職業を持つて居ない關
係上コタチャネに抑留して居りました。俘虜の管理はシンガポールの
收容所長の指揮を受けて、軍政部とは關係がありませんので内部の事は
知りません。

裏面白紙

B、一般抑留者

抑留者の取扱ひに關する方針は、常に人道と國際法に準據して居りました。

即ち食糧は規定に従つて支給し、強制労働、私的制裁は禁止され、あり、處罰は全て法規に照らして行はれ、抑留者の私物は最大に持込が許され、残留品及び法人財産は徵産管理局に於て所定の手續に依り處理管理されました。

口供の便宜上私の着任當時より終戦迄三期に區分致します。

「第一期」一昭和十七年八月以降十九年三月頃迄一

A、該期間は軍政部が抑留所を管理してゐました。其の所在地はメダン市・ブラスタキ市・シヤンタル市・ビンデエイ市・タンデヨンバレー市等にありました。

1、建物に病院、ホテル、教會、民家（或は住宅）等を使用

2、食糧中主食の配給量は一般住民の配給量を遙かに超過致して居りました。戦前よりスマトラは食糧不足し、島外よりの輸入に依りてゐましたが、戦争中は船舶の不足と潜水艦に依る被害により輸入は非常に困難でありました。自給自足の立前より食糧の

裏面白紙

大増産の實施中でありましたが未だ實績上らず、亦盡力不足のため集荷も非常に困難でありました。従つて住民に對する配給も満足に行はれなかつたのですが、抑留所に對しては極力規定量を配給するべく有ゆる努力を致しました。萬一米が不足した場合は雜糧を補充しました。然し野菜は現地人は程んど作らず、華僑が僅に作つてゐました。従つて野菜栽培も大いに奨励しましたが、其の成績は餘り上りませんでした。

3、一般抑留者は、當初現金、貴重品の所持も全て許されて居たのですが種々弊害が起つた爲め昭和十八年五月頃制限されました。抑留者の當番制に依る買出し、指定商の立入り等も許可されてゐましたので、當初は抑留者の生活は非常に恵まれて居りましたが之も弊害が續出致しましたので次第に嚴重に成りました。そして遂に禁止されました。女中を使用する事も同様でありました。

5、衛生、歐人醫師を専屬とし、輕患者は抑留所内の醫務室に於て重患者は責任者の許可を得て病院に收容されました。當時醫藥品は多量にありました。

裏面白紙

6、抑留所内は全て自治に依らしめ、運動其の祖保護に必要な設備は自己の工夫に於て賡進させ、彼等に於て不可能な事は代表者をして申出させて居りました。運動具等の購入も許して居りました。

7、抑留所は全て歐式の建初で至極保護的でありました。抑留所内の生活は全て自治的であり、子女の教育は彼等自身の手で行はれました。

8、面會、通信等も距離其の地を考慮して極力便宜が與へられ、祭日等には家族の面會も許されました。

9、日本人の抑留所内への立入りは責任者の許可無しには行はれませんでした。

B、軍政協力者

當時軍政の方針として農園口係者、書者等は自發的に農園の管理衛生業務等に協力させることになつておりましたので、數百名に上る歐人が抑留所外にあつて殆んど從來の生活と地位に近いものが與へられて居りました。そしてこれらの人々は現地人の略奪と生命の危険より完全に保護され、職務の遂行上の權限が與へられ

裏面白紙

保證されて居りました。これらの人々の中で特殊の理由、例へば日本人との個人的な衝突、現住民との摩擦、亦は軍政目的を阻害し、阻害する懼れある者、阻害すると誤解されやすき行動の多き者等は所定の手順を経て、協力を停止され抑留所に抑留されました。其の他は後日戦局の急迫を告げる迄は其の生活を保護しました。特殊の者を除き全て喜んで軍政に協力しました。其の成果に對しては軍政の幹部も一様に認め、高く賞讃し、且感謝して居りました。

「第二期」——昭和十九年四月頃より同年十月迄——

此の期間に於ては第二十五軍が直接抑留所を管理してゐました。それは印度洋方面の戦況が段々緊迫した爲でありまして、抑留所の一二ヶ所は奥地に移轉されました。抑留者の取扱は原則的には第一期と同様でありました。然し新たに任務に就いた佐田中佐以下少数の兵員軍属は、土地の情況に不慣れ言語の不通、客観状態の緊迫等に依つて多少行届かない點もある様に思はれました。然し軍政部はこれに對する完全な協力を命ぜられませんでした。此の頃より全般的に経済的困難の現象が現はれ、抑留

裏面白紙

所の業務は次第に困難となつて來ました。業務担当者には軍政部との連絡や、又特に食糧、其の他の物資の集荷に懸命の努力を致して居りました。其の努力は實に涙ぐましいものがありました。人員の不足のため警備の一部は、現地人の兵補に依つて補充されました。

此の頃より戦局の切迫により歐人の協力者は次第に日本人又は現地人に依つて換へられて行きました。

「第三期」一昭和十九年十月頃より終戦迄

此の期間も管理系統は第二期と同じでした。戦局の急迫に伴ひ、軍事上の目的より私の管理地区内のラントラバット附近のシリゴリンゴとアイルバミンケに北部スマトラの全抑留者約七千名を收容する收容所が急造されました。シリゴリンゴは男子を收容し、アイルバミンケは婦女子を收容しました。前者は其の爲めに急造されたものであり、後者は從來農園に於いて使用してゐた建物でありました。両所共、生活、食物、衛生状況が満足すべき状態になかつた事は事實であります。婦女子の收容所は男子のそれに比し多少良好な状態

裏面白紙

二、

でありました。食糧其の他の物資は非常に缺乏して来て抑留者の生活が苦しくなつたことは氣の毒に思ひました。然しそれは戦況の結果でありましてどうすることも出来ませんでした。私は、田邊第二十五軍司令官の御巡視の際（昭和二十年六月末頃）久野村師團長との對談中收容所の改善が話題の中心になつて居るのを聞きました。又其の直後（昭和二十年七月中旬頃）谷口第二十五軍參謀長の初度巡視の際、私も立會ひましたが、抑留所職員に對する訓示に於て、全般的且つ細部に亘つて取扱上の注意を與へられた。其の内容は實に人道と國際法に基づくものでありまして、職員に至らない點を一つ一つ指摘され強く叱責され、將來の取扱を明示されました。私は肝銘深く此の訓示を聞きました。私の知る限り抑留者の取扱に關する上からの命令はあく迄國際法と人道に準拠したものでありましたが、末端に於ける最少救者の不注意又は當時の特殊事情等に依つて命令が充分に實行されなかつた場合もあつたと思ひます。然し第三期を除いてそれ以前は大體に於て満足すべき状態であつた

裏面白紙

と信じます。

三、私は正任中歐洲人には *Gentleman* として亦現地人にはクラ
 マツトとも云はれ、華信よりは大人として信頼され、日本へ歸る時
 は英人後察官より特に「戦争中の歐洲人取扱ひに對して各國民を代
 表して厚く感謝する」との送別の際を送られました。私の御留者に
 對する取扱ひに對しては、富法廷に於て「リンヘアー」證人も認め
 居られる様ですが、これに就いては私は武蔵師團長の御指導と、御
 指示に依る結果であることを申さねばなりません。以下私は武蔵師
 團長と私の關係を述べます。

裏面白紙

四、武蔵師團長と私との関係

武蔵師團長と私との関係は第二十五軍軍政部に依つて行はれましたので現地のスマトラの軍政は概ね各州長目に對し、軍政に關する命令權は持たせません。従つて武蔵師團長は軍政及び抑留所とは無關係であり、又私とは命令權の關係はありません。

武蔵師團長のスマトラ着任は昭和十七年五月中旬と聞きました。轉出は昭和十九年十月上旬であります。従つて武蔵師團長のスマトラ在住は前述第一、第二期間でありまして、北部スマトラは此の期間中は食糧（特に米）事情を除いては一般に平穩であり、第三國人抑留者に對する取扱ひは、軍政に協力させる方針であり、抑留者の生活もまだ悪まれておりました。私は着任後間もなく昭和十七年八月十六日頃武蔵師團長がアサハン地方の初度巡視に來られて、タンヂヨンパレ市內アサハン分州長目舎に休憩された時初めて御會ひ致しました。以下武蔵師團長と御會ひ致しました都度對談致し指導を受けた事を私の記憶を辿り口述致します。

昭和十七年八月十六日（タンヂヨンパレ市內分州長目舎に於て）當時私は着任早々で、前任者山田陸軍中尉と事務引繼中でありました。私は着任後自ら知り得たことと、前任者より教へられました

裏面白紙

229

230

B

昭和十八年一月二十五日（メダン師團長司令部に於て）

官舎に武藤師團長を訪問し、初度巡視の際の御注意に依り、當時タ
ンヂヨンバレー市中に散在して居る抑留所を一ヶ所に纏める事、生
活、衛生、娯楽に關する處置及び抑留者並に現住民の爲め「オラン
ダ人」醫師を抑留所外に居住せしめ、家族同居の上、衛生方面に活
させる計畫を申し上げました所大いに喜ばれ、早々実行する様に促

- 1、分州の状況に就て御話し申し上げ、今後分州長として軍政を實施す
る上に注意すべき點に就いて御指導をお願ひ申し上げました所武藤
師團長は次のことを云はれました。
- 2、スマトラ占領直後軍人が軍政を擔任したが、君は文目として軍
人の爲した前例に不拘、最善と信ずることを行はれ度い。
- 3、現地人の心を捕なれば、治安の確保は出來ない。治安の安
定の爲めには如何なる理想も實現することは出來ない。
- 4、此の點を充分工夫注意する事が肝要である。
- 5、敵國人抑留者は同情すべきものであるから充分愛護の情を以て
世話しなければならぬ。抑留所は現地人や軍人中の不心得
者などが間違を起さぬ様に位置を選び安全を圖らなければなら
ない。

裏面白紙

されました。私は食糧事情の悪化した今日、抑留者を徒食させる
 のは不経済だと申しました所、「國際法上強制労働は禁示されてゐ
 る故、全て自發的に働く様に指導せよ。食糧は努力規定量を支給
 する様努力せよ」と申されました。
 又次の事も云はれました。
 何處の國の子供も賣であるから收容所内の子供はたゞ遊ばせるだけ
 でなく、自治的に勉強させよ。教科書は各家庭に持つてゐるだら
 うからそれを求めればよい。
 又次のことも云はれました。
 帝國軍隊は嚴肅な軍紀を保持せねばならぬ。然し近頃は種々雑多
 な軍隊がスマトラに来てゐるので其の中にはどんな人間があるかも
 知れぬ。萬一不心得者があつたら直ぐ知らしてくれ。
 又農園其他で働いてゐる抑留者に対しては、全て紳士的取扱をする
 べき旨も注意されました。
 私は是非亦師團長が分州を巡視される事をお願ひしました。
 昭和十八年八月頃（武蔵師團長がウキルヘルミナ操布を視察された
 際、分州長キサン宿舎において）私は武蔵中將の巡視される事を
 非常に楽しみにしました。
 師團長は私との對談において次の事を申されました。

裏面白紙

治に感々としてゐるまでには心細い限りだ。軍政關係者はよく指導する必要がある。武藤師團長は前にも述べた様に、私に對し、指揮系統、業務系統から云つて、全然關係を持たれなかつたが、私は個人として武藤師團長の軍政施行上の御意見を機會ある毎に進んで御尋ねし、それを基礎として三年有餘に亘つて、軍政の末端を監督し、効果を上げ得た事に深甚の感謝を今尚ほ持ち續けて居ります。

E 3095
Def Loc No. 2297

ノルマール (1880)
新島三郎 (1880)
(1880年)

善フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ誤必ヒズ又何事ヲモ附加ヒザルコトヲ

宣
習
書

古
思
三
郎

E 3095
Def Doc No. 2297

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺惑ヒズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣
誓
書

署名捺印
古
思
三
郎

234

15

235

裏
面
白
紙

昭和二十二年（一九四七年）六月十二日於東京都目黒區上目黒五丁目二四二八

原宅

供進者 古思三郎

右ハ營立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス。

同日於同處

立會人 原 清治

裏面白紙

高橋

常電番號八二四、滿洲國ニ在ル奉天(ムクテン)俘虜收容所ニ付、郵便宛
先ニ滿洲國奉天俘虜收容所、收容可能人員一五〇〇、所長松田大佐、收
人員將校英六、譯一、米一六、下士官英二九、譯五、米五一、兵卒英四九、
譯一〇、米六四七、總計一二七四、英八四、譯一六、京城ヨリ移管サレシ
者ニテモト昭南ニ在リシ者、米一一七四、比島英一「バタン」コレヒド
「ビーテイ」少佐、米ハ「ハンキンス」少佐、下士官代譯者ハ英一、米一
尙米兵卒一、英兵卒一、總計六名、視察月日一九四三年十一月十一日、奉
天市外、肥沃ナ平原ニアリ、昨年十月二十日開設、同年十一月十一日收容

月ニ假收容所ヨリ移管、收容所總面積四九三〇平
方尺ニ圓マレ辨ニ高壓電線ノ仕掛アリ、建物總面積
瓦屋根、接續セル手洗場、大小便所、二重レンガ造
窓、板床、別建物トシテ病院、酒保、倉庫、浴場、汽室、雜用場アリ、
室内設備トシテ電光、暖房ハ「ロシアル」式ヘッパカス(鋼管ヲレンガニ
テ固ミ)ヲ室内ニ表置、煙草兵舎ト同様、使用期間ハ十一月十一日ヨリ三
月二十日迄通風良シ、消火器ノ備アリ、俘虜居室ハ三棟ノ建物、各建物ハ
十部ニ分チアリ、上下ノ暖臺ヲ有ス、一部分ノ收容可能人員五〇、現在收

20.57
E 3096
Def Doc No. 2645

書稿

常電番號八二四、滿洲國ニ在ル奉天(ムクテン)俘虜收容所ニ付、郵便宛
 先ハ滿洲國奉天俘虜收容所、收宛可能人員一五〇〇、所長松田大佐、收宛
 人員將校英六、譯一、米一六、下士官英二九、譯五、米五一、兵卒英四九、
 譯一〇、米六四七、總計一二七四、英八四、譯一六、京城ヨリ移管サレシ
 者ニテモト昭南ニ在リシ者、米一七四、比島英ニ「バタン」コレヒド
 「ル」ヨリ移管サレシ者、最高年者五七、最低年者二一、代譯者ハ英側ハ
 「ビータイ」少佐、米ハ「ハンキンス」少佐、下士官代譯者ハ英一、米一
 尙米兵卒一、英兵卒一、總計六名、視察月日一九四三年十一月十一日、奉
 天市外、肥沃ナ平原ニアリ、昨年十月二十日開設、同年十一月十一日收容
 開始現收容所ニ本年八月ニ假收容所ヨリ移管、收容所總面積四九三〇平
 方米、高二、六米レンガ葺ニ圍マレ、高壓電線ノ仕掛アリ、建物總面積
 一三七二〇平方米、俘虜用建物面積一一五五〇平方米、二階建ノレンガ造
 三棟、煙草兵舎ト同様、瓦屋根、接續セル手洗場、大小便所、二重ガラス
 窓、板床、別建物トシテ病院、酒保、倉庫、浴場、汽室、雜用場アリ、
 室内設備トシテハ電光、暖房ハ「ロシア」式「カス」(鋼管)レンガニ
 テ「ロシ」ヲ室内ニ設置、煙草兵舎ト同様、使用期間ハ十一月十一日ヨリ三
 月二十日迄通風良シ、消火器ノ備アリ、俘虜居室ハ三棟ノ建物、各建物ハ
 十部ニ分チアリ、上下ノ寢臺ヲ有ス、一部分ノ收容可能人員五〇、現在収

裏面白紙

容人員兵卒四十二名乃至四十六、將校十六、器具ハ乘敷蒲團一、軍用毛布
 六、敷布二、枕袋一、枕カバー一、夏期ニハ蚊帳アリ、命令ハ日本語文ノ
 英語、衛生設備トシテハ舎ニ接続セル手洗場、大小便所、水栓一二〇、日
 本式便所七二、毎週採取、コンクリート湯槽三本、横五米、深一米、三
 個、シャワー一二二、兵卒入浴一日置、將校毎日、就勞者ニハ着替室アリ、
 衣服掛アリ、水栓四八、排水良シ、水洗式便所、消毒ハ石灰ニ依ル、下敷
 ハ消毒液ニ浸ス、給水ハ所内井戸ヨリ飲用水ハ沸騰後使用（給水塔目下應
 設中）食學ハ朝、晝、夕、一日一人當食物ハグラムニシテ小麥粉四〇〇、
 コーリヤン八〇、玉蜀黍一九〇、特ニ就勞者ニ肉並又ハ魚肉五二ヨリ一〇〇、
 脂肪二五、野菜馬鈴薯ヲ含ミ六〇〇、大豆二〇〇、リンゴ、ミカン若干、
 砂糖六〇、加味科例ヘバカレー、胡椒、醬油、食鹽若干、コーリアン茶二
 〇、平均カロリ一三八〇、病者及就勞者カロリ一四一〇、日本軍ノカ
 ロリ一量三四五七、一ベスタロツチル所内ニ於テ食食時ニ野菜スーブ、甘
 藷パイ、馬鈴薯、玉ネギ、豆パイ、玉蜀黍、粉製パン、普通パン、コーリ
 アン茶試食ス、階上質物ナリ、俘虜ハ食物ニ満足ス然シ結局變化ナキ感ヤ
 、アリ、一九四二年十二月ノ体重六四、七キロ、現在六九一キロ、俘虜料
 理人四八内パン焼ヲ含ム料理頭ハ二十四年間ノ職ニ在リ、大鍋二四、パ
 ン焼場ニ窯三個、野菜園面積五三〇〇平方米現在ハウレンサウ栽培面積三

裏面白紙

五〇〇平方米、根米貯蔵室二、一九四四年五月迄ニ貯蔵シ得ル人參、キヤベツ、カフラ在リ、健康状態ハ入所當時重病者七〇乃至八〇〇、關東軍司令部、陸軍一級病院、赤十字病院ノ盡力ニ依リ健康状態良好トナリ目下ノトコロ上成績ト言テ所内ニ良設備ノ病室アリ、陸軍病院トシテ認メラル、醫療器必要品ノ供給ヲ受ク、診察、訪問ハ俘虜及陸軍醫之ヲ爲ス、醫科治療在奉天陸軍一級病院ニテ、特別手段トシテ全俘虜ニチフス、バラテフスA及B、赤痢、天然痘預防注射爲ス、レントゲン、血液検査アリ、治療トシテ日本軍醫一、看護人ノ下士官三、兵卒三、常人看護婦五、俘虜治療醫、陸軍醫四、看護下士官及兵卒合計二九、患者數ハ傳染赤痢六、隔僅サル、マラリア五、脚氣十三、風邪二、急性腸炎十七、其ノ他二六合計六九、内長期所内病棟入院者四三、短期者三、免義務者二三、其所以來死亡者數奉天ニテ一五四、釜山移管途中及釜山ニテ六二、高雄ニテ六、最悪日ハ一九四二年十二月以後死亡率低下シ、一九四三年十月以來死亡者ナシ、死亡原因ハ急性肺炎、脚氣、赤痢、急性肺炎、マラリア、衣類ハ春夏、冬、踏蹠ニ衣服一編供給サル、踏蹠衣服ハ毛裏外套、長靴、毛絲頭布、毛手袋、靴下、下着ヲ含ミ尙作業服、帽子、頭布、長靴、俘虜持參ノ衣服ハ雨外套、夏衣類、將校ノミ各仕度持參ス、洗濯ハ特別洗濯設備、石鹼アリ財的狀態ハ將校個人貯蓄額七、三四六圓他ハ七三四圓、將校ハ日本軍將校ト同額ノ

裏面白紙

給ヲ受ク、點呼七時、消燈二十一時、作業ハ自發的及隨意、毎日及祭
 日ヲ休日トス、仕事ハ所内維持及管理及工場ニテ、兵卒ノ給料ハ一日二十
 五錢マテ、就修理所アリ、又遊場ニハミシン四臺アリ、金庫及木材工場ア
 リ、酒保ニハ巻煙草、菓子日用品、化粧品、文房具販賣ス、日曜及祭日開
 店、理髮師四名賣上利益ハ仔細ノ希望ニ應ジ利用サル、兵卒ノ賃得ル遊
 草數十本將校ハ此レ以上、酒保ニ接續シテ娛樂場アリ、英國教會禮拜毎日
 曜日、日本人牧師ニ依リ施行、屋外大運動場ニテバスボール、球出來、
 別運動場ニテテハヴアレィボール、バスケットボール出來、屋内ニテハカ
 下遊、西洋將棋アリ、番書トシテ小説、專門書、望遠鏡アリ、日刊日本タイ
 ムス紙一二〇部、週報日本タイムス紙一八部、蓄音機二臺、相當數ノ茶
 レコード及數枚ノ日本レコードアリ、映畫ラジオナシ、代辦者ニ依レバ補
 神の娛樂品ヲ非常ニ必要トス、如何ナル物ナリトモ蓄音機ノ增加ヲ欲シ特ニ
 語學研究、機械、成業、醫學ノテキストヲ好ム、一ヶ年ニテシテハ通信ハ
 於校書信三バガキ三、准士官書信一ハガキ三、下士官ハガキ四、兵卒ハガ
 キ三、尙一ヶ月内ニ送シ得ルラジオ通信二〇、伴房情報局經由、一九四三
 年十月迄ノ發信數發信及ハガキ一六二〇、同年十月迄受領數發信及ハガキ
 四三一、電報一、英代辦者「ビーアイ」少佐ニヨレバ妻ヨリ一九四二
 年九月八日附ノ手紙ヲ一九四三年九月八日ニ受領ス、米代辦者「ハンキン

裏面白紙

スレ少佐ニ依レバ本仔房ハ一九四二年五月以來郵便物受領セズシカシ電信
 ニ對スル返信五通受領ス、赤十字救恤品分配未ダナシ、羅馬法王國使節ヨ
 リノ寄附一・五〇〇圓受テ此金ニテ諸物品例ハバ楽器、衣類、講求ス、代
 壽者等ノ言ニ依レバ所内課課員足アリ、松田大佐ハ好意ヲ示シヨリ、ア
 ル分野ニ於テハ職期セシヨリ狀態好シ苦情ナシ、所長ニ依レバ紀律ハ總ジ
 テ弛ミアルト言フノハ怪訝等ハ多額ノ懲罰ヨリ成ル故、刑罰數一六〇、不
 從順、コソ泥、所内規則違反ニ因テ火罰則ノ無視ノ爲、逃亡者三、殺人、暴行
 ヲ爲シタル故軍法會議ノ結果死刑宣告サル

奉天市外ニ在ル仔房墓地調査ス、各墓ニ氏名、階級、例籍、認識號ヲ書シ
 タル簡單ナル木十字架安置アリ、來春ニハ草花ニテ裝飾出來ル見込、領子
 一部既ニ蒔ル。總務印章良好、松田大佐及將校ハ最善ヲ盡シアリ、滿洲國
 赤十字社ヨリ大協刀、好意、親切アリ、關東軍司令部ヨリモ申分ナキ好意
 アリタリ

ベスタロツテ

裏面白紙

赤十字国際委員口証日代表「ヘスタロッケ」の奉天俘虜收容所視察報告書
府宛電報譯文

此書類は俘虜情報局に保管しある書類の正確なる寫なる事を證明す

昭和二十二年三月二十八日

俘虜情報局事務官

上 阪 一

裏面白紙